

官報

号外

平成二十一年四月十七日

○第百七十一回国 衆議院會議録 第二十四号

平成二十一年四月十七日(金曜日)

議事日程 第十五号

平成二十一年四月十七日

午後一時三十分開議

- 第一 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第四 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 消費者庁設置法案(第百七十回国会、内閣提出)
- 第六 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第百七十回国会、内閣提出)
- 第七 消費者安全法案(第百七十回国会、内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第四 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第五 消費者庁設置法案(第百七十回国会、内閣提出)
- 日程第六 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第百七十回国会、内閣提出)
- 日程第七 消費者安全法案(第百七十回国会、内閣提出)
- 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案(厚生労働委員長提出)

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

日程第一 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長水野賢一君。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔水野賢一君登壇〕

○水野賢一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国立公園、自然環境保全地域等における自然環境の保全対策の強化等を図るため、国立公園の特別地域等における規制の対象となる行為の追加、海域における保護施策の充実、生態系の維持または回復を図るための事業の創設等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る六日本委員会に付託され、翌七日斉藤環境大臣から提案理由の説明を聴取し、十日及び十四日の両日にわたり質疑を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のと

おり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長東順治君。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔東順治君登壇〕

○東順治君 たたいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、化学物質の管理について、その一層の強化を求める国際合意がなされるなどの国内外の動向にかんがみ、既存化学物質を含めた包括的な化学物質管理を実施するため、すべての化学物質を対象とし、一定数量以上の製造、輸入を行った事業主に届け出義務を課すとともに、国は、これを踏まえて安全性評価を優先的に行う物質を絞り込み、その評価を行う措置を講じ、あわせて、国際条約上、一定の例外が認められた化学物質について、規制を見直す措置等を定めるものであります。

本案は、四月二日本委員会に付託されました。

本委員会においては、四月三日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、環境委員会との連合審査会を行うなど慎重な審査を重ね、四月十五日質疑を終了いたしました。質疑終局後、採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第三、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長渡辺具能君。

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔渡辺具能君登壇〕

○渡辺具能君 たたいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、駐車もしくは停車が禁止されている道路の部分または時間制限駐車区間のうち道路標識等により指定されたものについて、高齢運転者等標章を掲示した普通自動車に限り駐車または停車をすることができるとするものであります。

第二に、高速自動車国道または自動車専用道路において車間距離保持義務に違反する行為をした者に係る法定刑を引き上げることとするものであります。

第三に、七十五歳以上の者は高齢運転者標章をつけないで普通自動車を運転してはならないとする規定は、当分の間、適用しないこととするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月八

日本委員会に付託され、十日佐藤国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取し、十五日質疑を行いました。質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第四、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長岩屋毅君。

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔岩屋毅君登壇〕

○岩屋毅君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るため、独立行政法人日本原子力研究開発機構により設置される特定中性子線施設の共用を促進するための措置を講ずるものであり、その主な内容は、

第一に、特定先端大型研究施設の定義に特定中性子線施設を追加すること、

第二に、文部科学大臣は、特定中性子線施設に係る基本方針において、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する基本的な方向等の事項を定めること、

第三に、日本原子力研究開発機構は、特定先端大型研究施設の設置者として、中性子線共用施設を研究者等の共用に供すること等の業務を行うことなどであります。

本案は、四月六日本委員会に付託され、四月八日塩谷文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十五日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 消費者庁設置法案(第七十回国会、内閣提出)

日程第六 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第七十回国会、内閣提出)

日程第七 消費者安全法案(第七十回国会、内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第五、消費者庁設置法案、日程第六、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、日程第七、消費者安全法案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。消費者問題に関する特別委員長船田元君。

消費者庁設置法案及び同報告書

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

消費者安全法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔船田元君登壇〕

○船田元君 ただいま議題となりました消費者庁関連三法案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、消費者庁設置法案は、消費者、生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換させるため、消費者庁を設置しようとするものであり、消費者庁の設置、任務及び所掌事務並びに消費者政策委員会の設置等について定めております。

次に、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、消費者庁の設置にあわせ、消費者に身近な問題を取り扱う法律を消費者庁に移管すること等に伴い、関係規定の整備を行うものであります。

次に、消費者安全法案は、消費者の被害に関する情報の消費者庁による一元的な集約体制の確立及び当該情報に基づいた確かな法執行の確保を図るものであります。

消費者庁関連三法案は、第七十回国会に提出され、継続審査となつていたもので、去る三月十七日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日の本委員会において野田国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

翌十八日に民主党提出の二法案とともに一括して審議に入り、同日に麻生内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行い、さらに参考人から数度にわたつて意見を聴取したほか、四月六日には北海道及び兵庫県においていわゆる地方公聴会を開催し、昨十六日には再度麻生内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、およそ六十時間に及ぶ熱心かつ慎重な審査を行いました。

同日消費者庁関連三法案について質疑を終局した後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民

新党・大地・無所属の会の六党派共同提案により、消費者庁関連三法案に対してそれぞれ修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

その主な内容は、消費者庁設置法の題名を消費者庁及び消費者委員会設置法に改めること、

消費者庁の任務に関し、消費者基本法に定める消費者の権利の尊重等の基本理念にのっとり行うことを明記すること、

消費者政策委員会の名称を消費者委員会とすることとし、内閣府本府に置き、あわせてその委員の権限行使の独立性を規定すること、

内閣総理大臣に対する勧告及び建議並びに関係行政機関の長に対する報告徴求、資料提出要求等を規定するなど同委員会の権限を強化すること、

消費者安全の確保に関し、消費生活に関する教育活動を加えること、

内閣総理大臣は、国会に対し、消費者事故等に関する情報の集約及び分析の結果を報告しなければならないこと

等であります。

その後、原案及び修正案について討論を行い、各案について順次採決しました結果、消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案はいずれも全会一致をもって修正議決すべきものと決しました次第であります。

なお、三法案に対して附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 三案につき討論の通告があります。順次これを許します。小宮山洋子君。

(小宮山洋子君登壇)

○小宮山洋子君 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題になりました消費者庁設置関連三法案に対する与野党共同修正案に賛成、また、修正部分を除く政府三法案に對しまして、現状よりは前進ということから、賛成の討論をいたします。(拍手)

政府提出の消費者庁設置三法案と、民主党提出の消費者権利院、いわゆるオンブズパーソン法案、消費者団体訴訟法案とは、行政を監視する機関を行政の中に置くのか外に置くのかなど、そもその考え方、哲学が違う法案でした。

三月十七日、ちょうど一カ月前にこの本会議で質疑をして、その後、消費者特別委員会でも多くの参考人の方々に来ていただいたの質疑や、関係する省庁の八人の大臣を個別に交えての質疑も含め、六十時間近い濃密な審議を行ったことによつて、長年消費者の皆さんが強く望んでこられた消費者のための行政の一元化組織の法律を、政府案に民主党のオンブズパーソンの要素を、行政の中ではありますが、盛り込む形で修正合意をするに至りました。

これは、奮闘された各党の理事、それを支えた議員の皆さんや法制局などの働き、そして、欠かさず傍聴された、きょうも来られているかと思いますが、消費者団体などの皆さんの努力によるものだと思ひます。

一カ月の審議の間に、本当によい審議をしたんですけれども、一つ残念なことがあります。取材

が少なく、記者の皆さんが余り書いてくださらなかったで、審議の様子が国民の皆さんに届かなかったということ。これは、私は、メディアの先輩として、メディアはもつと政策もしっかりと国民に伝えてほしいと思つています。

それとも一つ、今回この修正合意ができたことは、与野党でしっかりと議論をすれば、本当に必要なものは、知恵を出し合い、力を合わせて、国民の皆様方のためにつくり上げることができ、そのよい例だとも思つております。

今回の修正合意の内容は、条文自体の修正は、法案名を消費者庁及び消費者委員会設置法としたこと、消費者の権利の尊重や消費者教育を明記したことなど、十四項目に上ります。今後の課題として附則に明記したものが六項目、さらに、具体的に結めた二項目の合意事項など、全部で二十二項目にも上ります。それに加えて、私も議員生活十一年目でございますが、附帯決議が二十三項目というのはいさよふではないかと思ひます。これを、ごらんいただいた、長く深い審議と、昼夜を分かたぬ協議が行われたことをおわかりいただけたと思ひます。それだけ重要な法案をつくり上げたことを、与野党ともに、特に政府は肝に銘じて、これから消費者の権利を守るための実効性を上げるよう取り組む必要があると考えております。

十四項目の条文修正の中で主なもの、例えば、当初は諮問を受けて意見具申をする消費者庁のものと消費者政策委員会、だつたものを、民主党の権限強化の修正を入れて、内閣府本府に位置づけました。

具体的には、各行政機関に対する資料提出、調査要求、関係各大臣に対する報告と報告に基づく措置の報告徴収、また、総理大臣に対する建議をみずからでき、勧告もできる消費者委員会に格上げをしました。消費者庁と対等に位置づけられ、各省庁に對してもしっかりと権限を持つ消費者委員会にできたことは、大きな成果だと言えます。これで、消費者団体の皆さんなどが、小さく産んでも大きく育てればよいのでとにかく今つくつてくださいますとおっしゃっていた消費者一元化組織が、民主党が魂を入れたことによりまして、最低限機能するものになったと思つております。

次に、主な課題を幾つか挙げます。一つは、今申し上げた消費者委員会の委員や事務局の問題です。

消費者委員会の委員は、二年以内に常勤化を検討することを附則に明記しました。そして、与野党の政策責任者と理事の合意事項として、初代の消費者委員会の委員について、常勤的に勤めることが可能になるよう人選し、財政的に措置も行うことといたしました。きのうの審議でちよつと気になったんですが、官僚の天下りは認めない、このことも含めてしっかりと実行してほしいと思ひます。

課題の大きな柱は、委員会でも最も時間を割いた地方の問題です。

地方の窓口がしっかりと機能しなければ、中央にどのような組織をつくつても、全国の消費者被害は救済できません。消費生活センターが各地にでき、官製ワーキングプアとも言われる相談員の皆さんの処遇が改善され、必要な研修も受けられて

技能を高められることがぜひとも必要です。当面、今回の補正予算で上積みされる基金について、人件費に充て、交付要綱で手厚くすることなどを合意事項とし、三年以内に地方消費生活センターの位置づけ、人員配置、国の支援のあり方を、法改正も含めて全般的に検討すると附則に明記しました。この点は大きな宿題だと考えています。

また、少額の被害が多数出ている場合に、適格消費者団体がかわつて訴訟を起こす団体訴訟制度に、現在の差しとめ請求だけでなく、損害賠償請求もできるようにすべきという法案を、二〇〇六年の消費者契約法改正のときの法案からバージョンアップして、民主党は提出しました。これについては、不当な収益剥奪、加害者の財産散逸防止などを三年をめどに検討し、必要な措置を講ずると附則に明記しました。さらに宿題の期間を延ばしたわけですが、附則に三年をめどと書きましたので、しっかりと取り組んでほしいと思ひます。

このように、多くの皆さんの努力で、法律を待ち望んでいらした消費者の皆さんから、恐らく八十点はいただける修正になったのではないかと思つております。

衆議院に常設の委員会として設けられた消費者問題特別委員会を中心に、国会は、多くの課題の解決に常時努めていくことが必要だと考えます。仕組みをつくつても、担う人が肝心です。これから最長九月までの任期の麻生内閣ですが、与野党修正の意思を踏まえて、発足に向けてしっかりと準備をしてほしいと思ひます。

行政の外に実行力のあるオンブズマンの仕組みをつくることについては、民主党が政権をとって実現することを申し上げて、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 大口善徳君。

(大口善徳君登壇)

○大口善徳君 公明党の大口善徳であります。

私は、自由民主党及び公明党を代表いたします。消費者庁関連三法案及び修正案につきまして、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

消費者問題特別委員会が本院において本年一月五日に設置され、船田委員長のもと、三月十七日から消費者庁関連三法案及び民主党提出の対案の審議が始まり、審議時間は五十八時間を超え、野田担当大臣はもとより、麻生総理には二度にわたって、さらに、八人の関係大臣にも出席していただき、熱心かつ充実した質疑が行われました。

また、十一人に及ぶ参考人の方々、札幌、神戸二カ所での地方公聴会における八人の意見陳述者の方々から、地方消費者行政の最前線の生の声を初め、それぞれ、多様な、専門的な立場から、貴重な御意見をいただきました。

さらに、理事会等において、オブザーバーを含めた全会派の代表者により、今週の月曜日から連日、昼夜を分かたず、真摯かつ精力的に逐条的な修正協議が行われた結果、昨日の特別委員会、ついに修正案が全会派共同で提出され、原案とともに全会一致をもって修正議決されたことは、立法院の高い見識を示すものであり、我が国の議会制民主主義にとっても極めて重要な意義を持つものであると考える次第でございます。

消費者行政の一元化、消費者庁の創設については、多くの消費者団体や日本弁護士連合会が数十年前から提唱し、ようやく重い扉が開かれたということであり、関係者の方々の地道な御努力と力強い御協力に心より感謝申し上げる次第でございます。

政府案は、これまで、各省庁の縦割りのもとで、産業振興に付随する形で推進されてきた消費者行政の仕組みを大転換し、消費者を主役とする、政府のかじ取り役となる新たな組織を設置するものであります。すなわち、消費者行政を一元化し、消費者庁を設置し、同庁が、情報を一元的に集約、調査、分析し、消費者行政の司令塔として各省庁に対し勧告を行い、縦割りを超えて新法を企画立案し、消費者に身近な法律を所管し、各省庁への措置要求、すき間事案への対応の権限を持つという、これまでにない画期的なものであります。

次に、今回の修正案について賛成の理由を述べます。

第一に、政府原案の消費者政策委員会を消費者委員会に改め、独立性を担保し、その権限、機能を強化したことであります。

具体的には、消費者委員会が消費者行政全般に対する監視機能を強化すべきものとの観点から、消費者庁のもとに置くのではなく、内閣府本府のもとに設置すること、委員の職権行使の独立性を明らかにすること、内閣総理大臣等への建議、内閣総理大臣への勧告、勧告に基づき講じた措置の報告の徴収、及び関係行政機関の長に対する資料要求等の各権限を新たに規定。さらに、附則で、

十人以内の委員のうち、三人を常勤的に勤務できるように人選し、施行後二年以内の常勤化を図ることを検討する旨規定した次第でございます。

第二に、委員会の審査を通じて最も大きな論点の一つであった地方消費者行政の支援のあり方について附則に規定したことであります。

いつでもどこでも相談員による一定水準の助言、あつせん等を得て問題を解決できるよう、相談窓口へのアクセスの確保と適切な相談員の配置、そして特に相談員の処遇改善が急務であります。

そこで、修正案の附則において、施行後三年以内に、消費生活センターの適正な配置及び人員の確保、相談員の待遇改善等に関する国の支援のあり方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされたところであります。

また、本委員会として、今般拡充された地方交付税措置を活用しつつ、平成二十年度第二次補正予算により設けられた三年間百五十億円の地方消費者行政活性化基金に新たに上積みをして、支援対象を相談員の人件費等に拡充するとともに、交付税網等において処遇改善を図る地方公共団体への配分を手厚くする旨、全会派代表者間で合意をいたしました。

第三に、被害者救済制度の検討について附則に規定したことであります。被害者救済制度の導入の重要性については、本委員会においても共通の認識でありました。今回、附則に施行後三年を目途として、期限を切つて、加害者の財産の隠匿または散逸の防止に關する

る制度を含め、多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益を剝奪し、被害者を救済するための制度についての検討を加え、必要な措置を講ずるものとされたところでございます。

これは、我々みんなの魂が入っているということでございます。

今後、消費者基本法の消費者の権利の尊重等の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全な生活を営むことができる社会の実現に向けて、与野党協力し、一日も早く消費者庁を創設し、地方消費者行政を強化することが国民に対する立法院の責務であることを深く自覚し、私も法案の成立及び成立後のさらなる体制の整備に努力してまいることとお誓い申し上げます。賛成の討論とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 吉井英勝君。

(吉井英勝君登壇)

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表して、消費者庁設置関連三法案について、与野党全会派による共同修正の上で可決することに賛成の討論を行います。(拍手)

最初に、この法律は、消費者被害に遭われた方々や、それらの方々を支援して長年にわたり消費者運動に取り組んでこられた団体や弁護士、消費生活相談員などの皆さんの取り組みによって実現する力が生まれたものであります。改めて、消費者運動に取り組まれてきた皆さんに心から敬意をあらわしたいと思います。

私は、一カ月前の本会議で、「各会派が知恵を

持ち寄つて、本場に消費者の立場で機能する法律に仕上げていくことが重要であります。」と述べましたが、与野党の共同修正という形でその第一歩は踏み出されることになりました。この法律を消費者団体、消費者運動に携わるすべての皆さんに使い尽くしていただきたいと思ひます。

設立される消費者庁にも消費者委員会にも、その役割を果たすことを求めるものであります。

食の安全問題からパロマ製ガス器具やシンドラ製エレベーターの死亡事故、さらに大和都市管財事件などの金融被害に至るまで、国会の審議を通じて、その実態と原因の究明の重要性が取り上げられました。なぜ、深刻な消費者被害が生じ、その拡大を防ぐことができなかったのか。その大もとにあったのは、産業界成行政や消費者保護の規制を骨抜きにした産業優先の規制緩和であります。輸入食品をチェックする監視員から消費生活相談員まで、国でも地方でも、規制緩和、行革路線によって、消費者の安全のための規制、監視、相談機能が弱体化させられたことは明白であります。

今求められているのは、まさに、こうした消費者行政の規制緩和を根本的に見直して、消費者の権利や利益を守る立場に立つことでもあります。私たちは、消費者の皆さんと共同して、こうした立場から、国会の恒常的な消費者問題特別委員会、法律施行後の消費者行政を監視し、チェック機能を果たしていきたいと思ひます。

同時に、今回の立法では尽くし得ていないところについては、六党合意に盛り込んだ附則などを生かして、消費者の権利の実現に向けてさらに前進していくことが重要です。そのために尽力する決意を申し述べて、賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも修正であります。三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、三案とも委員長報告のとおり修正議決いたしました。(拍手)

○谷公一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、消防法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長赤松正雄君。

消防法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔赤松正雄君登壇〕

○赤松正雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、傷病者の搬送及び受け入れの迅速かつ適切な実施を図るため、都道府県が傷病者の搬送及び受け入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会の設置等を行うとするものであります。

本案は、去る四月九日本委員会に付託され、同月十四日鳩山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日東京消防庁の災害救急情報センターの視察を行いました。本日質疑を行い、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○谷公一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案とともに、厚生労働委員長提出、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案の両案は委員会の審査を省略して、三案を一括議題とし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(河野洋平君) 国民年金法等の一部を改正

する法律等の一部を改正する法律案、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。厚生労働委員長田村憲久君。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案

(本号末尾に掲載)

(田村憲久君登壇)

○田村憲久君 たいま議題となりました各案について申し上げます。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十六年に成立した年金制度改正法において、基礎年金の国庫負担割合を二分の一に引き上げることとされたことに基づき、平成二十一年度及び二十二年度について、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入金を活用する

ことなど所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月三十一日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会では、翌四月一日舩添厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、三日から質疑に入り、本日質疑を終局いたしました。

次いで、自由民主党及び公明党より、施行期日についての修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。次いで、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

次に、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、事業主等の経済的負担の軽減に資するため、現行の年一四・六％の社会保険の保険料等に係る延滞金の割合を納付期限から一定期間軽減する措置を講じようとするものであります。

次に、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、年金記録の訂正がなされた場合において、年金時効特例法に基づいて支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額とな

るようにするため、本来の支払い日から実際の支払い日までの間の物価の状況を勘案して算定した特別加算金を支給しようとするものであります。両案は、いずれも本日の厚生労働委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 三案中、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案につき討論の通告があります。順次これを許します。楠木道義君。

(楠木道義君登壇)

○楠木道義君 民主党の楠木道義でございます。私は、民主党・無所属クラブを代表して、たたいま議題となりました、政府提出、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正案に反対の立場から討論を行います。(拍手)

以下、その理由を申し上げます。

本法案は、平成十六年年金法改正に基づいて提出され、国庫負担二分の一引き上げについて、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成二十一年度までの間のいずれかの年度に実施するとあります。しかし、税制の抜本的改革は何ら実現せず、困った政府・与党は、みずから存在しないと言っていた埋蔵金に依存したのです。これで百年安心とは、余りにも国民をばかにしています。

さらに、このたびの厚生労働委員会審議におい

て、極めて重大な事実が明らかになりました。

政府は、本年二月に、将来の給付水準を所得代替率五〇・一％とする財政検証結果を公表していますが、この試算は、納付率八〇％を前提にしています。しかし、我々が、実績に近い納付率六五％とした場合の所得代替率を再計算するよう要求したところ、何と四九・三％という、五〇％を下回る数字が明らかになったのです。これは非常に重大です。

平成十六年改正で政府・与党は、所得代替率五〇％を百年安心といつて国民の皆様は約束したので、今回、無理やり五〇％維持ありきの試算を公表したのです。都合の悪い数字は隠べいして問題をやり過ぎそうとする政府・与党の姿勢は、まじめに年金保険料を納め続けている国民の皆さんへの背信行為です。

与党議員の皆さんも、三年連続減少している、現在六三・九％の国民年金納付率が突然八〇％になると本当にお考えの方がおられるなら、ここでぜひ手を挙げてみてください。いかがですか、皆さん。

その上、舩添大臣の口から信じられない答弁が飛び出しました。今後の年金給付の予測を問う我が党議員の質問に対して、それは神のみぞ知るとまで聞き直されたのです。いかがですか、皆さん。神のみぞ知るですよ。

生活を切り詰めて保険料を納めている国民の皆様が将来の年金給付額は神のみぞ知ると言われたら、これではもう保険料を納める気など、うせてしまうではありませんか。舩添大臣、この神のみ

ぞ知る発言を今すぐこの場で撤回してください。
ほかに、舛添大臣は、保険料納付率以外にもさまざまな指標があると逃げの答弁を繰り返されましたが、労働力推計や物価上昇率、賃金上昇率、年金の運用利回り等、とても現実的とは考えられない希望の数値のオンパレードであることが委員会質疑の中で明らかになりました。

ここは、国民の皆様は、希望や願望ではない、実現可能な現実的な数値を再度設定し、所得代替率について再計算すべきです。

このような舛添大臣に比べて、実は、麻生総理は、舛添大臣よりは現状をおわかりなのではないでしょうか。

総理は、昨年三月の中央公論誌上で、こう書かれておられますよね。

政府がどんなに百年安心とうたっても、自戒を込めて言えば、もはや信用する人はだれもない。国民皆年金という文句は、もはや死語だ。抜本改革しか、国民の信頼を取り戻すのではない。私は宙に浮いた年金問題で民主党がつくった国家プロジェクトという考え方に全面的に賛同すると。

ここまで書いておられながら、なぜ麻生総理は、総理に就任した途端に年金制度抜本改革の旗をおろしてしまわれたのでしょうか。ここでもまた、ぶれてしまわれたのでしょうか。

以上、本法案への政府・与党の無責任きわまりない姿勢を見るにつけ、これを本院において否決し、真に必要な年金制度の抜本改革を行うべきです。それができないなら、一日も早く、いえ、一

刻でも早く政権交代して、本当に国民の信頼に足る年金制度にチェンジしていくべきではないでしょうか。そのことを強く主張いたしまして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 井上信治君。

(井上信治君登壇)

○井上信治君 自由民主党の井上信治です。

私は、自由民主党及び公明党を代表して、たゞいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について、賛成の討論を行います。(拍手)

我が国の公的年金制度は、加入者数約七千万人、受給権者数約三千四百万人を数え、給付費総額は約五十兆円に達するなど、我が国の社会経済上、なくてはならない制度として既に深く定着しています。

公的年金制度については、世代を超えて制度が安定的に運営されることが、国民からの信頼を確保する必須の条件です。そのため、平成十六年の年金制度改革においては、今後さらに急速に進行する少子高齢化を見据えて、長期的な給付と負担の均衡を図り、現役世代の負担を過重なものとならないため、保険料の将来水準の上限を固定するとともに、負担の範囲内で給付を自動的に調整する仕組みを導入するなどの見直しを行いました。

基礎年金の国庫負担割合の見直しについては、このような平成十六年改正の重要な柱として、国民年金法の本則上、それまでの三分の一を二分の一に改正したものであり、平成十六年改正による持続可能な年金制度構築のための大前提となるも

のであるとともに、政府・与党の国民に対する約束であることから、安定財源のあり方も含め、これを確実に実行する必要があります。

本法案については、このような基礎年金国庫負担二分の一の実現の重要性にかんがみ、平成二十一年度及び平成二十二年度について、現行の基礎年金の国庫負担割合に基づく負担額のほか、財政投融資特別会計から一般会計への特例的な繰り入れを行い、国庫負担割合二分の一との差額を負担することとしています。また、その後、税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保を図った上で、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引き上げを恒久化するものです。

このように、政府案の考え方は、現下の厳しい経済情勢のもとにおいて、年金制度の持続可能性を確立し、国民からの制度に対する信頼を確保するための極めて現実的かつ妥当な内容であり、早期にその実現を図るべきものと考えています。

さらに、本法案の附則には、基礎年金の最低保障機能の強化等に関する検討を進め、制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にその具体化を図る旨の検討規定が設けられています。今後は、この検討規定に沿って、基礎年金の最低保障機能の強化等も含め、公的年金制度のあり方について、幅広い国民的な議論を進めていくことが重要です。

今回、本法案については、厚生労働委員会において二十五時間を超える審議が行われ、今後の年金制度のあり方も含めた活発な議論が行われましたが、本法案に基づく基礎年金国庫負担二分の一

実現の重要性については、いささかも異論の余地はありません。

国民の制度に対する信頼確保を図り、今後の年金制度を持続可能な仕組みとするために必要な本法案に対し、賛成であることを表明し、私の討論を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

次に、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも可決いたしました。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、防衛省設置法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。防衛大臣浜田靖一君。

(防衛大臣浜田靖一君登壇)

○防衛大臣(浜田靖一君) 防衛省設置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

防衛省の所掌事務をより適切に遂行する体制を整備するため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更、防衛参事官の廃止、防衛大臣補佐官及び防衛会議の設置、防衛大学校等における研究の位置づけの明確化、陸上自衛隊の学校の生徒及び自衛官候補生の身分の新設、自衛官の勤務延長及び再任用に係る期間の伸長、第十五旅団の新編等の措置を講ずる必要がございます。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

まず、防衛省設置法の一部改正について御説明いたします。

第一に、自衛隊の部隊等の改編等に伴い、自衛官の定数を九百一人削減するものであります。これにより、自衛官の定数は、二十四万七千七百四十六人となります。

第二に、防衛大臣の補佐体制を強化するため、防衛大臣補佐官を新設し、政治任用者、文官及び自衛官の三者が一体となって防衛大臣による政策決定を補佐する防衛会議を新設するとともに防衛

参事官を廃止するものであります。

第三に、防衛大学校及び防衛医科大学校において自衛隊の任務遂行に必要な理学及び工学並びに社会科学並びに医学に関する高度の理論及び応用に係る研究を行うことを明確化するものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、陸上自衛隊の学校において陸曹長以下三等陸曹以上の自衛官となるべき者として教育訓練を受ける職員として、生徒の身分を新設し、当該生徒を防衛省の職員の定員外とするともに、三等陸士、三等海士及び三等空士の階級を廃止するものであります。

第二に、任期制自衛官となるべき者として教育訓練を受ける職員として、自衛官候補生の身分を新設し、その任用期間等を定めるとともに、防衛省の職員の定員外とするものであります。

第三に、定年に達したことにより退職することとなる自衛官について、本人の同意を得た上で、当該自衛官が定年に達した後も通算三年まで引き続き自衛官として勤務させることを可能とするものであります。

第四に、自衛官への定年退職者等の再任用について、現行において一年以内の任期とされているところ、六十歳前に限り三年以内の任期を可能とするものであります。

第五に、陸上自衛隊の部隊の改編に伴い、即応予備自衛官の員数を四十二人増加するものであります。これにより、即応予備自衛官の員数は、八

千四百六十七人となります。

第六に、南西地域における防衛体制を強化するため、陸上自衛隊の第十五旅団を新編するものであります。

次に、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正について御説明いたします。

第一に、防衛大臣補佐官の新設に伴い、防衛大臣補佐官に対する給与等について規定の整備をするものであります。

第二に、陸上自衛隊の学校の生徒の身分の新設に伴い、生徒手当の新設等を行うものであります。

第三に、自衛官候補生の身分の新設に伴い、自衛官候補生手当の新設等を行うものであります。そのほか、関係法律の規定の整備を行うものであります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。神風英男君。

(神風英男君登壇)

○神風英男君 民主党の神風英男です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました防衛省設置法等の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

まず冒頭、今般の北朝鮮によるミサイル発射事案について伺います。

今回の発射誤報について、浜田大臣はヒューマンエラーと結論づけておられますが、果たしてヒューマンエラーだけの問題であつたのでしょうか。

検証報告によると、航空総隊司令部で、部隊から、スパークインフォメーション、飯岡探知との連絡を受けながらも、そのスパークインフォメーションをSEW入感と取り違えて、飯岡探知、SEW入感と中央指揮所に連絡し、その結果、発射アナウンスになったとの報告であります。

確かに、この点については、ヒューマンエラーであると確認できます。しかしながら、この種の対応については、用語の使い方、伝達の方法、確認チェックの手順等について厳密なマニュアルがあつてしかるべきと考えますが、報告を聞く限りでは、そのマニュアルが機能しているようには思えません。

また、当然ながら、中央指揮所自体におけるSEWの確認チェックもマニュアル化されていると想像しますが、なぜその確認作業さえもなされなかつたのでしょうか。

つまり、誤報の原因は、そもそもマニュアルが存在していなかつたことによるものか、またはマニュアルに不備があつたのか、あるいはマニュアルは整備されていてもそのマニュアルを無視して行動したことの原因があるのか、防衛大臣の明確な答弁を求めます。

さらに、五日には、前日の失敗から、折木良一

統合幕僚長が中央指揮所で陣頭指揮に当たり、首相官邸に発射を伝えるよう指示したそうですが、危機管理への対応としてシステム化されているはずの指揮命令系統が、なぜ四日と五日で異なっているのでしょうか。四日と五日の指揮命令系統の相違点、また、そうなった理由について、防衛大臣に伺います。

また、そうした背景には、危機管理能力をアピールしたい首相官邸が、とにかくできる限り早く情報を出せと防衛省に強いプレッシャーをかけたということと複数の関係者から聞いておりますが、その事実関係について、官房長官、防衛大臣に伺います。

官 報 (号 外)

次に、北朝鮮は、おおよそのミサイル発射時間帯について、事前にアメリカ、中国、ロシアに通告し、さらには、米国を通じて韓国にもこの情報が伝えられていたと報道されています。では、日本に対してアメリカからの情報提供はあったのでしょうか。

この点について、防衛省は、アメリカ経由等の情報も含めて、情報提供はないと明確に否定しております。しかし、その一方、外務省及び官房長官は、明確な回答を避け、日米間の緊密な情報交換はやっていると発言に終始しております。

この点について、それぞれの正確な事実関係について、外務大臣、官房長官、防衛大臣に伺います。

また、仮に外務省がアメリカからの情報を入手していたとすれば、なぜ防衛省にはその情報が伝達されなかったのか、外務大臣に明確な答弁を求めます。

めま。

さらに、韓国では、このアメリカからの情報提供によって、五日午前十一時二十分というミサイル発射前の時点で既に国家安全保障会議、NSCが招集されたということです。仮に日本にもアメリカからの情報提供があったとするならば、なぜ首相の官邸入りが発射後の十一時三十六分になったのか、官房長官に伺います。

結局のところ、このアメリカからの情報提供が日本にはなかったとすれば、四日の日本の誤報騒動の失態を見てアメリカが日本への情報提供を控えたとも想像できるわけであり、日本の危機管理能力の低さを世界に露呈する結果となってしまうわけですが、その点についてのそれぞれの立場からの見解を、外務大臣、官房長官、防衛大臣に伺います。

さて、本題に入ります。

本改正案は、もともと昨年の通常国会に提出された後、参議院に送付されたものの、与党が審議に応じなかった等、参議院側の事情により、未了、廃案となった内容を含んでおります。

その中には、陸上自衛隊の学校の生徒身分の新設や、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更といった予算に関連する改正もありましたが、昨年の改正案が廃案となったことによる予算変更等の影響があったのかどうか、防衛大臣に伺います。

また、本改正案の最大の眼目は、防衛省改革のための組織改革にあります。近年、防衛省・自

衛隊では、さまざまな不祥事が頻発しております。

防衛施設庁による官製談合事案や、前次官による防衛装備品調達をめぐる汚職事件。また、航空幕僚長という要職にある者が、政府見解と明らかに異なる私見に基づく論文を公表し、更迭される事案も発生しました。

特に、補給艦「とぎわ」の給油量取り違え事案を初め、補給艦「とわだ」の航泊日誌誤破棄事案やイージス艦機密情報の持ち出し、護衛艦「しらね」の火災事案、さらにはイージス艦「あた」こと漁船清徳丸の衝突事故等々、海上自衛隊の不祥事や事故が目立ちます。

海上自衛隊は、昨今、通常の任務に加えて、補給新法によるインド洋での補給活動や、海賊対策のための海上警備行動によるソマリア沖・アデン湾での船舶護衛活動、さらには今回の北朝鮮ミサイル発射に対するイージス艦の展開など、さまざまな場面で多くの役割が求められています。

その一方で、護衛艦隊の人員充足率の低下が現場で深刻な問題となっています。長期間航海に出る活動する職務が若者やその家族から敬遠され、海上自衛官のなり手が減っているとも聞きます。ましてや、不祥事や事故を頻発し、世論からの強い批判によって、隊員の士気低下や質の悪化、さらなる志望者の減少を招いているのではないのでしょうか。

まずは、海上自衛隊の抜本的な立て直しが必要と考えます。海上自衛隊が抱える問題と、隊員の規律回復、士気向上につながる組織の立て直しに

ついて、防衛大臣の見解を伺います。

防衛省のたび重なる不祥事を受けて、官邸に防衛省改革会議が設置され、昨年七月に報告書が取りまとめられました。この報告書を受けて、防衛省では、改革本部を設置し、今回の法改正に係る事項や、組織改革の基本方針等が決定されたものと承知しております。

特に、昨年末に公表された「防衛省組織改革に関する基本的考え方」では、これまで内局優位とされてきた体制を大きく変更する、いわゆる制服組の権限拡大が盛り込まれました。本来、不祥事の再発防止が目的であったはずの防衛省改革が、大がかりな組織改革に変質をしています。

背広組と制服組の対立構造は、これまで指摘されたところであり、文官、自衛官相互の一体感の醸成と協働体制の確立は必要と考えますが、一連の不祥事の再発防止策として制服組の立場強化が果たして適当であるのかどうか、シビリアンコントロールの観点から、国会の場で十分に議論する必要があります。今後の組織改革について、防衛省内における現在の検討状況を伺います。

防衛省改革の一環として、本改正案には、防衛参事官制度の廃止と、防衛大臣補佐官の新設及び防衛会議の新設が盛り込まれました。

防衛参事官制度の廃止は、防衛省改革を主導した石破元大臣のかねてよりの持論だったと承知しておりますが、形骸化等の問題が指摘されていた参事官制度を廃止する理由について、改めて説明を求めます。

また、新設される防衛会議や防衛大臣補佐官の

位置づけや役割も不明確です。

防衛会議は、防衛省の所掌事務に関する基本的方針について審議する機関とされていますが、防衛会議では、大臣に対して各委員が意見を述べるだけなのか、それとも、何らかの取りまとめ等を行い、その内容を基本的方針とするのでしょうか。どのような目的で会議を開催するのかがあいまいであり、このままでは形骸化するおそれもあります。

また、これまで防衛省内でこのような各局各幕の責任者による会議は開かれてこなかったのでしょうか。

以上、防衛大臣に伺います。

さらに、防衛大臣補佐官についても、政治任用により、防衛省の所掌事務に関する重要事項に関し、大臣に進言等を行うとされていますが、まず、何のために大臣補佐官を置くのでしょうか。所掌事務に関する重要事項とは、具体的にどのようなものか。政治任用によつてどのような人材が任命されることを想定、期待しているのか。また、職務を通じて知り得た秘密が漏れる可能性はないのかという懸念もあります。

このように、新たな機関の設置には多くの疑問や問題点がありますが、浜田大臣は、現在の大臣補佐体制にどのようなふぐあがあるとお考えでしょうか。その上で、組織改革の必要性について、浜田大臣御自身の見解をお伺いします。

冷戦時代と冷戦後、さらには北朝鮮を含む東アジア全域における日本を取り巻く脅威の質は、相当程度変化をしています。しかしながら、この三

十年間、陸海空三自衛隊の予算額の推移、あるいは陸海空の現員数は、余り大きな変化をしていないように見受けられます。

今般の北朝鮮ミサイルの脅威を初め日本に対する脅威の変化に、自衛隊の体制そのものが対応し切れていないのではないかとという危惧を持します。防衛大臣の見解を伺います。

今から六十八年前、日本が航空機によつて米戦艦を沈めた真珠湾攻撃は、実は、それまで世界の海戦思想を三百五十年にわたつて支配した、大艦巨砲主義というそれまでの常識を転換させた画期的な出来事でありました。

しかしながら、その後の大きな疑問は、おくれをとつた米國の方が思想を転換し海戦の構造改革を遂げたのに対して、なぜ日本はいつまでも戦艦大和に寄りかかる戦略を転換できなかったのかということです。

その疑問に対して、元航空参謀で真珠湾攻撃にも参加し、戦後は参議院議員を務めた源田実氏は、次のように答えています。長年苦勞をさせた水兵たちに対して、もう君らの時代は終わつた、これからは飛行機乗りの時代だとは言えなかつた。

悲しいほどに単純な答えですが、この改革を阻む病弊の本質は、今でも日本社会の至るところに横たわっています。

そうした病弊に冒され、もはや時代的役割を終えた自民党にかわつて、今後、民主党が新しいシステムへと転換していくことをお誓い申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣浜田靖一君登壇〕

○國務大臣(浜田靖一君) 神風議員にお答えいたします。

まず、ミサイル発射に関する四月四日の誤報の原因に関するお尋ねがございました。

今回の北朝鮮によるミサイル発射に際しては、米軍からの早期警戒情報による北朝鮮からの発射に関する情報が防衛省・自衛隊に伝達されたことを確認した場合に官邸へ伝達することとしておりました。四月四日の誤報事案は、このような守るべき手順を怠つたことによるものであると認識をしております。

次に、防衛省の指揮命令系統に関するお尋ねがございました。

四月四日の誤報事案を踏まえ、五日の実際の発射に際しては、早期警戒情報の有無を統合幕僚長を含めた複数の者で確認いたしました。四月四日及び五日の両日とも、防衛省中央指揮所においては、統合幕僚長の指揮監督のもと業務が行われており、指揮命令系統を変更したとの事実はございません。

次に、首相官邸から防衛省へのプレッシャーについて質問がありました。

ミサイル発射情報については、国民に迅速的確に情報提供するように努めることは当然のことであり、首相官邸からプレッシャーがあつたとは考えておりません。

次に、北朝鮮のミサイル発射時間に係る米國からの情報提供についてお尋ねがありました。これまで我が国は、北朝鮮のミサイル発射につ

いても米國との間で情報交換を行つてきたところではありますが、その個別具体的な内容については、相手國たる米國との関係もあることから、お答えは差し控えていただきます。

他方、防衛省、外務省、官房長官ともに、北朝鮮からミサイル発射時間に係る通報を受けたことがない旨お答えをしておりますのでござい

ます。

次に、日本の危機管理能力に関するお尋ねがございました。

四月四日の誤報事案については、防衛省・自衛隊における情報伝達の不手際によるものであり、大変申しわけなく思つておるところであります。翌五日の発射当日の対応については、限られた時間の中、情報収集や伝達を適切に実施できたと考えております。今後とも、このような事態に際しては、的確に対応してまいります。

次に、昨年の法案が廃案になつたことによる予算変更等の影響についてお尋ねがありました。

平成二十年度予算においては、昨午国会に提出した防衛省設置法等の一部を改正する法律案に盛り込まれた施策に関連する経費を計上していたところ、同法案の審議状況等も踏まえ、同法案に盛り込まれていた自衛隊生徒制度の見直しに伴う経費〇・四億円を二十年度予算の第2号補正において減額修正したところであり

ます。

次に、海上自衛隊の抱える問題と組織の立て直しについてお尋ねがありました。

海上自衛隊は、「しらね」火災事案、「あた」衝突事案等の不祥事を受け、不祥事の発生防止を念

頭に置き、組織に内在する問題について抜本的な解決を図ることを目的として、昨年十二月、改革の方向性を示した海上自衛隊抜本的改革の実行上の指針を取りまとめました。

防衛省としては、この指針を踏まえ、海上自衛隊の不祥事の再発防止、中長期的な組織の体質改善を図る改革を進めるための施策の検討、この実施を行っていきたいと考えております。

次に、今後の組織改革についての検討状況についてお尋ねがございました。

防衛省改革は、防衛省改革会議報告書にも示されているとおり、さまざまな不祥事の再発防止に加え、現在の安全保障環境の中で防衛省・自衛隊をどのような実効的な組織として機能させるかという課題のもと、行っているものであります。

防衛省としては、私を本部長とする防衛省改革本部のもと、文官と自衛官がその専門性に応じて協働できる体制を確立するとともに、防衛政策局の機能強化等を行う抜本的な組織改革について、二十二年度概算要求を行うべく、法改正等を含め、現在、精力的に検討を行っているところであります。

次に、防衛参事官制度廃止の理由についてお尋ねがございました。

防衛省の基本的方針の策定について防衛大臣を補佐する防衛参事官は、固定した分掌にとらわれず、機動的に活用することが期待されており、同時に、官房長、局長は防衛参事官をもって充てることが法律上定められております。

この結果、官房長、局長は、その所掌する業務

への対応が中心となり、防衛参事官として防衛省の所掌事務全般にわたって大臣を補佐するという本来の役割を果たすことが困難である等の問題が生じていることから、防衛省改革会議報告書の提言を受け、このたび廃止することとしたものであります。

次に、防衛会議の目的や各局各幕の責任者による会議の開催状況についてお尋ねがございました。

このたび新設する防衛会議は、防衛大臣と主要な補佐者が一堂に会して審議することを通じ、防衛大臣の政策決定及び緊急事態対応を補佐するものであり、最終的な決定は、防衛会議が行うのではなく、防衛大臣が、防衛会議での審議等を踏まえ、みずから行うこととなります。

防衛省では、これまで、訓令等に基づき、主要な補佐者が参集する防衛会議等が開催されてきましたが、防衛省改革会議報告書の提言も踏まえ、新たな防衛会議は、防衛大臣の補佐体制としてこれを法律に明確に位置づけ、より実効的に活用していくこととしております。

次に、防衛大臣の補佐体制についてお尋ねがありました。

防衛省改革会議報告書では、防衛省における近年の不祥事を分析、検討してみると、防衛大臣による適切な指揮監督が十分貫徹しない組織の実態があったと指摘されております。

防衛省としては、防衛大臣の指揮監督を貫徹させるとともに、その補佐体制を強化し、文民統制の徹底を図るためには、防衛会議及び防衛大臣補佐官の新設等の組織改革を行うことが不可欠と考

えております。

最後に、日本に対する脅威の変化について自衛隊の体制が対応しているかとお尋ねがございました。

政府は、冷戦終結以降、安全保障環境の変化に応じ、防衛力のあり方などを定めた防衛計画の大綱を二回見直しており、この大綱に基づき、自衛隊の体制を構築してきているところであります。

現行の防衛計画の大綱では、弾道ミサイル攻撃等の新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し得る防衛力を整備することとしており、引き続き、安全保障環境の変化に応じた体制を構築してまいります。

以上であります。(拍手)

(国務大臣中曽根弘文君登壇)

○国務大臣(中曽根弘文君) 北朝鮮のミサイル発射に関するお尋ねがございました。

北朝鮮のミサイルの発射に関し、外務省といたしましても、これまで関係国と緊密に意見交換及び情報交換を行ってきたところでございますが、個別のやりとりの詳細につきまして明らかにすることは、相手国との関係もありまして、差し控えておきたいと思っております。

いずれにいたしましても、外務省と防衛省との間で、しかるべく情報共有を行っているところでございます。

日本の危機管理能力についてのお尋ねがございました。

総理大臣官邸では、三月十二日に情報連絡室を設置し、これを二十七日に官邸連絡室に、発射直

後には官邸対策室に改組し、外務省や防衛省とも緊密に連絡をとりつつ、情報収集及び対応に当たりました。

外務省におきましても、三月十二日に連絡室を、また発射直後には、私を長とする外務省緊急対策本部を設置し、情報収集や対応に万全を期してきたところでございます。

これらの取り組みを通じて、情報収集を含め、適切な危機管理対応ができたと考えております。(拍手)

(国務大臣河村建夫君登壇)

○国務大臣(河村建夫君) 神風議員の質問にお答えいたします。

まず、防衛省の指揮命令系統変更の背景についてのお尋ねがございました。

両日の指揮命令系統につきましては、先ほど防衛大臣からお答えを申し上げましたが、変更されたという事実はございません。

なお、防衛大臣からも答弁したところでありますが、ミサイル発射情報について、国民に迅速的確に情報提供しよう努めることは当然のことである、このように考えております。

次に、北朝鮮のミサイル発射に関するお尋ねがございました。

政府は、これまで、関係国と緊密に意見交換及び情報交換を行ってきたところでありますが、個別のやりとりの詳細について明らかにすることは、相手国との関係もあり、差し控えておきたいと思っております。

いずれにせよ、政府内では、しかるべく情報共有を行っていただいております。

次に、首相の官邸入りについてのお尋ねがございました。

御質問のような情報提供の有無にかかわらず、総理は、ミサイル発射の情報を受けた場合には総理公邸から官邸に入ることとしたところであり、発射当日においては、今申し上げた行動をとられたところでございます。

なお、私につきましては、発射当日は、北朝鮮が国際機関に通告した時間の二十分前から官邸の危機管理センターにおいて待機をしております。

いずれにせよ、当日の政府の対応に問題があったとは考えておりません。

次に、我が国の危機管理能力についてのお尋ねがございましたが、先ほど、防衛大臣、外務大臣からお答えしたとおり、五日のミサイル発射に際しましては、情報収集や伝達を適切に実施できたと考えております。

今後とも、国家としての緊急事態に適切かつ迅速に対応がとれるように、万全の体制をとってまいります。

以上であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

出席国務大臣

総務大臣	鳩山 邦夫君
外務大臣	中曽根弘文君
文部科学大臣	塩谷 立君
厚生労働大臣	舩添 要一君
経済産業大臣	二階 俊博君
環境大臣	斉藤 鉄夫君
防衛大臣	浜田 靖一君
国務大臣	河村 建夫君
国務大臣	佐藤 勉君
国務大臣	野田 聖子君

出席副大臣

防衛副大臣	北村 誠吾君
-------	--------

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

栗梨 康弘君	武藤 容治君
松本 文明君	亀岡 偉民君
田嶋 要君	田名部匡代君
亀岡 偉民君	松本 文明君
武藤 容治君	栗梨 康弘君
田名部匡代君	田嶋 要君

財務金融委員

辞任

補欠

亀井善太郎君	浮島 敏男君
とかしきなおみ君	馬渡 龍治君
山本 有二郎君	西本 勝子君
和田 隆志君	近藤 洋介君
浮島 敏男君	福田 峰之君
西本 勝子君	山本 有二郎君
福田 峰之君	亀井善太郎君
馬渡 龍治君	とかしきなおみ君
近藤 洋介君	和田 隆志君

農林水産委員

辞任

補欠

井上 信治君	松本 洋平君
伊藤 忠彦君	安井潤一郎君
仲野 博子君	松本 謙公君
松本 洋平君	井上 信治君
安井潤一郎君	伊藤 忠彦君
松本 謙公君	仲野 博子君

環境委員

辞任

補欠

小島 敏男君	長島 忠美君
船田 元君	平田 耕一君
長島 忠美君	小島 敏男君
平田 耕一君	船田 元君

国家基本政策委員

辞任

補欠

長勢 甚遠君	高木 毅君
保利 耕輔君	江渡 聡徳君
谷津 義男君	谷 公一君
赤松 広隆君	近藤 昭一君

江渡 聡徳君

高木 毅君

保利 耕輔君

谷 公一君

長勢 甚遠君

近藤 昭一君

谷津 義男君

赤松 広隆君

赤松 広隆君

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

木原 誠二君	安次富 修君
河本 三郎君	江渡 聡徳君
篠田 陽介君	小野 次郎君
安次富 修君	木原 誠二君
江渡 聡徳君	河本 三郎君
小野 次郎君	篠田 陽介君

財務金融委員

辞任

補欠

稲田 朋美君	高島 修一君
亀井善太郎君	安次富 修君
関 芳弘君	近藤 三津枝君
宮下 一郎君	近江屋信広君
古本伸一郎君	松本 謙公君
松本 謙公君	寺田 学君
安次富 修君	亀井善太郎君
近江屋信広君	宮下 一郎君
関 芳弘君	近藤 三津枝君
稲田 朋美君	古本伸一郎君

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(吉田泉君外十一名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十五日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、国家基本政策委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十四日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国家の基本政策に関する事項

二、調査の目的

国家の基本政策の適正を期するとともに、我が国の将来の指針を確立するため

三、調査の方法
内閣総理大臣と野党党首との討議等
四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十一年四月十四日

国家基本政策委員長 二田 孝治

衆議院議長 河野 洋平殿

(質問書提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

拉致被害者家族が元北朝鮮工作員に宛てて書いた手紙を外務省が放置していた件に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る説明等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

(鈴木宗男君提出)

外務省における各種手当の変遷に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

ソマリア沖に派遣された自衛艦の情報開示に関する質問主意書(辻元清美君提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

内閣人事局長に関する再質問主意書(江田憲司君提出)

在ロシア日本国大使館において本来節約できたはずの月額約四百五十七万円もの賃借料が二年に渡り支払われ続けていた件に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

検察庁による刑事事件に係る情報のリークに関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
一、昨十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自動車通勤者に対する通勤手当の所得税の非課税限度額に関する再質問主意書(滝実君提出)

死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に係る政府対応の信頼性を否定し、茶化した内閣官房副長官の言動に対する政府の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)
一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

(答弁書受領)

衆議院議員滝実君提出自動車通勤者に対する通勤手当の所得税の非課税限度額に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当の変遷に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出内閣人事局長に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木克昌君提出高速道路料金引き下げに関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出年金の給付水準の将来見通しに関する質問に対する答弁書

平成二十一年四月三日提出
質問 第一一七 四号

自動車通勤者に対する通勤手当の所得税の非課税限度額に関する質問主意書

提出者 滝 実

自動車通勤者に対する通勤手当の所得税の非課税限度額に関する質問主意書

通勤手当の所得税の非課税限度額は交通機関利用の場合と自動車使用の場合とは大きな違いがあり、交通機関利用の場合はおおむね実費を限度額としているにもかかわらず自動車使用の場合は燃料代に限定し、しかも価格が高騰しても据え置かれているために実費をはるかに下回る限度額となっている。以下このことに関して質問する。

一 交通機関利用の場合と自動車使用の場合とで

非課税限度額を差別する理由がないのにもかかわらず、従来の経緯にとらわれているのは改めるべきではないか。

二 通勤手当の非課税限度額は国家公務員の通勤手当を基準にしていると説明されているが、これは論理の立て方が逆であって、民間企業における通勤手当に追隨して国家公務員の通勤手当の額が定められなければならないはずである。したがって、民間企業における通勤手当の決め方が不当な金額でなければ所得税の課税上これを認めるべきではないか。

三 最近における自動車用燃料の価格が激しく変動するときに民間企業が実態に合わせて通勤手当を変動させることは当然であり、人事院が自動車の燃料代の調査をしないために公務員の通勤手当との差異が生じたからといって所得税の課税上これを認めないのは民間企業における意思決定を否定するものではないか。

四 いずれにしても自動車の使用が普及していない時代の通勤事情を未だに民間企業に強制するのは「官」の横暴であり、ただちに改めるべきではないか。

内閣衆質一七一第二七四号

平成二十一年四月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員滝実君提出自動車通勤者に対する通勤手当の所得税の非課税限度額に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出自動車通勤者に対する通勤手当の所得税の非課税限度額に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

給与所得者がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当については、通勤手当が通勤費用の実費弁償的な性格を有することにかんがみ、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第九条第一項第五号の規定により、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分については、所得税は非課税とされ、その基準については、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第二十条の二において規定している。

具体的には、通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする者については、その者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額を、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として非課税としている。

他方、通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする者(以下「自動車等通勤者」という。)については、交通機関を利用する場合とは異なり、通勤に必要な自動車等の使用に係る費用は区々であることから、基本的には、民間の通勤手当の支給実態に関する調査を勘案した人事院勧告に基づいて決定される国家公務員の通勤手当の支給限度額が通勤距離に依

じて定められていることを踏まえ、これを参考にして客観的な基準を定め、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として非課税としているところである。この基準については、民間の通勤手当の支給状況等を勘案して改定される国家公務員の通勤手当の動向等を踏まえ、必要に応じてその引上げが図られてきている。さらに、一定の自動車等通勤者については、支給された通勤手当の金額のうち、その者が通勤のため交通機関を利用したとしたならば負担することとなるべき運賃等で、その者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によるものの額に相当する金額(二月当たりの金額が十万円を超えるときは、一月当たり十万円)までの金額は非課税とされている。

政府としては、このような現行制度の考え方は、合理的なものであると考えている。

平成二十一年四月三日提出
質問 第一二七五号

月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第二四五号)を踏まえ、再度質問する。

一 在ロシア日本国大使館(以下、「大使館」という。)の新建物への移転が二〇〇七年三月三十日に完了している一方で、「大使館」の旧建物と大使公邸については、現在も外務省とロシア連邦政府との間で協議が続けられ、更にその一部が現在車庫や倉庫、洗車場等として使われている。「大使館」の旧建物と大使公邸につき、現在も月額約八百三十六万円の賃借料が支払われていることが、これまでの答弁書で明らかにされている。その「大使館」につき、「前回答弁書」で外務省は「今般、旧事務所の大半を返却することにつき合意した。」と答弁しているが、右の合意はいつなされたのか説明されたい。

二 「前回答弁書」には「旧事務所の大半を返却する」とあるが、右は「大使館」の旧事務所のみを返却し、大使公邸は現在のもをを引き続き使用するということか。

三 「大使館」の旧事務所を返却した後、外務省がロシア側に支払う賃借料はいくらになるか。

四 三の新たな賃借料とこれまでの賃借料の差額はいくらか。

五 外務省は「大使館」の新建物への移転が済んだ後も、旧建物と大使公邸の取り扱いを巡り、ロシア側と協議を続けてきたが、そもそも移転後、右の協議を行うこととなった原因はなにか。「前回答弁書」でも何ら明確な答弁がなされていないが、右は、外務省として、同じ大使公邸を引き続き使用することを希望したからではないのか。確認を求める。

六 外務省として、「大使館」の新建物への移転が決まった時点で、旧建物と一体化した大使公邸ではなく、新たな公邸を探すべきではなかった

のか。そうすれば、新建物への移転が決まった後も、別途賃借料を支払う必要は生じず、外務省として支出を更に抑制でき、少なくとも四の差額は節約できたと考えるが、外務省の見解如何。

七 四の差額について、例えば本日四月三日付毎日新聞朝刊は「未使用の旧在露日本大使館 年四千四百万円浪費 賃借契約やと打ち切り」と、また産経新聞は「旧敷地の『ムダな賃貸料』ようやく決着 露の日本大使館」、読売新聞は「在露大使館旧庁舎を返還、二年越し倍額賃料を解消」と、それぞれ右の様な見出し記事で、外務省による「大使館」の旧建物並びに大使公邸の扱いには大きな無駄があった旨報じているが、右の報道に対する外務省の見解如何。

八 六で指摘した様に、外務省が前もって適切に対処しておけば、少なくとも四の差額は節約できたものと考えるが、外務省として、同省における「大使館」の旧建物並びに大使公邸の扱いに無駄はないと認識しているか。国民に対し、堂々とその旨主張できるか。

九 背任行為の定義如何。

十 起訴休職外務事務官の佐藤優氏は、二〇〇〇年一月にイスラエルからテルアビブ大学教授のゴロデツキー氏夫妻を日本に招待した際と、同年四月、テルアビブ大学主催の国際学会に、我が国の民間学者と外務省職員を派遣した際に、国際機関である支援委員会から法に反する形で資金を引き出すという背任行為を行った容疑をかけられ、二〇〇二年に逮捕されたと承知するが、確認を求める。

十一 外務省として、本来ならば少なくとも四の差額は節約できたのにもかかわらず、二年に渡りその金額を支払ってきたことは、紛れもなく国民の税金の無駄遣いであり、国民に対する背任行為に該当すると考えるが、外務省の見解如何。

十二 「大使館」の旧建物並びに大使公邸について当方が十一で指摘した背任行為と、現在佐藤氏が容疑をかけられ、係争中である背任行為は、本質的に同じものであると考えるが、外務省の見解如何。

内閣衆質一七一第二七五号

平成二十一年四月十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する第三回質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねについては、在ロシア日本国大使館(以下「大使館」という。)の旧事務所の大半を返却することにつき先方と合意し、平成二十一年四月一日、大使公邸及び旧事務所の一部建物を

引き続き賃貸借する契約を締結した。お尋ねの賃借料は邦貨換算で月額約三百七十九万円であり、これまでの賃借料との差額は月額約四百五十七万円である。

五から八まで、十一及び十二について

大使館の事務所の移転以前から、先方と頻繁に協議を行い、様々な検討を行ってきたが、先方は、大使公邸及び旧事務所の建物は一体のものとして扱われてきているとして、分割につき否定的であり、他に大使公邸用の物件を見つけたことができなかったため、これまでの形で賃貸してきたが、今般、旧事務所の大半を返却することで合意に達したものであり、「無駄」との御指摘は当たらないものと考ええる。

九について

他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十七条の背任罪が成立し得る。

十について

御指摘の者は、刑法第二百四十七条に規定する背任罪により、平成十四年に逮捕されたものと承知している。

平成二十一年四月三日提出
質問 第一二七六号

外務省における各種手当の変遷に関する再質問
問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省における各種手当の変遷に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第二五〇号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年四月二十一日法律第九十三号)の第六条にある在勤手当の、平成二十年度及び平成二十一年度における予算額を問うたところ、「前回答弁書」ではその総額が平成二十年度は三百六億二千九百八十八万円、二十一年度は二百九十九億四千四百九十三万八千円であるとの答弁がなされている。右の予算額は、平成二十年度から十九年度の在勤手当総額の変遷(平成二十年度から十九年度までそれぞれ二百七十億三千二百九十九万円、二百五十七億七千五百三十三万円、二百七十一億九千九百九十四万円、二百五十八億四千四百七十七万円、二百五十三億三千二百九十九万円、二百五十二億二千四百八十二万九千九百九十九万円、二百六十七億四千二百六十一万九千九百九十九万円、二百六十八億六千三百三十八万八千円)からしても、近年ない上昇を見せているが、右はなぜか。

二 「前回答弁書」で外務省は、平成二十年度及び二十一年度における在勤手当予算額が決定された経緯について「外務省としては、お尋ねの在勤手当の額は、在外公館の所在地における物価、為替相場及び生活水準等を勘案し、適切に決定されたと認識している。」と答弁しているが、右の答弁では、前回質問主意書で問うた、本年三月二十六日に厚生労働省の調査で明らか

になった、フルタイムで働く人の残業代を除いた平均月給が三年連続で減少し、前年比〇・七％減の二十九万九千円となったことをはじめ、昨年十月に起きた世界金融危機に端を発した世界不況のありを受け、国民の多くは不況の苦しみに喘いでいること等の我が国内外の経済環境が、平成二十一年度における在勤手当の予算額を決定する際にどの様に反映されたのかという点に対する説明が全くなされてない。昨年来の世界的不況による国民生活の困窮並びに、円高の進行等、昨今の世界の経済情勢等をどの様に勘案した結果、外務省として平成二十一年度の在勤手当予算額の増額を決定したのか、その勘案の経過を含め、詳細に説明されたい。

三 二の勘案を経た、平成二十一年度の在勤手当予算額の決定は、国民の理解を得られるものであると外務省は認識しているか。

四 平成二十年度及び二十一年度において、我が国の在外公館で勤務している外務省在外職員は何人いるか明らかにされたい。

五 四のそれぞれの人数をもつて、平成二十年度及び二十一年度の在勤手当予算額を除いた場合、一人あたりどれくらいの額になるか。右質問する。

内閣衆質一七一第二七六号
平成二十一年四月十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当の変遷に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当の変遷に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

平成二十年度及び平成二十一年度の在勤手当の予算額については、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)に基づき、それぞれ前年度からの為替、物価変動及び生活水準等を勘案し、適切に決定されたと認識している。また、平成二十一年度の在勤手当の予算額は、前年度に比し減額となっている。

四及び五について

御指摘の年度において、在外公館に勤務している職員の数を一概にお答えすることは困難であり、お尋ねの「一人あたり」の在勤手当の予算額をお答えすることは困難であるが、在外公館の定員は、平成二十年度については三千四百二十八人、平成二十一年度については三千五百二十八人である。

平成二十一年四月三日提出
質問 第二七七号

北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する第三回質問主意書

「前回答弁書(内閣衆質一七一第二四六号)」を踏まえ、再度質問する。

一 北朝鮮が、本年四月四日から八日までの間に、長距離弾道ミサイルである試験通信衛星光明星二号を打ち上げると国際海事機関(IMO)に事前通報し、秋田県沖の日本海と千葉県東方の太平洋の二つの海域を、部品等の落下が予想される危険区域として指定した。右の北朝鮮の行動に対し政府は、ミサイルに限らず、人工衛星やその打ち上げ用ロケットであっても、日本の領土・領海に落下すると判断すれば、自衛隊法第八十二条の二に基づきミサイル防衛(MD)システムにより迎撃する方針であるとしている。右につき、本年三月二十三日、ある政府筋・政府高官が、「鉄砲の弾で鉄砲の弾を撃つようなものだ。当たると思うか」と、石破(農水相)と昔、話したことがある。すると、(石破氏は)『当たると思う』と答えた。『実験で今から撃ちますよと言って、びゅーっと来るから当たるんで、いきなり撃たれたら当たらないよ』と言ったら、石破氏は『それは信じようよ』と語ったと報じられている(三月二十四日付産経新聞五面より)ことについて、前回質問主意書で、政府は北朝鮮による弾道ミサイル打ち上げに対する迎撃に係る、右のある政府筋・政府高官(以下、「政府筋・政府高官」という。)の発言を承知しているか、右の「政府筋・政府高官」の見解について麻生太郎内閣総理大臣はどのような見解を有しているか、「政府筋・政府高官」とは鴻池祥肇内閣官房副長官かと問うたところ、「前回答弁書」では「政府」としては、御指摘の新聞記事については承知しているが、その事実関係の有無について申し上げる立場にはない。」との答弁がなされている。「政府筋・政府高官」は、言うまでもなく政府の職員である。また「政府筋・政府高官」は、右の発言以外にも、北朝鮮によるミサイル発射をゴルフに例えるという、緊張感に欠ける不謹慎な発言をしており、それについて河村建夫内閣官房長官は、本年三月三十一日、「みんなが一生懸命やっている時に、発言は極めて不適切」として、「政府筋・政府高官」を厳重注意している。右の様な経緯があるのにも関わらず、政府として「その事実関係の有無について申し上げる立場にはない。」との答弁をするのはなぜか。右答弁は、質問主意書における質問を馬鹿にした、あまりにもふざけたものではないのか。

二 一の答弁は誰が作成したものか明らかにされたい。

三 鴻池副長官は、北朝鮮によるミサイル発射について、一で挙げた発言をしたか。「政府筋・政府高官」が自身であることを認めるか。鴻池副長官本人による答弁を求める。

四 鴻池副長官として、一で挙げた発言をしたことは適切であったと考えているか。

五 本年三月十九日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七一第二〇一号)では、内閣官房副

長官の適性について「内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十四条第三項は、『内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。』と規定しており、内閣官房副長官にはそのために必要な適性が求められると考えている。」との答弁がなされているが、鴻池副長官が「一で挙げた発言を行つたことは、右の適性になうか。麻生総理の見解如何。」

六 本年三月三日、民主党小沢一郎代表が政治資金規正法に違反する形で西松建設より献金を受けていたとして、小沢代表の資金管理団体の会計責任者である公設第一秘書が逮捕された。右の事件に関し、漆間蔵内閣官房副長官が、「自民党に及ぶことは絶対でない。請求書のようなものがあれば別だが、金額が違ふ。立件はない」との旨述べたと報じられ、本人が釈明に追われるという騒動があった。右の漆間副長官の発言も、一で挙げた鴻池副長官の発言も、五で挙げた適性が求められ、大変重い職責を担う内閣官房副長官の任に就いている者としては、あまりにも軽率で国民の信頼を失いかねないものであると思料する。右は、内閣総理大臣を補佐する内閣官房の気の緩み、緊張感の欠如を表していることに他ならないと考えるが、河村官房長官の見解如何。

七 六で述べた様に、内閣官房が緊張感を欠いている状態で、北朝鮮によるミサイル発射等、我が国が直面している国難を打破することは不可

能であると考ええる。政府として厳しい対応をとることが必要であると考えてるが、麻生総理の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七一第二七七号
平成二十一年四月十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する第三回質問に対する答弁書

一及び三から五までについて

政府としては、御指摘の新聞記事については、取材対象者、取材内容等を明らかにしない取決めの下に行われた取材に基づくものであると承知しており、その新聞記事の事実関係の有無について申し上げる立場にはないことから、先の答弁書(平成二十一年四月三日内閣衆質一七一第二四六号)一及び四から八までについてのとおりお答えしたものである。

二について
御指摘の答弁については、内閣として決定したものである。
六及び七について

政府としては、国家としての緊急事態に、適

切、かつ、迅速に対応がとれるよう、万全の態勢をとっているところであり、今後もの確に対応してまいりたい。

平成二十一年四月六日提出
質問 第一二七八号

内閣人事局長に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

内閣人事局長に関する質問主意書

一 内閣人事局長は、三月三十一日に閣議決定された国家公務員法改正案によれば、既存の三人の官房副長官の中から選任するとされているが、なぜ、専任の局長を置かないのか。内閣人事局の仕事は、他の職務と兼務して片手間で行えるようなものではないと考えるが、納得できる説明をされたい。

二 石原伸晃自由民主党公務員制度改革委員会委員長は、来年四月一日に発令される内閣人事局長には、事務の官房副長官が選任されることは一二〇％ない、その前提で今回の国家公務員法改正案を党として認めたと言言しているが、内閣の方針もそのとおりと理解してよいのか。

三 二に関連して、河村官房長官が、三月二十四日の参議院内閣委員会での答弁で、内閣人事局長には事務の官房副長官をあててのが「麻生政権の方針」と明言しているが、政府の公式見解として、この国会答弁を撤回するのか。一旦、国会答弁した内閣の方針を撤回するのなら、その理由を含め、説明責任を十分に果たされたい。

四 内閣人事局長に誰をあてるかという検討過程

において、一時、麻生首相と甘利行革担当大臣との間で、国家戦略スタッフをあてるという案が検討されたと報道されているが、その真偽如何。

五 四に関連して、内閣人事局長に国家戦略スタッフをあてるという案については、法制的に、内閣法制局の担当参事官が了承したにもかかわらず、内閣法制局長官が反対して日の目をみなかったとされているが、事実か。

六 内閣人事局長に国家戦略スタッフをあてるという案は、法制的に、立法論としては可能か。可能でないとするなら、その法律的理由如何。

七 六の答弁で、法律的に不可能とするなら、現在、防衛省で、スタッフ職たる防衛参事官が、ライン職である内務局長や官房長を兼ねている例があるが、この例が認められ、内閣人事局長にはスタッフ職たる国家戦略スタッフの兼任が認められない理由如何。
右質問する。

内閣衆質一七一第二七八号
平成二十一年四月十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出内閣人事局長に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員江田憲司君提出内閣人事局長に関する質問に対する答弁書

一について

内閣人事局長については、内閣総理大臣及び

内閣官房長官の下、内閣の重要政策に対応した適材適所の人事を実現するとともに、役職の新設に伴う国民負担の増大を避けるため、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもって充てることが適当であると判断したものである。

二及び三について

今国会に提出した国家公務員法等の一部を改正する法律案においては、内閣人事局長には、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもって充てることとしておられるところであり、時々の内閣総理大臣の判断により、三名の内閣官房副長官の中から適切な者が充てられることとなるものと考ええる。

四及び五について

内閣人事局長については、各方面における様々な議論を踏まえ、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもって充てることとしたところであるが、政府部内の検討過程における詳細について、個々にお答えすることは差し控えたい。

六及び七について

国家公務員制度改革基本法(平成二十年法律第六十八号)においては、国家戦略スタッフについて「内閣の重要政策のうち特定のものに係る企画立案に関し、内閣総理大臣を補佐する職」であると規定する一方、内閣人事局が行う事務として幹部職員の任用に係る適格性の審査や候補者名簿の作成を始めとする各種の実施事務を規定している。このような同法の規定の趣旨にかんがみれば、国家戦略スタッフを内閣人

事局長に充てるとすることは、必ずしも同法が想定しているものとは考えられず、したがって、そのためには、同法の改正が必要となるのではないかと考えられる。

平成二十一年四月六日提出
質問 第一七九号

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に対する政府の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に対する政府の対応に関する質問主意書

本年四月五日午前十一時半頃、北朝鮮は長距離弾道ミサイル「テポドン2」の改良型と見られる飛翔体を発射した。右を踏まえ、質問する。

一 政府として、今次の北朝鮮によるミサイル発射に対し、迎撃という対抗措置をとらなかつたのはなぜか。従来より政府は、北朝鮮によりミサイルが発射された場合、それを迎撃するという方針を有しており、また、本年四月三日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七一第二四六号)で政府は、「我が国の弾道ミサイル防衛システムについては、過去の試験の結果等にかんがみれば、その技術的信頼性は高いものと考えている。」と答弁している。それにも関わらず、今次の北朝鮮によるミサイル発射に対し、政府として迎撃という対抗措置をとらなかつた理由を明らかにされたい。

二 本年四月四日、二度にわたり北朝鮮がミサイルを発射したとの誤報を防衛省は流したと承知するが、政府として右の様な失態を演じてしまつた理由は何か。

三 本年二月十三日と十四日、先進七カ国財務相・中央銀行総裁会議(G7)に出席すべくイタリアのローマに滞在した中川昭一前財務大臣が、現地時間で同月十四日十五時過ぎから「行われた白川方明日本銀行総裁との共同記者会見(以下、「会見」という。))において、呂律が回らず、不明瞭な受け答えをしたとして大臣を辞職するという騒動が起きた。二の誤報は、「会見」同様に、政府の情報収集能力、危機管理能力のなさを世界中に露呈し、我が国として恥をさらしたものであると考えるが、政府の見解如何。

四 自衛隊の最高指揮権を有するのは内閣総理大臣であると承知する。麻生太郎内閣総理大臣として、今次の北朝鮮によるミサイル発射に対し、なぜ自身の前言に反し、迎撃という対抗措置をとらなかつたのか、またその前日になぜ二度にもわたり誤報がなされたのか、自衛隊の最高指揮権者として、自衛隊に責任を転嫁するのはなく、自身によりきちんと国民に説明責任を果たすべきではないのか。麻生総理の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第二七九号

平成二十一年四月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に対する政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

政府としては、今回の北朝鮮による弾道ミサイル計画に関連する活動により我が国領域内に落下するケースは通常は起こらないものの、事故等により我が国に落下する場合に備え、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十二条の二第三項に基づき防衛大臣が破壊措置の命令を発し、必要な態勢をとつたところであるが、実際の北朝鮮によるミサイル発射においては、我が国領域における人命又は財産に対する被害が生じる状況にはなかつたため、同項に基づく破壊措置をとらなかつた。

また、お尋ねの発射情報の誤報については、防衛省・自衛隊の情報伝達の不手際によるものであり、このような誤情報を出し、国民の皆様にご迷惑をおかけしたことは、誠に遺憾であると考えている。今後は、情報伝達に際し、迅速かつ的確に確認を行い、危機管理に万全を期してまいりたい。

平成二十一年四月六日提出
質問 第二八〇号

東京地方検察庁特別捜査部に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

東京地方検察庁特別捜査部に関する第三回
質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七二第二四七号)を踏まえ、再度質問する。

一 前回質問主意書で、一般に、新聞やテレビ等の記者はじめ各報道機関(以下、「マスコミ」という。)が東京地方検察庁特別捜査部(以下、「東京地検特捜部」という。)に対して、ある刑事事件に関し、「東京地検特捜部」が進めている捜査の進捗状況等について取材を行う際、どのような手続きを踏むことが求められるのかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の『捜査の進捗状況等』の意味するところが必ずしも明らかでない、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。当方の言う「捜査の進捗状況等」とは、例えば逮捕された容疑者が自身にかけられた容疑についてどの様な供述をしているか、またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つかったか、更には別の人物が容疑者として浮上したか等、ある刑事事件の捜査がどの様に推移しているかに関する情報のことを指すものである。「マスコミ」が「東京地検特捜部」に対して右の様な情報について問い合わせるべく取材を行う際、どのような手続きを踏むことが求められるのかの説明を求めたい。

二 本年三月三日、民主党小沢一郎代表が政治資金規正法に違反する形で西松建設より献金を受けていたとして、小沢代表の資金管理団体の会計責任者である公設第一秘書が逮捕された。右の事件(以下、「西松事件」という。)に関し、「マ

スコミ」が「東京地検特捜部」に対して一で述べた様な取材を行う際、どのような手続きを踏むことが求められるのか説明されたい。

三 一般に、「東京地検特捜部」の部長並びに副部長が、「マスコミ」から一で述べた様な取材を受ける際、予めそれを受ける時間と場所を決めているか。

四 一般に、「東京地検特捜部」の部長並びに副部長が、「マスコミ」から一で述べた様な取材を受ける際、例えば一日三回までと、その回数に制限を設けることはあるか。

五 一般に、「東京地検特捜部」として、ある刑事事件の捜査に現場で当たっている検察官や検察事務官に対して、「マスコミ」が一で述べた様な取材を行うことを禁止しているか。

六 五で、禁止しているならば、それに違反した「マスコミ」に対して、「東京地検特捜部」への出入りを禁ずるというを行っているか。

七 前回質問主意書で、「東京地検特捜部」が司法記者クラブからのテレビカメラを入れての記者会見の要請に応じていない理由を問うたところ、「前回答弁書」では「検察当局においては、記者会見の方法について決まったものがあるわけではなく、適時適切に判断しているものと承知している。」との答弁がなされているが、右は、当方の質問に真正面から答えたものではない。本年三月十七日、司法記者クラブより「東京地検特捜部」に対し、「西松事件」についてテレビカメラも入れた記者会見を開く様、申し入れがなされたが、「東京地検特捜部」はそれを拒

否していると承知する。司法記者クラブの右の申し入れに対し、「東京地検特捜部」においてどのような検討がなされた結果、その様な判断がなされたのか説明されたい。

八 本年三月末、産経新聞とFNNが共同で行った世論調査によると、「西松事件」に関し、「検察側の捜査は政治的に公平に行われたと思うか」との質問に対し、「思う」が四十、七%、「思わない」が四十六、一%と、「西松事件」に対する「東京地検特捜部」の対応に不信感を抱いている国民が、不信感を抱いていない国民よりも多いことが明らかになっているが、右の調査結果に対する「東京地検特捜部」の見解如何。

九 本年二月十八日、全国の高等検察庁検事長、地方検察庁検事正らが集まる検察長官会同が法務省において開かれ、その際、本年五月二十一日より裁判員制度が始まることに関連し、樋渡利秋検事総長が「検察自身も、国民により身近で開かれた存在に」、「捜査処理・公判遂行を丹念に説明することにより理解と信頼を獲得するよう努めてほしい」との訓示を行っている。前回質問主意書で、右の樋渡検事総長の訓示にある様に、検察庁が国民により身近で開かれた存在であるべきと考えているのなら、「東京地検特捜部」としてテレビカメラを入れての記者会見に応じる等、「西松事件」に係る捜査について、より積極的に説明責任を果たすべきではないのかと問うたところ、「前回答弁書」では「検察当局においては、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第四十七条において、原則

として、訴訟に関する書類は、公判の開廷前には公にしてはならないと定めていること等を踏まえ、適宜適切に対応しているものと承知している。」との答弁がなされている。では「東京地検特捜部」として、「西松事件」に係る捜査について、適宜適切に対応し、十分な説明責任を果たしていると考えているか。

内閣衆質一七二第二八〇号
平成二十一年四月十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部に関する第三回質問に対する答弁書

一から六までについて

検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすこととはしないものと考えており、お尋ねについて、お答えすることは困難である。

七について

前回答弁書(平成二十一年四月三日内閣衆質一七二第二四七号)七について述べたとおり、検察当局においては、記者会見の方法につ

いて決まったものがあるわけではなく、適時適切に判断しているものと承知している。

八について
個々の報道について、政府として、答弁することは差し控えるが、一般論として申し上げれば、検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に事件を処理しているものと承知している。

九について
前回答弁書(平成二十一年四月三日内閣衆質一七一第二四七号)九について述べたとおり、検察当局においては、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第四十七条において、原則として、訴訟に関する書類は、公判の開廷前には公にしてはならないと定めていること等を踏まえ、適宜適切に対応しているものと承知している。

平成二十一年四月六日提出
質 問 第二一八 一号

検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等
に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等
等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書(内閣衆質一七一第二四八号)を踏まえ、再度質問する。

一 前回質問主意書で、検察庁による情報のリーク(以下、「リーク」という)を、ある刑事事件に関し、容疑者となっている者の供述の内容、

今後新たに容疑者として逮捕される可能性のある人物等、検察庁による捜査の進捗状況等の情報を、検察庁が新聞社等の各報道機関(以下、「マスコミ」という)に流すことと定義付けした上で、一般に、ある刑事事件に関する情報は、取り調べを行う検察庁のみしか知り得ないものであり、検察側からの情報の提供なくして、「マスコミ」はじめ検察側以外の者がそれを知ることは不可能ではないかと検察庁の見解を問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の『検察庁による捜査の進捗状況等の情報を、検察庁が新聞社等の各報道機関に流すこと』及び『ある刑事事件に関する情報』の意味するところが必ずしも明らかでないので、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。当方の言う「ある刑事事件に関する情報」とは、例えば逮捕された容疑者が自身にかけられた容疑についてどの様な供述をしているか、またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つかったか、更には別の人物が容疑者として浮上したか等、ある刑事事件の捜査がどの様に推移しているかに関する情報のことを指すものであり、「検察庁による捜査の進捗状況等の情報を、検察庁が新聞社等の各報道機関に流すこと」とは、右の情報を検察庁が新聞社等の各報道機関に提供することを指すものである。一般に、「マスコミ」は、右の情報をすることは不可能であり、「リーク」によって初めてそれを知り得るものと考ええるが、検察庁の見解を明確に示されたい。

二 「前回答弁書」では「前回答弁書(平成二十一年

三月二十四日内閣衆質一七一第二二一号)一から三までについて述べたとおり、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報を外部に漏らすことはないものと考えている。」との答弁がなされているが、右答弁は、検察庁として「リーク」を行うことはあり得ないということか。再度明確な答弁を求める。

三 例えば、本年三月三日に起きた、民主党小沢一郎代表が政治資金規正法に違反する形で西松建設より献金を受けていたとして、小沢代表の資金管理団体の会計責任者である公設第一秘書が逮捕された事件については、同月十二日、かつて小沢氏の秘書として経理を担当していた石川知裕衆議院議員が参考人として東京地方検察庁より聴取を受けているが、石川氏が参考人として事情聴取を受ける日の以前から、同氏が聴取を受ける旨の報道が「マスコミ」よりなされていた。また、同月三日に小沢代表の事務所が自宅捜査を受け、公設第一秘書が逮捕される以前に、「マスコミ」がその旨報じ、実際に小沢代表の事務所を検査官が入るところをテレビカメラが撮影していた。二の答弁にある様に、検察庁として、「捜査情報を外部に漏らすことはない」のならば、なぜ「マスコミ」は右の情報を報道し、かつテレビカメラ等が事前に待ちかまえることができたのか。右は、「マスコミ」に対して「リーク」がなされた結果に他ならないと考えるが、検察庁の見解を明確に示されたい。

内閣衆質一七一第二二一号

平成二十一年四月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する第三回質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する第三回質問に対する答弁書

一から三までについて

社会の耳目をひく事案等については、報道機関各社が、関係各方面に広くかつ深く独自の取材活動を行っているものと思われるが、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと考えている。

平成二十一年四月六日提出
質 問 第二一八 二号

高速道路料金の引き下げに関する質問主意書

提出者 鈴木 克昌

高速道路料金の引き下げに関する質問主意書

米国発の未曾有の金融経済危機は、日米欧の先進国のみならず、アジア、中東欧、中南米諸国の新興国をも巻き込んで、文字通り全世界を覆う百年に一度の危機に発展している。政府も三次にわ

たつて経済対策を打ち出し、二十年度第一次補正予算、第二次補正予算、そして二十一年度予算の三段ロケットによる景気対策を主張し、とりわけ二十一年度予算の早期成立こそ最大の景気対策であると述べてきたところである。しかし、二十一年度予算が成立したのもつかの間、早くも補正予算の編成が検討されている状況であり、政府のこれまでの対応について認識が甘過ぎたとの批判は免れない。

政府の様々な対策の中で、定額給付金については多くの国民から厳しい批判が寄せられたところであるが、高速道路料金の引き下げについてもその具体的な手法に関し今また批判、苦情が寄せられているところである。

よつて以下、高速道路料金の引き下げの考え方等について質問する。

一 休日特別割引(休日終日五割引 上限一、〇〇円等)など高速道路料金の引き下げを行った理由は何か。また、なぜ無料化しなかったのか。高速道路料金の引き下げの場合と無料化の場合のメリット及びデメリットについての考え方はどうか。

二 割引対象車をETC機器搭載車に限り、ETC機器を搭載していない自動車は割引を認めないこととした理由及び根拠は何か。ETC機器未搭載車でも割引の実施は可能ではないか。

三 ETC機器を搭載していない自動車にも同様の割引を実施した場合にどのような不都合等の事態が起こると想定されているのか。

四 ETC機器の購入助成を行っているのはどのような機関か、機関名を示すとともに、各機関の助成措置の内容を具体的に示された。

五 今回の高速道路料金の引き下げによる経済への波及効果はどの程度と見込まれるか。また、無料化した場合の波及効果はどの程度あると見込まれるか。

六 高速道路料金の引き下げ実施によつて、フェリー等船舶輸送関連企業の売り上げが大幅に落ち込んでいるが、高速道路料金の引き下げ実施によつて影響を受けているこれら企業等への支援措置を検討する考えはあるのか。あるとすれば、具体的にどのような措置か。右質問する。

内閣衆質一七一第二八二号
平成二十一年四月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木克昌君提出高速道路料金の引き下げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木克昌君提出高速道路料金の引き下げに関する質問に対する答弁書

一及び五について
現在、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第七条第一項に規定する同意計画(以下「同意計画」という。)に基づいて会社(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号。以下「法」という。))第二条第四項に規定する会社をいう。以下同じ。)が行っている高速道路(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下同じ。))の料

金(法第二条第五項に規定する料金をいう。以下同じ。))の割引は、「生活対策」(平成二十年十月三十日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)等を踏まえ、限られた財源の中で地域の活性化等の政策課題に対応するために行っているものである。

「生活対策」を踏まえた高速道路の料金の割引による経済波及効果に関する独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の試算によると、予測される高速道路の交通量の変化に着目し、観光消費額の増加や道路輸送費用の縮減が見込まれることを踏まえ、産業連関表等を用いて算出した経済波及効果は、当該割引の実施が予定されている約二年間で約一兆七千億円と見込まれている。

高速道路の料金を無料にすることについては、相応の経済波及効果があると推測されるが、料金収入に代わつて、高速道路の建設等に係る債務の償還及び高速道路の維持修繕等を行うための財源を新たに確保する必要があること、当該財源を確保できない場合には、現在建設中の箇所を含め、今後は高速道路の建設等ができなくなる等のおそれがあること等の問題があると考え。

二及び三について
「生活対策」等を踏まえ、同意計画に基づいて会社が行っている高速道路の料金の割引が、ETC通行車(道路整備特別措置法施行規則(昭和三十一年建設省令第十八号)第十三条第二項第三号イに規定するETC通行車をいう。以下同じ。))に対象を限定しているのは、ETCシステム(有料道路自動料金収受システムを使用する

料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成十一年建設省令第三十八号。以下「省令」という。))第一条に規定するETCシステムをいう。以下同じ。))の活用が、高速道路の料金所における渋滞を大幅に緩和し、自動車交通の円滑化や自動車交通による二酸化炭素の排出量の削減に寄与するものであること、限られた財源の中で地域の活性化等の政策課題に対応するためには、曜日、時間帯等に着目したきめ細やかな料金の額の設定を行うことが必要であり、その実現のためにはETCシステムの活用が効率的であること等の理由によるものである。また、ETC通行車以外の通行車両について、ETC通行車と同様の高速道路の料金の割引を適用する場合には、高速道路の料金所において瞬時に的確な料金の計算を行うことは困難であり、渋滞の発生等によつて円滑な自動車交通の確保に支障を及ぼすことが予想される。

四について
車載器(省令第四条第一項第一号に定める車載器をいう。以下同じ。))の新規の購入又はリース契約の締結及びセットアップ(車載器に、自動車登録番号等の車両情報や車載器管理番号等を登録することをいう。)(以下「車載器の新規導入」という。))について、現在、助成の申込みを受け付け、助成を行っている機関は、財団法人高速道路交流推進財団であり、車載器の新規導入に係る費用のうち、四輪車用の車載器については、一台当たり五千二百五十円、二輪車用の車載器については、一台当たり一万五千七百五十円を助成している。

第七十六条中「第六十条、第六十二条又は第六十三条」を「第七十三条、第七十五条又は第七十六条」に、「前各条」を「第八十二条から第八十七条まで及び前条」に改め、「刑」の下に「又は過料」を加え、同条を第九十条とする。

第七十五条中「第十六条第六項」を「第二十四条第六項 同条第八項において準用する場合を含む。」に改め、同条を第八十九条とする。

第七十四条中「第六十九条、第七十条、第七十二条」を「第八十二条、第八十三条、第八十五条」に改め、同条を第八十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第八十八条 第十条第九項、第十三条又は第十四条第二項（これらの規定を第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第十条第三項又は第十六条第三項の認可を受けた者に限る。）は、二十万円以下の過料に処する。

第七十三条第十号中「第五十条第五項」を「第六十二条第五項」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第九号中「海中公園地区」を「海域公園地区」に、「第三十条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条を同条第十号とし、同条第八号中「海中公園地区」を「海域公園地区」に、「第三十条第一項第一号」を「第三十七条第一項第一号」に改め、同条を同条第九号とし、同条第七号中「第二十八条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号中「第二十八条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号中「第二十六条第五項」を「第三十三条第五項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号中「第二十六条第一項の規定による」を「第三十三条第一項の規定に違反して、」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号中「第二十二條第一

項に規定する」を「第三十条第一項の規定による」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「第十九条第四項」を「第二十七条第四項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第十六条第五項」を「第二十四条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十二条中「第二十六条第二項又は第四十条」を「第十一条（第十六条第四項において準用する場合を含む。）第三十三条第二項又は第五十二条」に改め、同条を第八十五条とする。

第七十一条中「第二十條第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第八十四条とする。

第七十条第三号中「第二十五条」を「第三十二条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号中「第十六条第一項」を「第二十四条第一項又は第七項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号中「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項又は第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項又は第二十三条第三項」に改め、同条を同条第三号とし、同条の前に次の二号を加える。

一 第十条第六項 第十六条第四項において

準用する場合を含む。）の規定に違反して、第十条第四項各号（第十六条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を変更した者 第十条第三項又は第十六条第三項の認可を受けた者に限る。）

二 第十条第十項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により認可に付された条件に違反した者

第七十条を第八十三条とする。

第六十九条中「第二十七条第一項」を「第十五条第一項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第一項」に改め、同条を第八十二条とする。

第三章中第六十八条を第八十一条とし、第六十七条を第八十条とする。

第六十六条第二項中「第六十条第一項」を「第七十三条第一項」に、「第五十六条」を「第六十八条」に改め、同条を第七十九条とする。

第六十五条中「第六十条第一項」を「第七十三条第一項」に、「第五十一条第一項後段」を「第六十三条第一項後段」に改め、同条を第七十八条とする。

第六十四条中「第六十条第一項」を「第七十三条第一項」に改め、同条を第七十七条とする。

第六十三条中「第五十条」を「第六十二条」に改め、同条を第七十六条とする。

第六十二条中「前章第五節」を「前章第七節」に改め、同条を第七十五条とする。

第六十一条中「前章第四節」を「前章第六節」に改め、同条を第七十四条とする。

第六十条第一項中「前章第三節」を「前章第四

節」に改め、同条第二項中「第十七条から第二十三条まで」を「第二十五条から第三十一条まで」に改め、同条第三項中「第三十条」を「第三十七条」に改め、同条を第七十三条とし、第五十九条を第七十二条とする。

第二章第七節中第五十八条を第七十一条とする。

第五十七条中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二十四条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第五十五条第二項」を「第六十七条第二項」に改め、同条を第七十条とし、第五十六条の二を第六十九条とする。

第五十六条第一項中「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号又は第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項又は第二十三条第三項第七号」に、「当該を」を「当該」に改め、同条第三項中「第十三条第六項から第八項まで、第十四条第六項若しくは第七項、第二十四条第六項若しくは第七項又は第二十六条第一項」を「第二十条第六項後段、第七項若しくは第八項、第二十一条第六項後段若しくは第七項、第二十二條第六項後段若しくは第七項又は第三十三條第一項」に改め、同条第四項中「第二十六條第一項」を「第三十三條第一項」に改め、同条を第六十八條とする。

第五十五条第一項中「利用調整地区若しくは海中公園地区」を「海域公園地区若しくは利用調整地区」に改め、同条第二項中「利用調整地区又は海中公園地区」を「海域公園地区又は利用調整

地区」に改め、同条第三項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「国立公園に関する公園事業」を「国立公園事業」に改め、同条第四項中「第十条第一項ただし書」を「第十六条第一項ただし書」に、「国定公園に関する公園事業」を「国定公園事業」に改め、同条を第六十七条とし、第五十四条を第六十六条とし、第五十三条を第六十五条とする。

第五十二条第一項中「第十三条第三項、第十四条第三項若しくは第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項」に、「第二十五条」を「第三十二条」に、「付せられたため、又は第二十六条第二項」を「付されたため、又は第三十三条第二項」に改め、同条第四項及び第五項中「第五十条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条を第六十四条とする。

第五十一条第一項中「第十三条第三項、第十四条第三項、第二十四条第三項又は第二十六条第二項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項又は第三十三条第二項」に改め、同条を第六十三条とする。

第五十条第四項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第六十二条とする。

第二章第七節を同章第九節とする。

第二章第六節中第四十九条を第六十一条とし、第四十六条から第四十八条までを十二条ずつ繰り下げる。

第四十五条第一項中「国立公園に関する公園事業」を「国立公園事業」に、「当該公園事業」を

「当該国立公園事業」に改め、同条第二項中「公園事業」を「国立公園事業」に改め、同条を第五十七条とし、第四十四条を第五十六条とし、第四十三条を第五十五条とする。

第二章第六節を同章第八節とする。

第二章第五節中第四十二条を第五十四条とし、第三十七条から第四十一条までを十二条ずつ繰り下げる。

第二章第五節を同章第七節とする。

第三十六条中「第三十四条」を「第四十六条」に改め、第二章第四節中同条を第四十八条とする。

第三十五条中「第三十一条第二項」を「第四十条第二項」に改め、同条を第四十七条とし、第三十四条を第四十六条とする。

第三十三条中「第三十一条第五項」を「第四十条第五項」に改め、同条第二号中「第三十一条第三項各号」を「第四十三条第三項各号」に改め、同条を第四十五条とし、第三十二条を第四十四条とする。

第三十一条第一項中「第三十七条第一項」を「第四十九条第一項」に、「第三十八条第一号」を「第五十条第一号」に、「海面」を「海域」に改め、同条を第四十三条とする。

第二章第四節を同章第六節とする。

第三十条第一項及び第二項中「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同条第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、第二章第三節中同条を第三十七条とし、第二十九条を第三十六条とする。

第二十八条の見出し中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同条第一項中「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号若しくは第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十六条第二項」に改め、同条第二項中「第十三条第三項第七号」に、「第二十六条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同条第二項中「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十六条第二項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十三条第三項第七号若しくは第三十三条第一項各号」に改め、同条第三項中「規定する」を「規定による立入検査又は立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第三十五条とする。

徴収」に改め、同条第一項中「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号若しくは第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十六条第二項」に改め、同条第二項中「第十三条第三項第七号」に、「第二十六条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同条第二項中「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十六条第二項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十三条第三項第七号若しくは第三十三条第一項各号」に改め、同条第三項中「規定する」を「規定による立入検査又は立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十七条第一項中「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項若しくは第二十四条第三項の規定、第二十五条を」第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十六条第二項の規定、第三十二条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第三十四条とする。

とする。

第二十六条第一項中「海中公園地区」を「海域公園地区」に、「海面」を「海域」に改め、同条第七項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第三十一条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第二十六条を第三十三条とする。

第二十五条中「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号及び前条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項及び第二十三条第三項第七号」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十四条を削る。

第二十三条第一項中「第十六条第一項」を「第二十四条第一項若しくは第七項」に改め、「同条第五項の下に」(同条第八項において準用する場合を含む。)を加え、同条第二項中「第十六条第一項」を「第二十四条第一項若しくは第七項」に改め、「同条第五項の下に」(同条第八項において準用する場合を含む。)を加え、「第十七条」を「第二十五条」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十二條第一項中「第十六条から第二十三条まで」を「第二十四条から次条まで」に改め、同条を第三十条とする。

第二十一条第一項中「第十六条から第二十三

条まで」を「第二十四条から第三十一条まで」に改め、同条第二項中「第十七条第三項各号」を「第二十五条第三項各号」に改め、同条第三項中「第十九条を」を「第二十七条」に改め、同条第四項中「第十七条第五項」を「第二十五条第五項」に改め、同条を第二十九条とし、第二十条を第二十八条とする。

第十九条第六項中「第二十一条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同条を第二十七条とし、第十八条を第二十六条とする。

第十七条第二項中「第二十一条」を「この条から第二十九条」に改め、同条第三項第四号中「第二十一条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同条第六項中「同条第一項」の下に「及び第七項」を、「第五項」及び「第四項」の下に「これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。」を加え、同条を第二十五条とする。

第十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

第十六条に次の二項を加える。

7 国立公園又は国定公園の利用者であつて環境省令で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けることができる。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の認

定について準用する。この場合において、第五項中「亡失し」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第六項中「受けた者」とあるのは「受けた者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。

第十六条を第二十四条とする。

第十五条第一項中「特別地域」の下に「又は海域公園地区」を加え、同条第三項中「次条第一項」の下に「又は第七項」を加え、同項第一号中「第十三条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項」に、「第五十六条第一項後段」を「第六十八条第一項後段」に、「第十三条第六項」を「第二十条第六項後段」に、「若しくは前条第六項」を「第二十一条第六項後段若しくは前条第六項後段」に、「第五十六条第三項」を「第六十八条第三項」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第三十一条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合

第十五条を第二十三条とする。

第十四条第三項ただし書中「当該特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為（前条第三項第五号に掲げる行為を除く。）若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際に着手していた同号に掲げる行為又は」を削り、同項第一号中「から第六号まで、第八号、第九号、第十二

号及び第十三号」を「第二号、第四号から第七号まで、第九号、第十号、第十五号及び第十六号」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 動物を放つこと（家畜の放牧を含む。）。

第十四条第三項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

第十四条第六項中「特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別保護地区内において第三項各号に掲げる行為（前条第三項第五号に掲げる行為を除く。）又は同条第三項第五号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる」を「第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時ににおいて既に当該」に、「その指定又は区域の拡張の」を「同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ、この場合において、その者は、その規制されることとなつた」に改め、同条第八項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第三十一条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第十四条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（海域公園地区）

第二十二條 環境大臣は国立公園について、都

道府県知事は国定公園について、当該公園の海域の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海域内に、海域公園地区を指定することができる。

2 第五条第三項及び第四項の規定は、海域公園地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 海域公園地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものは、この限りでない。

一 第二十条第三項第一号、第四号及び第七号に掲げる行為

二 環境大臣が指定する区域内において、熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物で、当該区域ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。

三 海面を埋め立て、又は干拓すること。

四 海底の形状を変更すること。

五 物を係留すること。

六 汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 七 環境大臣が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること。 八 前各号に掲げるもののほか、海域公園地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの 四 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。 五 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の海域の景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。 六 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届けなければならない。 七 海域公園地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大	臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届けなければならない。 八 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。 一 公園事業の執行として行う行為 二 認定生態系維持回復事業等として行う行為 三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの 第十三条第一項中「海面」を「海域」に改め、同条第三項ただし書中「当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為(第五号に掲げる行為を除く。若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際に着手していた同号に掲げる行為若しくは第七号に規定する物が指定された際に着手していた同号に掲げる行為又はを削り、「行う行為」の下に「又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項第十五号を同項第十八号とし、同項第十二号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十一号中(以下この号において「指定動物」という。)を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。 十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の	放牧を含む。) 第十三条第三項第十号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。 十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。 第十三条第三項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。 三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。 第十三条第六項中「特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において第三項各号に掲げる行為(同項第五号に掲げる行為を除く。又は同項第五号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為若しくは同項第七号に規定する物が指定された際同号に掲げる」を「第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該に、「その指定又は区域の拡張の」を「同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ。この場合において、その者は、その規制されることとなつた」に改め、同条第八項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧しよう」とを「木竹の植栽又は家畜の放牧(第三項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。)をしよう」とに改め、同条第九項	第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第三十一条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 二 認定生態系維持回復事業等(第三十九条第一項又は第四十一条第二項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為 第十三条を第二十条とする。 第二章第三節を同章第四節とし、同節の次に次の一節を加える。 第五節 生態系維持回復事業 (生態系維持回復事業計画) 第三十八条 環境大臣及び生態系維持回復事業を行おうとする国の機関の長(以下この条において「環境大臣等」という。)は、国立公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、国立公園における生態系維持回復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めるものとする。 二 都道府県知事は、国定公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、国定公園における生態系維持回復事業計画を定めることができる。 三 生態系維持回復事業計画においては、次に
---	---	--	--

掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

4 環境大臣等又は都道府県知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

5 環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

6 第四項の規定は、環境大臣等又は都道府県知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(国立公園における生態系維持回復事業)

第三十九条 国は、国立公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、国立公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

2 地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について国立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持

回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が国立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、地方公共団体にあっては環境大臣の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準

用する。

9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第四十条 環境大臣は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき

一 国立公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。

二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。

四 第四十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(国定公園における生態系維持回復事業)

第四十一条 都道府県は、国定公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、国定公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うことができる。

2 国及び都道府県以外の地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について国定公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の都道府

県知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が国定公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の都道府県知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第三十九条第四項及び第五項の規定は第二項の確認及び前項の認定について、同条第六項から第九項までの規定は第二項の確認を受けた者について、同条第六項から第九項まで及び前条の規定は前項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、前条第一号中「国立公園」とあるのは「国定公園」と読み替えるものとする。

(報告徴収)

第四十二条 環境大臣は第三十九条第三項の認定を受けた者に対し、都道府県知事は前条第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第二章第二節第十二条を第十九条とする。

第十條の見出しを(国定公園事業の執行)に改め、同条第一項中「国定公園に関する公園事

業」を「国立公園事業」に改め、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」を「環境省令で定めるところにより、都道府県知事」に、「国立公園に関する公園事業」を「国立公園事業」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第十条第四項及び第五項並びに第十四条第一項及び第二項の規定は第二項の同意及び前項の認可について、第十条第六項から第九項まで、第十二条第一項及び第十三条の規定は第二項の同意を得た者について、第十条第六項から第十項まで、第十一条から第十三条まで、第十四条第三項及び前条の規定は前項の認可を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十条第十項中「国立公園」とあるのは「国立公園」と、第十一条、第十四条第一項及び前条第一項中「国立公園事業」とあるのは「国立公園事業」と、第十二条第一項及び第二項中「その国立公園事業」とあるのは「その国立公園事業」と、同条第一項中「公共団体である」とあるのは「都道府県以外の公共団体である」と、第十三条中「国立公園事業の」とあるのは「国立公園事業の」と、前条第一項中「国立公園の」とあるのは「国立公園の」と読み替えるものとする。

第十条を第十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(報告徴収及び立入検査)

第十七条 環境大臣は第十条第三項の認可を受けた者に対し、都道府県知事は前条第三項の認可を受けた者に対し、この節の規定の施行

に必要な限度において、その国立公園事業若しくは国立公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その国立公園事業若しくは国立公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(政令への委任)

第十八条 この節に定めるもののほか、公園事業の執行に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条の見出しを「(国立公園事業の執行)」に改め、同条第一項中「国立公園に関する公園事業」を「国立公園事業」に改め、同条第二項及び第三項中「環境大臣」を「環境省令で定めるところにより、環境大臣」に、「国立公園に関する公園事業」を「国立公園事業」に改め、同条に次の七項を加える。

4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 第二条第六号に規定する政令で定める

施設(以下この条において「公園施設」という。)の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者(以下「国立公園事業者」という。)は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。国及び公共団体以外の者にあつては環境大臣の認可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 国立公園事業者は、第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

10 第三項又は第六項の認可には、国立公園の保護又は利用のために必要な限度において、

条件を付することができる。
第九条を第十条とし、同条の次に次の五条を加える。

(改善命令)

第十一条 環境大臣は、国立公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該国立公園事業に係る施設の改善その他の当該国立公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(承継)

第十二条 国立公園事業者である法人が合併(国立公園事業者である法人と国立公園事業者でない法人の合併であつて、国立公園事業者である法人が存続するものを除く。)又は分割(その国立公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその国立公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が公共団体である場合にあつては環境大臣に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が国及び公共団体以外の法人である場合にあつては環境大臣の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該国立公園事業者者の地位を承継する。

2 国立公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその国立公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその国立公

園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に環境大臣に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第十条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る国立公園事業者の地位を承継する。

(国立公園事業の休廃止)

第十三条 国立公園事業者は、国立公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第十四条 国立公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第十条第二項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第十条第二項の同意又は同条第三項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

3 環境大臣は、第十条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

一 第十条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。

二 第十条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。

三 第十一条の規定による命令に違反したとき。

四 偽りその他不正の手段により第十条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第十五条 環境大臣は、第十条第三項の認可を受けた者がその国立公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、国立公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確認することができないときは、環境大臣は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは

委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、環境大臣又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第八条の次に次の節名及び一条を加える。

第三節 公園事業

(公園事業の決定)

第九条 国立公園に関する公園事業(以下「国立公園事業」という。)は、環境大臣が、審議会の意見を聴いて決定する。

2 国立公園に関する公園事業(以下「国立公園事業」という。)は、都道府県知事が決定する。

3 環境大臣は、国立公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

4 都道府県知事は、国立公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

5 第一項及び第三項の規定は環境大臣が行う国立公園事業の廃止又は変更について、前項の規定は都道府県知事が行う国立公園事業の廃止又は変更について準用する。

附則第十一項及び第十四項中「第四十四条」を「第五十六条」に改める。

(自然環境保全法の一部改正)

第二条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 雑則(第三十一条―第三十五条)」を「第三節 生態系維持回復事業(第三十条―第四節 雑則(第三十一条―第三十五条の二―第三十条の五))」に改める。

第一条中「区域等の」の下に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第十二条第二項第二号及び第三号中「係る」の下に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第十五条第二項中「公示しなければ」を「官報で公示し、かつ、その原生自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第十七条第一項中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 廃棄物を捨て、又は放置すること。

第十七条第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 動物を放つこと(家畜の放牧を含む)。

第十七条第一項第八号の次に次の一号を加える。

九 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

第二十二條第一項第二号及び第四号中「すぐれた」を「優れた」に改め、同項第五号中「海そう

その他これらに類する」を「海藻その他の」に、「すくれたを」を「優れた」に改める。

第二十三条第一項中「施設を」を「事業」に改め、同条第二項第二号中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改め、同項第四号中「施設」を「事業」に改める。

第二十五条第四項ただし書中「第三号」を「第六号」に、「又は第二号」を「第二号」に改め、「行うもの」の下に「又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。

四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

五 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む）。

第二十五条第四項に次の一号を加える。
八 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそ

れがある行為で政令で定めるもの

第二十五条第八項中「特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第四項第一号若しくは第二号に掲げる行為に着手し、又は同項第三号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる」を「第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該」に、「指定又は区域の拡張の」を「規制されることとなつた」に改め、同条第十項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等（第三十条の

三 第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第二十六条第三項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

第二十六条第四項中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。

第二十七条の見出しを「（海域特別地区）」に改め、同条第一項及び第二項中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改め、同条第三項中「海中特別地区内」を「海域特別地区内」に改め、同項ただし書中「及び第六号」を「第六号及び第七号」

に改め、同項第五号中「熱帯魚を」を「環境大臣が指定する区域内において、熱帯魚に、海そうその他これらに類する」を「海藻その他の」に、「海中特別地区」を「当該区域」に改め、同項に次の二号を加える。

七 環境大臣が指定する区域において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること。

八 前各号に掲げるもののほか、海域特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

第二十七条第六項中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改め、同条第七項中「海中特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該海中特別地区内において第三項各号に掲げる」を「第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該」に、「指定又は区域の拡張の」を「規制されることとなつた」に改め、同条第九項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第二十八条第一項中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改め、同項ただし書中「海面」を「海域」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第六項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「行なう」を「行う」

に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第二十九条第一項中「第二十六条第三項第六号」を「第二十六条第三項第七号」に改める。

第三十条中「行なう」を「行う」に、「第二十六条第三項第六号」を「第二十六条第三項第七号」に改める。

第三十三条第一項中「第二十六条第三項第六号」を「第二十六条第三項第七号」に、「附せられた」を「付された」に改める。

第四章第三節を同章第四節とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 生態系維持回復事業

（生態系維持回復事業計画）

第三十条の二 環境大臣及び生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）を行うおうとする国の機関の長（以下この条において「環境大臣等」という。）は、生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、中央環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

(生態系維持回復事業の実施)

第三十条の三 国は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

2 地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、地方公共団体にあつては環境大臣の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者

は、第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第三十条の四 環境大臣は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。

四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第三十条の五 環境大臣は、第三十条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第四十三条第一項中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改める。

第五十三条中「一」を「いずれかに」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第五十四条中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「付

せられた」を「付された」に改める。

第五十五条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第五十六条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条の規定 公布の日

二 附則第十五条の規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日(いずれか遅い日)

(自然公園法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の自然公園法(以下「新自然公園法」という。)第十五条(新自然公園法第十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に新自然公園法第十条第三項又は第十六条第三項の認可に係る国立公園事業又は国定公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の自然公園法(次条において「旧自然公園法」という。)第二十四条第一項の規定により指定されている海中公園地区は、新自然公園法第二十二條第一項の規定により指定された海域公園地区とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧自然公園法第二十四条第六項又は第七項に規定する者に該当している者であつて、同条第六項又は第七項の規定による届出をしていない者についての行為に着手している旨又は行為をした旨の届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧自然公園法第二十四条第三項の規定によりされた許可若しくは許可の申請又は同条第六項若しくは第七項の規定によりされた届出(この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた届出を含む。)は、新自然公園法第二十二条第三項の規定によりされた許可若しくは許可の申請又は同条第六項後段若しくは第七項の規定によりされた届出とみなす。

(自然環境保全法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の自然環境保全法(次条において「旧自然環境保全法」という。)第二十七条第一項の規定により指定されている海中特別地区は、第二十条の規定による改正後の自然環境保全法(以下「新自然環境保全法」という。)第二十七条第一項の規定により指定された海域特別地区とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧自然環境保全法第二十七条第六項又は第七項に規定する者に該当している者であつて、同条第六項又は第八項の規定による届出をしていない者についての行為をした旨又は着手している行為の届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧自然環境保全法第二十

七条第三項の規定によりされた許可若しくは許可の申請又は同条第六項若しくは第八項の規定によりされた届出(この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた届出を含む。)は、新自然環境保全法第二十七条第三項の規定によりされた許可若しくは許可の申請又は同条第六項若しくは第八項の規定によりされた届出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新自然公園法及び新自然環境保全法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新自然公園法及び新自然環境保全法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)の項中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二十四条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第五十五条第二項」を「第六十七条第二項」に改める。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第十一条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号へ中「第五十一条第一項又は第六十五条」を「第六十三条第一項又は第七十八条」に改める。

第四十五条第三項中「第二十五条」を「第三十二条」に、「付せられた」を「付された」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の十五第一項中「第十三条第三項、第十四条第三項、第二十四条第三項又は第二十六条第一項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二條第三項又は第三十三条第一項」に、「第十五条第三項ただし書又は第五十六条」を「第二十三条第三項ただし書又は第六十八条」に、「第十五条第三項第一号」を「第二十三条第三項第一号」に、「第五十六条第一項後段」を「第六十八条第一項後段」に、「第五十六条第一項中」を「第六十八条第一項中」に改め、同条第二項中「第五十六条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第三項中「第六十条第一項」を「第七十三条第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第十三条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号イ中「第十三条第一項」を「第

二十条第一項」に、「第六十条第一項」を「第七十三条第一項」に改める。

(景観法の一部改正)

第十四条 景観法(平成十六年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第五号ロ中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改め、同号ホ中「第十三条第三項、第十四条第三項又は第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二條第三項」に改める。

第六十条中「第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十四条第四項」を「第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二條第四項」に改める。

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十五条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三百十四条のうち自然公園法第五十一条第一項の改正規定中「第五十一条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

理 由

国立公園、自然環境保全地域等における自然環境の保全対策の強化等を図るため、国立公園の特別地域等における規制の対象となる行為の追加、海域における保護施策の充実、生態系の維持又は回復を図るための事業の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨

一 本案は、国立公園、自然環境保全地域等における自然環境の保全対策の強化等を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 自然公園法の一部改正

(一) 法の目的として、生物の多様性の確保に寄与することを追加すること。

(二) 国立公園又は国定公園の特別地域において環境大臣又は都道府県知事の許可を要する行為として、環境大臣が指定する区域内における木竹の損傷及び環境大臣が指定する区域が本来の生息地等でない動植物で環境大臣が指定するものの当該区域内における放出等を追加し、また、特別保護地区内において環境大臣又は都道府県知事の許可を要する行為として、動物の放出及び植物の植栽を追加すること。

(三) 海中の景観を維持するための海中公園地区を、海域の景観を維持するための海域公園地区に改めること。また、海域公園地区の景観の維持とその適正な利用を図るため、海域公園地区内に利用調整地区を指定することができることとする。

(四) 環境大臣等又は都道府県知事は、国立公園又は国定公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、生態系維持回復事業計画を定めること。また

た、国又は都道府県は、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うとともに、地方公共団体又は国及び地方公共団体以外の者についても、その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣又は都道府県知事の確認又は認定を受けて生態系維持回復事業を行うことができることとし、当該生態系維持回復事業として行う行為については、自然公園法上の許可等を要しないこととする。

2 自然環境保全法の一部改正

(一) 法の目的として、生物の多様性の確保を明確化すること。

(二) 1の(二)に準じて、原生自然環境保全地域等において動植物の放出等に係る規制を強化すること。

(三) 1の(三)に準じて、海中の自然環境を保全するための海中特別地区を海域の自然環境を保全するための海域特別地区に改めることとする。

(四) 1の(四)に準じて、自然環境保全地域における生態系維持回復事業を創設することとし、当該生態系維持回復事業として行う行為については、自然環境保全法上の許可等を要しないこととする。

3 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日

から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、国立公園、自然環境保全地域等における自然環境の保全対策の強化等を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十一年四月十四日

環境委員長 水野 賢一

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 公園計画の策定等に当たっては、同計画が適正かつ効果的な自然公園の管理運営に資するものとなるよう、多様な主体が参画して協議するための場を設けるなど、可能な限り幅広く意見を聴くよう努めること。また、そこで集約された意見については、同計画に反映させるよう努めること。

二 海域公園地区及び海域特別地区の指定に当たっては、利害関係者等にも配慮しつつ、関係省庁間等の連携・協力を十分図ることによって、貴重な海洋生態系の保護・保全にとって重要な海域が指定対象に含まれるよう努めること。

と。

三 生態系維持回復事業に係る認定等に当たっては、絶滅のおそれのある野生生物への影響や現行の鳥獣被害の防止施策との整合性にも留意しつつ、科学的データ等に準拠しながら厳正かつ適切に行うこと。

四 自然公園の利用調整地区については、生物の多様性の確保及び持続可能な利用の観点から、住民、関係団体、土地所有者等との十分な調整を図りつつ、指定の拡大に向けて積極的に取り組むこと。

五 自然公園等の適切な管理運営のために必要の人材の確保に最大限努めること。特に、知識及び経験等が豊富なアクティブ・レンジャー経験者を積極的に活用するよう努めること。また、自然公園等を地元住民の雇用創出の場として活用すべく、グリーンワーカー事業等の拡充等をはじめとする積極的な施策の展開を図ること。

六 自然公園及び自然環境保全地域等の自然保護地域体系のあり方について法制度も含めて検討を行うこと。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十一年二月二十四日

内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫
国務大臣

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の五」を「第五条の六」に改める。

第一条中、「難分解性の性状を有し、かつ」を削り、「が難分解性等の性状を有するかどうかを」を「の性状に関して」に改める。

第二条第三項中「製造」を「有する性状及びその製造」に改め、同項第一号イ中「自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ」を削り、同号ロ中「該当するもの」の下に「自然的作用による化学的变化を生じにくいもの」を加え、同項第二号イ中「自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ」を削り、同号ロ中「該当するもの」の下に「自然的作用による化学的变化を生じにくいもの」を加え、同条第六項第一号中「自然的作用による化学的变化を生じにくいものである」と、かつ「を削り、同条第二号中「該当するもの」の下に「(自然的作用による化学的变化を生じにくいもの)の下に「(自然的作用による化学的变化を生じにくいもの)を加える。」を加える。

第三条第一項に次の一号を加える。

六 その新規化学物質が、高分子化合物であつて、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める基準に該当する旨

の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより受けて、その新規化学物質を製造し、又は輸入するとき。

第三条に次の一項を加える。

5 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項第六号の確認を取り消さなければならない。

一 第一項第六号の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

二 第一項第六号の確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認めるとき。

第四条第一項第二号から第五号までを次のように改める。

二 イに該当するものであつて、かつ、ロに該当しないもの

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 第二条第三項第一号イに該当する疑いのあるもの(同号イに該当するものを含み、自然的作用による化学的变化を生じにくいものに限る。)であること。

(2) 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化に

より生成する化学物質(元素を含む。)が(1)に該当するものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 第二条第六項第一号に該当するもの(自然的作用による化学的变化を生じにくいものに限る。)であること。

(2) 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質(元素を含む。)が(1)に該当するものであること。

三 前号イに該当せず、かつ、同号ロに該当するもの

四 第二号イ及びロのいずれにも該当するもの

五 第一号又は第二号イ若しくはロのいずれにも該当しないもの

第三章第一節中第五条の五の次に次の一条を加える。

(情報の提供)

第五条の六 第一種監視化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種監視化学物質を使用する者その他の業として第一種監視化学物質を取り扱う者(以下「第一種監視化学物質取扱事業者」という。)は、第一種監視化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するとき、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該第一種監視化学物質の名称及びその譲渡し、又は提供するものが第一種監視化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。

ればならない。

第十四条第二号中「当該用途が主として一般消費者の生活の用に供される製品の製造又は加工に関するものでないことその他」を削り、「生じる」を「生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずる」に改める。

第十七条第二項中「届出使用者は、第一種特定化学物質を使用する」を「許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの(以下「第一種特定化学物質等」という。)を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者(以下「第一種特定化学物質等取扱事業者」という。)は、第一種特定化学物質等を取り扱う」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(表示等)

第十七条の二 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一種特定化学物質ごとに、第一種特定化学物質等の容器、包装又は送付状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定め、これを告示するものとする。

2 第一種特定化学物質等取扱事業者は、第一種特定化学物質等を譲渡し、又は提供するとき、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、前項の規定により告示されたところに従つて表示をしなければならない。

第十八条第二項中「届出使用者」を「第一種特

定化学物質等取扱事業者」に、「前条第二項」を「第十七条第二項」に、「第一種特定化学物質を使用して」「第一種特定化学物質等を取り扱つて」「第一種特定化学物質の使用」を「第一種特定化学物質等の取扱い」に改め、同条に次の一項を加える。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前条第二項の規定に違反する第一種特定化学物質等取扱事業者があるときは、当該第一種特定化学物質等取扱事業者に対し、同条第一項の規定により告示されたところに従つて表示すべきことを命ずることができる。

第二十一条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「第十八条第一項」を「第十八条」に改める。

第二十七条第一項中「を使用する者その他の業として第二種特定化学物質」を「又は政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているもの(以下「第二種特定化学物質等」という。)を使用する者その他の業として第二種特定化学物質等」に、「この節において「取扱事業者」を「第二種特定化学物質等取扱事業者」に改め、同条第二項中「取扱事業者」を「第二種特定化学物質等取扱事業者」に改める。

第二十八条第一項中「第二種特定化学物質又は政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているもの」を「第二種特定化学物質等」に改め、同条第二項中「取扱事業者は、第二種特定化学物質又は前項の政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているもの」を「第二種特定化学物質等取扱事業者は、第二種特定

化学物質等」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「取扱事業者」を「第二種特定化学物質等取扱事業者」に改める。

第三十条中「以下」を「第三十一条の二において」「に、当該監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造の事業を営む者、業として当該監視化学物質又は第二種特定化学物質を使用する者その他の業として当該監視化学物質又は第二種特定化学物質を取り扱う者」を「当該第一種監視化学物質に係る第一種監視化学物質取扱事業者、当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質の製造の事業を営む者、業として当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質を使用する者その他の業として当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質を取り扱う者又は当該第二種特定化学物質に係る第二種特定化学物質等取扱事業者」に改める。

第三十一条の二第一項中「第三条第一項第五号若しくは第四条の二第四項の確認に係る新規化学物質」を削り、「その製造」を「その製造し、」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項(第二項において準用する場合を含む。又は前項)」に改め、「報告対象物質」の下に「又は第二項において準用する第一項の報告に係る新規化学物質」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項本文の規定は、第三条第一項第五号若しくは第六号又は第四条の二第四項の確認に係る新規化学物質の製造又は輸入の事業を営む者(当該確認を受けた者に限る。)、第四条第四項(第四条の二第九項において読み替え

て準用する場合を含む。)に規定する通知に係る新規化学物質の製造又は輸入の事業を営む者(当該通知を受けた者に限る。及び第五条の二第二項において準用する第四条第四項に規定する通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を業として輸入する者について準用する。

3 監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した監視化学物質又は第二種特定化学物質について、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める組成、性状等に関する知見(公然と知られていないもの)に限り、第五条の四第一項、第二十四条第一項、第二十五条の三第一項又は第一項の規定により報告すべきものを除く。)を有しているときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その旨及び当該知見の内容を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告するよう努めなければならない。

第三十一条の二の次に次の一条を加える。

(取扱いの状況に関する報告)
第三十一条の三 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第一種監視化学物質取扱事業者又は第二種特定化学物質等取扱事業者に対し、その取扱いに係る第一種監視化学物質又は第二種特定化学物質等の取扱いの状況について報告を求めることができる。
第三十二条第一項中「若しくは第五号」を「から第六号まで」に改め、同条第二項中「届出使用者」を「第一種特定化学物質等取扱事業者」に改

める。

第三十三条第一項中「若しくは第五号」を「から第六号まで」に改め、同条第二項中「届出使用者」を「第一種特定化学物質等取扱事業者」に改める。

第三十四条を第三十四条の二とし、第三十三条の三の次に次の一条を加える。

(通知)

第三十四条 厚生労働大臣、経済産業大臣又は環境大臣は、この法律に基づいて化学物質の性状等に関する知見等を得た場合において、当該化学物質に関する他の法律に基づく措置に資するため、必要に応じ、当該他の法律の施行に関する事務を所掌する大臣に対し、当該知見等の内容を通知するものとする。

第三十九条第一項第一号中「による命令」の下に「許可製造業者に対するものを除く。」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「除く。」の下に「第三十一条の三若しくは」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十八条第二項の規定による命令(許可製造業者に対するものに限る。)に關しては、経済産業大臣

第三十九条第二項第二号中「基準」の下に「許可製造業者に係るものを除く。」を加え、「第一種特定化学物質を使用する者」を「第一種特定化学物質等取扱事業者」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第十七条第二項の技術上の基準(許可製造業者に係るものに限る。)に關しては、厚

生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令

第四十条中「第五条の四第一項の下に」、「第五条の六」を、「第十五条第一項の下に」、「第十七条第二項、第十七条の二第一項を加え」、「並びに第三十一条の二第一項を」、「第三十一条の二第二項(同条第二項において準用する場合を含む。）」及び第三項並びに第三十一条の三に改め、「第十三条第一項の下に」、「第十七条第二項、第十七条の二第一項を加え」、「及び第二十八条第一項を」、「第二十七条第一項、第二十八条第一項、第三十条及び第三十一条の三に改め」、「使用についてはの下に」第五条の六、」を加え、「及び第三十条を」、「第三十条及び第三十一条の三」に改める。

第四十一条第一項第一号中「若しくは第二十六条第一項」を、「第十七条第二項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項」に改める。
第四十七條第二号中「第三十一条の二第一項」の下に「(同条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	
第二章 新規化学物質に関する審査及び規制(第三条―第七条)	
第三章 一般化学物質等に関する届出(第八条)	
第四章 優先評価化学物質に関する措置(第九条―第十二条)	

第五章 第一種特定化学物質に関する規制等
第一節 監視化学物質に関する措置(第三十条―第三十六条)

第二節 第一種特定化学物質に関する規制(第三十七條―第三十四條)

第六章 第二種特定化学物質に関する規制(第三十五條―第三十七條)

第七章 雑則(第三十八條―第五十六條)

第八章 罰則(第五十七條―第六十三條)

附則

第二条第四項中「第一種監視化学物質」を「監視化学物質」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 この法律において「優先評価化学物質」とは、その化学物質に関して得られている知見からみて、当該化学物質が第三項各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認められず、かつ、その知見及びその製造、輸入等の状況からみて、当該化学物質が環境において相当程度残留しているか、又はその状況に至る見込みがあると認められる化学物質であつて、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められないものであるため、その性状に関する情報を収集し、及びその使用等の状況を把握することにより、そのおそれがあるものであるかどうかについての評価を優先的に行う必要があると認められる化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

「第四条の二第九項」を「第五条第九項」に、「第五条の二第二項」を「第七条第二項」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 優先評価化学物質(第十一条第二号二に係る部分に限る。)の規定により指定を取り消されたものを含む。

第二条第七項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 附則第四条の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示した同条に規定する表に記載されている化学物質(前各号に掲げるものを除く。)

第二条第七項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「一般化学物質」とは、次に掲げる化学物質(優先評価化学物質、監視化学物質、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質を除く。)をいう。

一 前項第一号、第五号又は第六号に掲げる化学物質

二 第十一条(第二号二に係る部分に限る。)の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質

第二条第八項を削り、同条第九項中「第一種監視化学物質又は第二種監視化学物質」を「監視化学物質又は優先評価化学物質」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を削る。

第三条第一項第一号中「第五条の二第一項」を「第七条第一項」に、「同条第一項第五号」を「同条第一項第二号から第五号までのいずれか」に改め、同項第五号中「第四条の二第一項」を「第

五条第一項」に改め、同条第二項中「第四条の二第四項」を「第五条第四項」に改める。

第四条第一項第二号ロ(1)中「第二条第六項第一号に該当する」を「動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがある」に、「限る」を「限り、第二条第二項第一号に該当するものを除く」に改め、同条第三項中「第七項」を「第五項」に改め、同条第四項中「第一項第五号」を「第一項第二号から第五号までのいずれか」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第二条第五項の規定による指定をされたものについては、この限りでない。
第四条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項を第六項とする。

第四十八條中「第三十三條の二」を「第四十五條」に改め、同条を第六十三條とする。

第四十七條第一号中「第十條第二項、第十五條第二項、第十六條第二項、第二十條第一項又は第二十六條第二項」を「第八條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十一条第二項、第二十六條第二項、第二十七條第二項、第三十二條第一項又は第三十五條第二項」に改め、同条第二号中「第三十一条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条を第六十二条とする。

第四十六條第一号中「第四十二條」を「第五十七條」に改め、同条第二号中「第四十三條第一号」を「第五十八條第一号」に改め、同条第三号中「第四十三條第三号、第四十四條」を「第五十八條第三号、第五十九條」に改め、同条を第六十一条とする。

第四十五条第一号中「第十九条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二号中「第五条の三第一項、第二十三条第一項、第二十五条の二第一項又は第二十六条第六項」を「第九条第一項、第十三条第一項又は第三十五条第六項」に改め、同条第三号中「第三十二条」を「第四十三条」に改め、同条第四号中「第三十三条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第六十条とする。

第四十四条第一号中「第十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第二号中「第十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第三号中「第十八条又は第二十二條第一項」を「第三十条又は第三十四条第一項」に改め、同条を第五十九条とする。

第四十三条第二号中「第五条」を「第六条」に改め、同条第三号中「第五条の四第一項、第二十四条第一項又は第二十五条の三第一項」を「第十条第二項又は第十四条第一項」に改め、同条第四号中「第二十六条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第五十八条とする。

第四十二条第一号中「第六条第一項」を「第七條第一項」に改め、同条第二号中「第七条、第十三条第一項又は第十四条」を「第十八条、第二十四條第一項又は第二十五条」に改め、同条第三号中「第十一條第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第四号中「第二十一條第一項」を「第三十三條第一項」に改め、同条第五号中「第二十二條第三項」を「第三十四條第三項」に改め、同条を第五十七條とする。

第六章を第八章とする。

第四十一条第一項第一号中「第四条の二第八項又は第五条の四第二項」を「第五条第八項又は第十四条第二項」に、「第十三条第一項、第十四条、第十七条第二項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項」を「第二十四条第一項、第二十五条、第二十八條第二項、第三十五条第一項若しくは第三十六條第一項」に改め、同項第二号中「第四条第一項若しくは第二項又は第四條の二第八項の判定に基づき」を「次項に規定する手続に従い」に改め、同項第三号中「第四条の二第二項」を「第五条第二項」に、「第五条の四第二項又は第二十四條第二項」を「第十条第三項又は第十四條第二項」に改め、同項第四号中「第五条の四第一項又は第二十四條第一項」を「第十条第二項又は第十四條第一項」に改め、同項第五号中「第二十六條第四項」を「第三十五條第四項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四条第一項若しくは第二項又は第五条第八項の規定により第三条第一項の届出に係る新規化学物質が第四条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の判定をしたときは、遅滞なく、当該化学物質について第二条第五項の指定をする必要があるかどうかについて、前項の政令で定める審議会等の意見を聴くものとする。

第五章中第四十一条を第五十六条とする。第四十条各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第七条第一項、第八条第一

項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第十二条、第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十八

条、第二十二條第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十四條第一項及び第三項、第三十五条第一項、第三十六條第一項、第三十七条第一項、第三十八條、第三十九條、第四十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、及び第三項並びに第四十二條の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十四條第一項、第二十八條第二項、第二十九條第一項及び第三十四條の規定を、第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條第一項、第三十八條、第三十九條、第四十二條の規定を、次の各号に掲げる物の原料としての化学物質の使用については第十二

条、第十六条、第二十五条、第二十六條第一項、第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十四條第三項、第三十六條第一項、第三十七條第一項、第三十九條及び第四十二條の規定を、次の各号に掲げる物の原料としての化学物質の使用については第十二

条、第十六条、第二十五条、第二十六條第一項、第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十四條第三項、第三十六條第一項、第三十七條第一項、第三十九條及び第四十二條の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。

第四十条を第五十五条とし、第三十九條の二を第五十四條とする。

第三十九條第一項第一号中「第十五條、第十六條第二項若しくは第二十條第一項」を「第二十六條、第二十七條第二項若しくは第三十二條第

一項」に、「第十八條第二項」を「第三十条第二項」に、「第三十二條第二項」を「第四十三條第二項」に、「第三十三條第二項」を「第四十四條第二項」に改め、同項第二号中「第十八條第二項」を「第三十条第二項」に改め、同項第三号中「第二十二條」を「第三十四條」に、「第二十七條第一項」を「第三十六條第一項」に、「第二十九條」を「第三十八條」に、「第三十條」を「第三十九條」に、「(第三種監視化学物質に係るものを除く。)、第三十一條の三若しくは第三十二條第三項」を「第四十二條若しくは第四十三條第三項」に、「第三十三條第三項」を「第四十四條第三項」に改め、同項第四号を削り、同条第二項第一号中「第十九條第三項」を「第三十一條第三項」に改め、同項第二号及び第三号中「第十七條第二項」を「第二十八條第二項」に改め、同条を第五十三條とし、第三十八條を第五十二條とし、第三十七條を第五十一條とする。

第三十六條第一項中「第二十一條第一項」を「第三十三條第一項」に改め、同条第二項中「第二十一條」を「第三十三條」に改め、同条を第五十條とする。

第三十五條中「第六條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項」を「第十七條第一項、第二十一條第一項又は第二十二條第一項」に改め、同条を第四十九條とする。

第三十四條の二第一号中「第十八條第一項」を「第三十條第一項」に改め、同条第二号中「第十八條第二項」を「第三十條第二項」に改め、同条を第四十八條とし、第三十四條を第四十七條とし、第三十三條の三を第四十六條とし、第三十

三条の二を第四十五条とする。

第三十三条第一項中「第四条の二第四項」を「第五条第四項」に改め、同条第二項中「第二十六條第一項」を「第三十五條第一項」に改め、同条第三項中「第二十二條」を「第三十四條」に改め、同条を第四十四條とする。

第三十二條第一項中「第四条の二第四項」を「第五条第四項」に改め、同条第二項中「第二十六條第一項」を「第三十五條第一項」に改め、同条第三項中「第二十二條又は第二十九條」を「第三十四條又は第三十八條」に改め、同条を第四十三條とする。

第三十一条の三中「第一種監視化学物質取扱事業者」を「優先評価化学物質取扱事業者、監視化学物質取扱事業者」に、「第一種監視化学物質又は」を「優先評価化学物質、監視化学物質又は」に改め、同条を第四十二條とする。

第三十一条の二第一項中「監視化学物質」を「優先評価化学物質、監視化学物質」に、「第四条第四項(第四条の二第九項において読み替えて準用する場合及び第五条の二第二項において準用する場合を含む。)」の規定により公示された化学物質又は附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質」を「又は一般化学物質」に、「第四条第七項」を「第四条第五項」に、「第五条の四第一項、第二十四條第一項若しくは第二十五條の三第一項」を「第十条第二項若しくは第十四條第一項」に改め、同項ただし書中「第五条の四第一項、第二十四條第一項又は第二十五條の三第一項」を「第

十条第二項又は第十四條第一項」に改め、同条第二項中「第四条の二第四項」を「第五条第四項」に、「第四条の二第九項」を「第五条第九項」に、「第五条の二第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第三項中「監視化学物質」を「優先評価化学物質、監視化学物質」に、「第五条の四第一項、第二十四條第一項、第二十五條の三第一項」を「第十条第二項、第十四條第一項」に改め、同条第四項中「第四項各号若しくは第六項各号のいずれかに該当し、又は同条第三項第一号に該当する疑いがある」を「又は第四項各号のいずれかに該当する」に改め、同条を第四十一條とし、第三十一條を第四十條とする。

第三十条中「第一種監視化学物質、第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質(第三十一条の二において「監視化学物質」と総称する。)」を「優先評価化学物質、監視化学物質」に、「当該第一種監視化学物質に係る第一種監視化学物質取扱事業者、当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質の製造の事業を営む者、業として当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質を使用する者その他の業として当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質を取り扱う者」を「当該優先評価化学物質に係る優先評価化学物質取扱事業者、当該監視化学物質に係る監視化学物質取扱事業者」に改め、同条を第三十九條とし、第二十九條を第三十八條とする。

第五章を第七章とする。
第四章第三節中第二十八條を第三十七條とし、第二十七條を第三十六條とする。

第二十六條第四項中「第二十八條」を「第三十七條」に、「が生じる」を「を生ずる」に改め、同条第七項中「第十三條第二項」を「第二十四條第二項」に改め、同条を第三十五條とする。

第四章の章名、同章第一節及び第二節並びに同章第三節の節名を削る。

第二十二條第三項第一号中「第七條」を「第十八條」に改め、同項第二号中「第十一條第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同項第三号中「第十三條第一項」を「第二十四條第一項」に改め、同項第四号中「第十四條」を「第二十五條」に改め、同条を第三十四條とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章 第二種特定化学物質に関する規制

第二十一条第一項第一号中「第八條第一号」を「第十九條第一号」に改め、同項第二号中「第十条第一項」を「第二十一條第一項」に改め、同項第三号中「第十八條」を「第三十條」に改め、同項第四号中「第三十一條第一項」を「第四十條第一項」に改め、同条第二項中「第十二條第二項」を「第二十三條第二項」に、「第八條第一号」を「第十九條第一号」に改め、同条第三項中「第六條第三項」を「第十七條第三項」に改め、同条を第三十三條とする。

第二十條第三項中「第六條第三項」を「第十七條第三項」に改め、同条を第三十二條とし、第十九條を第三十一條とする。

第十八條第一項中「第九條第二号」を「第二十条第二号」に改め、同条第二項中「第十七條第二項」を「第二十八條第二項」に改め、同条を第三

十條とし、第十七條の二を第二十九條とする。
第十七條第一項中「第九條第二号」を「第二十条第二号」に改め、同条を第二十八條とする。

第十六條第一項中「第十一條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同条第三項中「第六條第三項」を「第十七條第三項」に改め、同条を第二十七條とする。

第十五條第三項中「第六條第三項」を「第十七條第三項」に改め、同条を第二十六條とし、第十四條を第二十五條とし、第十三條を第二十四條とする。

第十二條第二項中「第八條」を「第十九條」に改め、同条を第二十三條とする。

第十一条第三項中「第六條第三項」を「第十七條第三項」に改め、同条を第二十二條とする。

第十条第一項中「第六條第一項」を「第十七條第一項」に改め、同条第二項中「第六條第二項第一号」を「第十七條第二項第一号」に改め、同条第四項中「第六條第三項」を「第十七條第三項」に改め、同条を第二十一條とする。

第九条中「第六條第一項」を「第十七條第一項」に改め、同条を第二十條とする。

第八条中「第六條第一項」を「第十七條第一項」に改め、同条第二号中「第二十一條」を「第三十三條」に改め、同条を第十九條とし、第七條を第十八條とする。

第六条の前の見出しを削り、同条を第十七條とし、同条の前に見出しとして「(製造の許可)」を付する。

第五条の六中「第一種監視化学物質の」を「監視化学物質の」に、「第一種監視化学物質」を「

「監視化学物質を」に、「第一種監視化学物質取扱事業者を「監視化学物質取扱事業者」に、「第一種監視化学物質である」を「監視化学物質である」に改め、第三章第一節同条を第十六条とする。

第五条の五(見出しを含む。)中「第一種監視化学物質」を「監視化学物質」に改め、同条を第十五条とする。

第五条の四の見出しを「監視化学物質に係る有害性の調査」に改め、同条第一項中「第一種監視化学物質」を「監視化学物質」に、「生ずる」を「生じる」に改め、同条第二項中「第一種監視化学物質」を「監視化学物質」に改め、同条を第十四条とする。

第五条の三中「第一種監視化学物質」を「監視化学物質」に改め、同条を第十三条とする。

「第一節 第一種監視化学物質に関する措置」を「第一節 監視化学物質に関する措置」に改める。

第三章を第五章とする。

第二章中第五条の二を第七条とし、同条の次に次の二章を加える。

第三章 一般化学物質等に関する届出
(製造数量等の届出)

第八条 一般化学物質を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、一般化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 試験研究のため一般化学物質を製造し、又は輸入したとき。

二 一の一般化学物質につき、その者に係る当該一般化学物質の製造数量又は輸入数量(当該一般化学物質を製造し、及び輸入した者にあつては、これらを合計した数量)が政令で定める数量に満たないとき。

三 第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を製造し、又は輸入したとき。

2 前項(第三号を除く。)の規定は、第四条第四項(第五条第九項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する通知に係る新規化学物質を製造し、又は輸入した者(当該通知を受けた者に限る。)及び前条第二項において準用する第四条第四項に規定する通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を輸入した者について準用する。

第四章 優先評価化学物質に関する措置
(製造数量等の届出)

第九条 優先評価化学物質(第二条第三項各号のいずれかに該当することにより第二種特定化学物質として指定されているものを除く。以下この条、第十二条及び第四十一条において同じ。)を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、優先評価化学物質ごとに、毎年度、前年度の優先評価化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

化学物質の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 試験研究のため優先評価化学物質を製造し、又は輸入したとき。

二 一の優先評価化学物質につき、その者に係る当該優先評価化学物質の製造数量又は輸入数量(当該優先評価化学物質を製造し、及び輸入した者にあつては、これらを合計した数量)が政令で定める数量に満たないとき。

2 経済産業大臣は、優先評価化学物質ごとに、毎年度、前項の届出に係る前年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量を公表しなければならない。ただし、一の優先評価化学物質につきその製造数量及び輸入数量を合計した数量が経済産業省令で定める数量に満たないときは、この限りでない。

(優先評価化学物質に係る有害性等の調査)

第十条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の優先評価化学物質につき、第二条第五項に規定する評価を行うに当たつて必要があると認めるときは、当該優先評価化学物質の製造又は輸入の事業を営む者(これらの事業を営んでいた者であつて経済産業省令で定めるものを含む。次項において同じ。)に対し、当該優先評価化学物質の性状に関する第四条第五項に規定する試験であつて厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものの試験成績を記載した資料の提出を求めることができる。

ことができる。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、一の優先評価化学物質につき、前項の試験成績その他の当該優先評価化学物質に関して得られている知見からみて、第二条第三項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる理由があると認める場合であつて、その性状及びその製造、輸入、使用等の状況からみて、当該優先評価化学物質が同項各号のいずれかに該当するものであるとすれば、当該優先評価化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると見込まれるため、当該優先評価化学物質について同項各号のいずれかに該当するかどうかを判定する必要があると認めるに至つたときは、当該優先評価化学物質の製造又は輸入の事業を営む者に対し、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める有害性の調査(継続的に当該化学物質が摂取される場合における人の健康に及ぼす影響又は継続的に当該化学物質が摂取され、若しくはこれにさらされる場合における生活環境動植物の生息若しくは生育に及ぼす影響についての調査をいう。第四項において同じ。)を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る優先評価化学物質が第二条第三項各号の

いずれかに該当するかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による求めに係る試験又は第二項の規定による指示に係る有害性の調査に必要な費用の關係する事業者間における負担の公平に資するため、特に必要があると認めるときは、当該試験又は当該有害性の調査に要する費用の負担の方法及び割合に関する基準を定めることができる。
(優先評価化学物質の指定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、優先評価化学物質が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

一 第一種特定化学物質、第二種特定化学物質(第二条第三項各号のいずれにも該当する場合に限る。)又は監視化学物質に指定されたとき。

二 前条第一項の資料の提出、同条第二項の報告その他により得られた知見及びその製造、輸入、使用等の状況からみて、次のイからニまでのいずれかに該当するとき。

イ 当該優先評価化学物質が第二条第三項第一号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合において、当該優先評価化学物質による環境の汚染により生活環境動植物の生息又は生育に係る被害を生ずるおそれがないと認めらるに至つたとき。

ロ 当該優先評価化学物質が第二条第三項第二号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合において、当該優先評価化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがないと認めらるに至つたとき。

ハ 当該優先評価化学物質が第二条第三項各号のいずれかに該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合において、当該優先評価化学物質が当該各号のうち他の号に該当すると認めらるに至つたとき。

ニ 当該優先評価化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害のいずれも生ずるおそれがないと認めらるに至つたとき。

(情報の提供)

第十二条 優先評価化学物質の製造の事業を営む者、業として優先評価化学物質を使用する者その他の業として優先評価化学物質を取り扱う者(以下「優先評価化学物質取扱事業者」という。)は、優先評価化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するとき、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該優先評価化学物質の名称及びその譲渡し、又は提供するものが優先評価化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。
第五条中「から第六項まで」を削り、同条を第六条とする。

第四条の二第九項中「前条第七項及び第八項」

を「前条第五項及び第六項に、第七項及び第八項を、第五項及び第六項に、から第八項まで」を「から第六項まで」に改め、「から第六項までの規定」を削り、「第四条の二第八項」を「第五条第八項」に改め、同条を第五条とする。
附則第四条を次のように改める。

第四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号。以下この条において「改正法」という。)第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定により指定した第二種監視化学物質及び同条第六項の規定により指定した第三種監視化学物質の名称を記載した表を作成し、これを改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日に公示しなければならない。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条第一項及び附則第五条の規定 公布の日
二 附則第八条の規定 この法律の公布の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日
三 第二条並びに附則第三条(第三項を除く。)

及び第七条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(経過措置)

第二条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下この条において「新法」という。)第十七条第二項又は第二十七条第一項の政令の制定又は改正の立案のために、新法第四十一条第一項の政令で定める審議会等の意見を聴くことができる。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が、一の報告対象物質(新法第三十一条の二第二項に規定する報告対象物質をいう。)が新法第二条第六項各号のいずれかに該当し、又は同条第三項第一号に該当する疑いがあると認めらるに至つた場合における新法第三十一条の二第四項の規定による措置については、当該報告対象物質が環境において相当程度残留していると見込まれるかどうかを考慮して講ずるものとする。

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第二十四条第一項又は第二十五条の三第一項の規定による指示を受けている旧法第二条第五項に規定する第二種監視化学物質(次項において「第二種監視化学物質」という。)又は同条第六項に規定する第三種監視化学物質(次項において「第三種監視化学物質」という。)の製造又は輸入の事業を営む者が行うべき報告については、なお従前の例による。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現

に第二種監視化学物質又は第三種監視化学物質について旧法第三十一条の二第一項又は第三項に規定する知見を得ている第二種監視化学物質又は第三種監視化学物質の製造又は輸入の事業を営む者が行うべき報告については、なお従前の例による。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣

は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下この条において「新法」という。)第二条第五項の指定のために、新法第五十六条第一項の政令で定める審議会等の意見を聴くことができる。

4 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現

に旧法第二条第四項の規定により指定されている第一種監視化学物質は、新法第二条第四項の規定により指定された監視化学物質とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規

定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びに前条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第六号の二中「第三十三条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第八条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条の二 この法律の施行の日が化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第

号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、第二百四十三条中「第三十三条の三」とあるのは「第四十六条」と、「第三十七条」とあるのは「第五十一条」とする。

理 由

化学物質の管理の一層の充実が求められている国内外の動向等にかんがみ、包括的な化学物質管理を実施するため、難分解性の性状を有しない化学物質を新たに規制対象とし、及び化学物質の安全性評価に係る措置を見直すとともに、流通過程における適切な化学物質管理の実施及び国際的動向を踏まえた規制の合理化のための措置等を講ずることが必要である。これが、この法律案を提出する理由である。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、化学物質の管理の一層の充実が求められている国内外の動向等にかんがみ、包括的な化学物質管理を実施するための措置を講じるとともに、国際的動向を踏まえた規制の合理化のための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本法の目的から、難分解性に関する部分を削るものとする。

2 本法の定義において、「第一種監視化学物質」の名称を「監視化学物質」に改めるとともに、「優先評価化学物質」及び「一般化学物質」の定義をすること。併せて「第二種監視化学物質」及び「第三種監視化学物質」を廃止すること。

3 一般化学物質を製造し、又は輸入した者は、一般化学物質ごとに、毎年度、前年度の

製造数量又は輸入数量等を経済産業大臣に届け出なければならないものとする。

4 優先評価化学物質を製造し、又は輸入した者は、優先評価化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量等を経済産業大臣に届け出なければならないものとし、経済産業大臣は、優先評価化学物質ごとの製造数量及び輸入数量を合計した数量を公表するものとする。

5 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、優先評価化学物質による人の健康に係る被害等を生ずるおそれがあるものであるかどうかについての評価を行うに当たつて必要があると認めるときは、その製造又は輸入の事業を営む者に対し、当該優先評価化学物質の性状に関する試験の成績を記載した資料の提出を求めることができるものとする。

6 第一種特定化学物質について、他の物による代替が困難であり、かつ、当該第一種特定化学物質が使用されることにより当該第一種特定化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害等を生ずるおそれがない用途について、第一種特定化学物質の使用が制限されないものとする。

7 厚生労働大臣、経済産業大臣又は環境大臣は、この法律に基づいて化学物質の性状等に関する知見等を得た場合において、他の法律に基づく措置に資するため、必要に応じ、当該他の法律の施行に關する事務を所掌する大臣に対し、当該知見等の内容を通知するものとする。

8 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、一般化学物質及び優先評価化学物質に関する規定等は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

9 その他所要の規定を整備すること。

二 議案の可決理由

本案は、化学物質管理の一層の充実を図るための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十一年四月十五日

経済産業委員長 東 順治

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯

決議

政府は、産業の基盤であり国民生活において極めて広範に使用されている化学物質の安全性を確立することが国民の生命や環境の保護に不可欠であり、かつ、我が国産業の国際競争力の一層の強化につながるから、その管理・規制に関する体制の整備を図ることが重要であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切に措置すべきである。

一 二〇二〇年を期限とする国際合意の確実な履行に向けて、本改正案による規制強化措置が、事業主のみならず国民全般からの理解を得て円滑かつ着実に実施されるよう、国の責任と具体的な作業スケジュールを明らかにするとともに、調査研究や検査・監督に万全を期するよう体制の整備や十分な予算の確保に努めること。

また、合意の履行に当たっては、先進国間における情報の一元化等に努めるとともに、アジアをはじめとする関係各国ともその実施スキームの確立や登録情報の共有を図るなど、国際的な協調の下に対策を推進し、本法に基づく化学物質管理スキームが事実上の国際標準として受け入れられるよう努めること。

二 化学物質のスクリーニング評価に当たっては、化学物質に対する感受性の高い胎児、乳幼児及び高齢者等への直接曝露及び環境曝露を十分に勘案し、詳細な曝露関連情報の提供を事業者者に求めること。また、生態影響評価の重要性を踏まえた評価手法の確立及び効率的なデータ収集のための技術開発等に努めること。

三 化学物質のリスク評価に当たっては、その透明性及び客観性を確保する観点から、評価計画、評価結果等を公開するとともに、評価の審査等には多様な主体を参加させる等の体制を整備すること。また、政府の行ったリスク評価の妥当性を審査する外部委員会を用いて行うこと。

四 事業者による自主的な化学物質のリスク評価及び管理を推進するために、低コストで実施で

きるリスク評価手法の開発・普及を図るとともに、データ収集に係る作業の定量化等、事業者の負担軽減に努めること。また、規制の実効性を確保するため、中小企業がこれに円滑に対応できるよう、新たなスキームの十分な周知徹底に努めるとともに、効果的な支援策の実施を検討すること。

五 化学物質の適切な管理を一層促進するため、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)に基づく表示、化学物質の安全性情報、リスク評価結果及び管理手法等について、川上事業者から川下事業者に至るまで情報の伝達及び共有ができるようにすること。また、消費者への理解を促進するため、化学物質に関する安全性情報の製品表示等について検討すること。

六 「エッセンシャルユース」として認められた化学物質については、必要最小限の利用にとどめ、定期的に厳密な評価を行いその結果を公表するとともに、事業者に対し代替化及び低減化に向けた取組を促すこと。

七 事業者による自主的な化学物質管理を推進するため、化学物質管理を担える人材の育成及び研究機関の充実に努めること。また、大学及び大学院における定量的構造活性相関(QSAR)の手法、計測、リスク評価及び管理に関する専門家育成の検討に加え、学校教育における化学物質に関する教育内容の見直しを図ること。

八 化学物質による人の健康や生態系への悪影響を未然防止するために、予防的な視点に基づ

き、懸念のある化学物質については、科学的知見が集積されるまでの間、厳格な曝露管理または代替の検討を事業者に促すこと。

九 化学物質の適正な利用及び化学物質によるリスクの低減に関する長期的、計画的な施策を推進するに当たっては、関係省庁間の連携を図りつつ、事業者の負担の軽減及び消費者の化学物質に関する理解の促進に資するよう、化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方について検討を行うこと。

道路交通法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年四月八日

参議院議長 江田 五月

衆議院議長 河野 洋平殿

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の付記中「第百二十条第一項第二号」を「第百十九条第一項第一号の四、第百二十条第一項第二号」に改める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(高齢運転者等標準自動車の停車又は駐車の特例)

第四十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者(以下この項及び次項において「高齢運転者等」という。)が運転する普通自動車(当該高齢運

転者等が内閣府令で定めるところによりその者の住所を管轄する公安委員会に届出をしたものに限り、()であつて、当該高齡運転者等が同項の規定により交付を受けた高齡運転者等標章をその停車又は駐車をしてゐる間前面の見やすい箇所に掲示したもの(以下「高齡運転者等標章自動車」という。)は、第四十四条の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は前条第一項の規定による駐車を禁止する道路の部分の全部又は一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができるとされてゐるときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。 一 第七十一条の五第二項に規定する普通自動車対応免許(以下この条において単に「普通自動車対応免許」という。)を受けた者で七十歳以上のもの 二 第七十一条の六第一項又は第二項に規定する者 三 前二号に掲げるもののほか、普通自動車対応免許を受けた者で、妊娠その他の事由により身体機能に制限があることからその者の運転する普通自動車に停車又は駐車をすることができるところについて特に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの 2 公安委員会は、高齡運転者等に対し、その申請により、その者が前項の届出に係る普通自動車の運転をする高齡運転者等であることを示す高齡運転者等標章を交付するものとする。 3 高齡運転者等標章の交付を受けた者は、当該	高齡運転者等標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所を管轄する公安委員会に高齡運転者等標章の再交付を申請することができる。 4 高齡運転者等標章の交付を受けた者は、普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき、第一項第三号に規定する事由がなくなつたときその他内閣府令で定める事由が生じたときは、速やかに、当該高齡運転者等標章をその者の住所を管轄する公安委員会に返納しなければならない。 5 前三項に定めるもののほか、高齡運転者等標章について必要な事項は、内閣府令で定める。 (罰則 第四項については第百二十一条第一項第九号) 第四十六条中「車両」を「前条第一項に規定するもののほか、車両」に、「前条第一項を」第四十五条第一項に改める。 第四十九条の四第二項中「第四十九条の二」を「第四十九条の三」に改め、同条第三項中「第四十九条の二」を「第四十九条の三から第四十九条の五まで」に改め、同条を第四十九条の七とする。 第四十九条の三中「前条第三項」を「第四十九条の三第三項」に改め、同条を第四十九条の六とする。 第四十九条の二第二項中「除く」の下に、次条において同じを加え、「次項から第四項まで」を「この条から第四十九条の五まで」に改め、同条第二項中「車両」を「車両(前条の規定により指定された道路の区間(次条において「高齡運転者等専用	時間制限駐車区間」という。)にあつては、高齡運転者等標章自動車に限る。以下この条、第四十九条の六及び第百十九條の三第一項第二号において同じ。)は、()に、「前条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第四項中「前条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第五項を削り、同条の付記中「及び第五項後段」を削り、同条を第四十九条の三とし、同条の次に次の二条を加える。 (高齡運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止) 第四十九条の四 高齡運転者等専用時間制限駐車区間においては、高齡運転者等標章自動車以外 (罰則 第百十九條の二第一項第一号、同条第二項、第百十九條の三第一項第一号、同条第二項) (時間制限駐車区間における駐車の特例) 第四十九条の五 警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限駐車区間における車両の駐車につき駐車することができ場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定して許可をした場合において、当該許可に係る車両が、指定された場所及び方法で、指定された駐車を開始することができる時刻から駐車を終了すべき時刻までの間に、当該駐車を開始したときは、当該車両及びその運転者については、前二条(第四十九条の三第一項を除く。)の規定は、適用しない。この場合において、当該車両は、当該指定された駐車を終了すべき時刻を過ぎて引き続	き駐車してはならない。 (罰則 後段については第百十九條の三第一項第一号、同条第二項) 第四十九条の次に次の一条を加える。 (高齡運転者等専用時間制限駐車区間) 第四十九条の二 公安委員会は、時間制限駐車区間を、時間を限つて同一の高齡運転者等標章自動車に限り引き続き駐車することができる道路の区間として指定することができる。この場合において、公安委員会は、前条第一項の道路標識等によりその旨を表示するものとする。 第五十一条第一項中「若しくは第四十九条の二第二項、第三項若しくは第五項後段」を、「第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段に」、「第四十九条の二第四項」を「第四十九条の三第四項」に改める。 第七十五条第一項第七号中「第四十九条の二第三項」を「第四十九条の三第三項、第四十九条の四」に改める。 第百八条の二十九第二項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 二 高齡者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進 第百十九條第一項第一号の三の次に次の一号を加える。 一 の四 第二十六条(車間距離の保持)の規定の違反となるような行為(高速自動車国道等に
---	---	---	---

おけるものに限る。)をした者

第百十九条の二第一項第一号中「又は第四十九
条の二(時間制限駐車区間における駐車の方法等)
第三項」を、「第四十九条の三(時間制限駐車区間
における駐車の方法等)第三項又は第四十九条の
四(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における
駐車禁止)」に改める。

第百十九条の三第一項第一号中「又は第四十九
条の二(時間制限駐車区間における駐車の方法等)
第二項、第三項若しくは第五項後段」を、「第四十九
条の三(時間制限駐車区間における駐車の方法
等)第二項若しくは第三項、第四十九条の四(高齢
運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止)
又は第四十九条の五(時間制限駐車区間におけ
る駐車の特例)後段」に、「同条第二項」を「第四十九
条の三第二項」に改め、同項第二号中「第四十九
条の二第二項」を「第四十九条の三第二項」に改
め、同項第三号中「第四十九条の二(時間制限駐車
区間における駐車の方法等)第四項」を「第四十九
条の三(時間制限駐車区間における駐車の方法等)
第四項」に改める。

第百二十条第一項第二号中「した者」の下に「第
二十六条の規定の違反となるような行為をした者
にあつては、第百十九条第一項第一号の四に該当
する者を除く。」を加え、同項に次の一号を加え
る。

十六 高齢運転者等標章を他人に譲り渡し、又
は貸与した者

第百二十一条第一項第九号中「第五十一条の二
(違法駐車に対する措置)第十項」を「第四十五条の

二(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特
例)第四項、第五十一条の二(違法駐車に対する措
置)第十項」に改める。
附則に次の一条を加える。

(高齢運転者標章表示義務に関する当面の措置)
第二十二條 第七十一条の五第二項の規定は、当
分の間、適用しない。この場合において、同条
第三項中「七十歳以上七十五歳未満」とあるの
は、「七十歳以上」とする。

別表第一中「第四十九条の二第三項」を「第四十九
条の三第三項、第四十九条の四」に、「第四十九
条の二第二項若しくは第五項後段」を「第四十九条
の三第二項若しくは第四十九条の五後段」に、「第
四十九条の二第四項」を「第四十九条の三第四項」
に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 附則に一条を加える改正規定並びに次条か
ら附則第四条までの規定及び附則第五条の規
定(自動車運送代行業の業務の適正化に関す
る法律(平成十三年法律第五十七号)第十九条
第一項の表第七十四条の三第一項の項の改正
規定に係る部分に限る。) 公布の日
二 第二十六条の付記の改正規定、第百八条の
二十九第二項の改正規定、第百十九条第一項
第一号の三の次に一号を加える改正規定及び

第百二十条第一項第二号の改正規定 公布の
日から起算して六月を超えない範囲内におい
て政令で定める日
(運転免許の拒否等に関する経過措置)

第二條 前条第一号に掲げる改正規定の施行前に
した行為を理由とする運転免許の拒否、保留、
取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転
の禁止については、なお従前の例による。

2 前条第一号に掲げる改正規定の施行前にした
行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。

第三條 附則第一条各号に掲げる改正規定の施行
前にした行為に対する反則行為の取扱いに関し
ては、それぞれなお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第四條 前二条に定めるもののほか、この法律の
施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過
措置を含む)は、政令で定める。

(自動車運送代行業の業務の適正化に関する法
律の一部改正)

第五條 自動車運送代行業の業務の適正化に関す
る法律の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表第七十四条の三第一項の
項中「道路運送車両法の規定による軽自動車を
使用して貨物を運送する事業を、貨物自動車運
送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定によ
る貨物軽自動車運送事業」に改め、同表第七十
五条第一項第七号の項中「第四十九条の二第三
項」を「第四十九条の三第三項、第四十九条の
四」に、「第四十九条の二第二項から第四項まで

若しくは第五項後段」を「第四十九条の三第二項
から第四項まで、第四十九条の四、第四十九
条の五後段」に改め、同表第百十九条の二第一
項第三号の項中「第四十九条の二第三項」を「第
四十九条の三第三項、第四十九条の四」に改め
る。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣
提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢
にかんがみ、駐車若しくは停車が禁止されてい
る道路の部分又は時間制限駐車区間のうち道路
標識等により指定されたものについて、高齢運
転者等の申請により都道府県公安委員会が交付
する高齢運転者等標章を掲示した普通自動車に
限り駐車又は停車をすることができるとする
ほか、高速自動車国道等において車間距離保
持義務に違反する行為をした者に係る法定刑の
引上げ、高齢運転者標章の表示義務の見直し等
の措置を講じようとするもので、その主な内容
は次のとおりである。

1 高齢運転者等の交通の安全を確保するため
の規定の整備

(一) 高齢運転者等に係る駐車規制の特例に
関する規定の整備

(1) 高齢運転者等標章を掲示した普通自動
車は、駐車又は停車が禁止されている道
路の部分のうち道路標識等により指定さ
れているものについては、駐車又は停車

をすることができること。

- (2) 都道府県公安委員会は、道路標識等により、時間制限駐車区間を高齢運転者等標章を掲示した同一の普通自動車に限り引き続き駐車することができ道路の区間として指定することができること。

- (3) 高齢運転者等標章の譲渡し及び貸与を処罰すること。

- (二) 車間距離保持義務違反に係る法定刑の引上げ

高速自動車国道又は自動車専用道路において車間距離保持義務に違反する行為をした者に係る法定刑を引き上げること。

- (三) 地域交通安全活動推進委員に関する規定の整備

地域交通安全活動推進委員の活動に、高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進を加えること。

- 四 高齢運転者標章表示義務の見直し

七十五歳以上の者は高齢運転者標章を付けないで普通自動車を運転してはならないとする規定は、当分の間、適用しないこと。

2 施行期日等

- (一) 施行期日

- (1) (2)及び(3)を除き、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

と。

- (2) 一の四については、公布の日から施行すること。

- (3) 一の(二)及び(三)については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

- (二) 所要の経過措置を設けること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、駐車若しくは停車が禁止されている道路の部分又は時間制限駐車区間のうち道路標識等により指定されたものについて、高齢運転者等の申請により都道府県公安委員会が交付する高齢運転者等標章を掲示した普通自動車に限り駐車又は停車をすることができるとするほか、高速自動車国道等において車間距離保持義務に違反する行為をした者に係る法定刑の引上げ、高齢運転者標章の表示義務の見直し等を行うおととするものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十一年四月十五日

内閣委員長 渡辺 具能

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に

ついて適切な措置を講ずべきである。

- 一 現在取りまとめが行われている「高齢運転者支援のための重点施策」に掲げられた施策を速やかに実施するとともに、高齢者、障害者、妊婦等社会的配慮が必要な者に対する交通支援施策を引き続き検討し、その充実に努めること。

- 二 高齢運転者標章制度については、これまでの議論を踏まえ、罰則の廃止や標識の様式の見直しを含め、改めて検討を加えること。また、聴覚障害者が普通自動車を運転する際の標識の表示義務については、引き続き、関係者の意見を十分聴取しつつ検討を進め、必要に応じ見直しを行うこと。

- 三 高齢運転者等専用駐車区間制度の対象者を定める政令の制定に当たっては、関係者の意見を十分聴取しつつ、妊婦等自動車による安全かつ円滑な移動を支援するため特に配慮が必要のある者を的確に定めること。高齢運転者等専用駐車区間の設置に当たっては、対象者のニーズ、当該道路の交通事情等を踏まえて、地域住民の理解を得ながら、着実な整備に努めるとともに、その運用に当たっては、高齢者、障害者、妊婦等を支援する本制度の趣旨を対象者と国民に周知徹底し、制度の円滑な実施に努めること。

- 四 聴覚障害者に対する普通自動車免許の付与条件の妥当性について引き続き検討を行うとともに、原動機付き自転車等、運転することができず自動車の種類の拡大について調査・検討を行うこと。検討に当たっては、諸外国の状況にも

配慮するとともに、聴覚障害者団体との意見交換を実施すること。

- 五 身体機能の低下を自覚するなど運転に不安を持つ高齢者の自主的な運転免許証の返納を促すため、運転免許証を返納した高齢者の移動手段の確保など必要な措置を講ずること。

- 六 車間距離制御装置や運行関連情報提供装置など、運転者の安全に資する技術の研究開発を支援すること。

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十一年二月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

三 特定中性子線施設

第二条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

- 5 この法律において「特定中性子線施設」とは、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「日本原子力研究開発機構」という。)により設置される、加速された陽子を原子核に衝突させるこ

とにより発生する中性子線を使用して研究等を行うための施設であつて、文部科学省令で定めるものをいう。

第二条に次の二項を加える。

8 この法律において「中性子線共用施設」とは、特定中性子線施設のうち研究者等の共用に供される部分をいう。

9 この法律において「中性子線専用施設」とは、日本原子力研究開発機構以外の者により設置される施設であつて、特定中性子線施設に係る中性子線を使用して研究等を行うためのもの（文部科学省令で定めるものを除く。）をいう。

第三条中「放射光専用施設」の下に「若しくは中性子線専用施設」を加える。

第四条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 特定中性子線施設に係る基本方針においては、第二項各号に掲げる事項のほか、中性子線専用施設を利用した研究等並びに中性子線専用施設の設定及び利用に関する事項を定めるものとする。

第五条に次の一項を加える。

2 日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。
一 中性子線共用施設の設定及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

二 中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要

な中性子線の提供その他の便宜を供与すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

第六条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる」とあるのは「前条第二項に規定する」と、「第九条第一項」とあるのは「第九条第三項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

第七条の見出し中「独立行政法人理化学研究所法」の下に「及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を加え、同条中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第五条第二項の規定により日本原子力研究開発機構の業務が行われる場合には、独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第三十三条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定先端大型研究施設との共用の促進に関する法律」と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣又は文部科学大臣」とする。

第八条第一項中「理化学研究所」の下に「及び日本原子力研究開発機構」を加える。

3 前二項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。
第十一条第一項第二号の表に次のように加える。

特定中性子線施設

一 研究実施相談者（学校教育法に基づく大学において理学若しくは工学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後五年以上中性子線を使用した研究等の経験を有する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であつて、特定中性子線施設における施設利用研究の実施に関して、研究者等に対する相談の業務を行う者をいう。）
二 安全管理者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく第一種放射線取扱主任者免状を取得した後三年以上放射線に係る安全性の確保に関する業務に従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であつて、特定中性子線施設における研究者等の安全の確保に関する業務を行う者をいう。）

第十三条中「第六条」を「第六条第一項及び第二項」に、「前条」を「前条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年七月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

る。

（独立行政法人理化学研究所法の一部改正）
第四条 独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正）
第五条 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、前項の業務のほか、特定先端大型

研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第五条第二項に規定する業務を行う。
第二十一条第一項中「第十七条第一項」の下に「及び第二項」を加える。
附則第八条第三項中「第十七条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

理 由

科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るため、独立行政法人日本原子力研究開発機構により設置される特定中性子線施設の共用を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るため、独立行政法人日本原子力研究開発機構により設置される特定中性子線施設の共用を促進するための措置を講ずるものである。その主な内容は次のとおりである。

1 特定先端大型研究施設の定義に、特定中性子線施設を追加すること。

2 文部科学大臣は、特定中性子線施設に係る基本方針において、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する基本的な方向等の事項を定めること。

3 日本原子力研究開発機構は、特定先端大型研究施設の設置者として、中性子線共用施設を研究者等の共用に供すること等の業務を行うこと。

4 文部科学大臣は、登録施設利用促進機関に、3の業務のうち、施設利用研究を行う者の選定等の業務の全部又は一部を行わせることができることとし、登録基準など登録施設利用促進機関が業務を行うに当たり必要な規定を整備すること。

5 この法律は、平成二十一年七月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るため、独立行政法人日本原子力研究開発機構により設置される特定中性子線施設の共用を促進するための措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十一年度一般会計予算(文部科学省所管)において、特定中性子線施設のうち中性子線共用施設の整備に係る経費五億円が計上されている。
右報告する。

平成二十一年四月十五日

文部科学委員長 岩屋 毅
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 特定先端大型研究施設の研究開発については、国が主導する長期的かつ大規模なプロジェクトの推進に支障が生じないよう、優秀な研究者の確保等研究体制の充実及び十分な財政措置等の支援に努めること。

二 特定先端大型研究施設の建設・研究開発については、その意義について広く国民の理解を得るよう努めること。また、原子力政策全体の検討を踏まえ、高レベル放射性廃棄物の処理技術の研究開発のため、適切な評価を行いつつ、大強度陽子加速器施設の核変換実験施設の建設計画の着実な推進に努めること。

三 特定先端大型研究施設の共用においては、産業界の円滑な施設利用のため、研究成果の知的財産権の問題等が発生しないよう十分配慮すること。特に、大強度陽子加速器施設の共用においては、産業界による中性子利用の更なる拡大に向けて努めること。

四 特定先端大型研究施設の運用においては、効率性に配慮するとともに、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展に努めること。また、登録施設利用促進機関の運用に当たっては業務運営が適正に行われるようにすること。

五 特定先端大型研究施設については、科学技術

人材の育成の観点から大学院や大学における教育・研究に活用できるよう更に配慮するとともに、理数離れの解消や国民の理解促進の観点から中学生・高校生の施設見学やサイエンスキャンプの実施など、研究内容・成果の分かりやすい広報に努めること。

六 独立行政法人、国立大学法人等の先端研究施設をはじめとする研究施設の共用を促進するため、各機関における体制の整備を促すとともに、国は必要な支援をしつつ、共用に積極的な風土の醸成に努めること。

七 本法に基づいて研究施設の共用を促進するに当たっては、日本国憲法の理念である平和国家の立場を踏まえ、科学技術の適切な発展と国際平和に資するよう努めること。

消費者庁設置法案

右
国会に提出する。

平成二十年九月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

消費者庁設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等
第一節 消費者庁の設置(第二条)

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等(第三條―第五條)

第三章 審議会等(第六條―第十二條)

附則

官 報 (号 外)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、消費者庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置

(設置)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、消費者庁を設置する。

2 消費者庁の長は、消費者庁長官(以下「長官」という。)とする。

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等(任務)

第三条 消費者庁は、消費者が安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四 消費者安全法(平成二十年法律第 号)の規定による消費者安全の確保に関すること。

五 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による宅地建物取引業者の相手方等(同法第三十五条第一項第十四号イに規定するものに限る。)の利益の保護に関すること。

六 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の規定による旅行者の利益の保護に関すること。

七 割賦販売法(昭和三十六年法律第五百十九号)の規定による購入者等(同法第一条第一項に規定するものをいう。)の利益の保護に関すること。

八 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三章第二節の規定による重大製品事故に関する措置に関すること。

九 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の規定による購入者等(同法第一条に規定するものをいう。)の利益の保護に関すること。

十 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の規定による個人である資金需要者等(同法第二十四条の六の三第三項に規定するものをいう。)の利益の保護に関すること。

十一 特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)の規定による預託者の利益の保護に関すること。

十二 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)の規定による特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。

十三 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

十四 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)第二条第三項又は第四条に規定する景品類又は表示(第六条第二項第一号ハにおいて「景品類等」という。)の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関すること。

十五 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十九条第一項(同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する表示についての基準に関すること。

十六 食品衛生法第二十條(同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃの取締りに関すること。

十七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の十三第一項から第三項までに

規定する基準に関すること。

十八 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四号)第三条第一項に規定する表示の標準となるべき事項に関すること。

十九 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第二条第三項に規定する日本住宅性能表示基準に関すること(個人である住宅購入者等 同条第四項に規定するものをいう。)の利益の保護に係るものに限る。)

二十 健康増進法(平成十四年法律第三十三号)第二十六条第一項に規定する特別用途表示、同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項に規定する表示に関すること。

二十一 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十二 公益通報者(公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号)第二条第二項に規定するものをいう。 第六条第二項第一号ホにおいて同じ。)の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十三 個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第七条第一項に規定する個人情報保護の保護に関する基本方針の策定及び推進に関すること。

二十四 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。

二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消費者庁に属させられた事務 （関係行政機関との協力） 第五条 長官は、消費者庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。 第三章 審議会等 （設置） 第六条 消費者庁に、消費者政策委員会（以下「委員会」という。）を置く。 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、次に掲げる重要事項を調査審議すること。 イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項 ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項 ハ 景品類等の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する重要事項 ニ 物価に関する基本的な政策に関する重要事項 ホ 公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項 ヘ 個人情報等の適正な取扱いの確保に関する重要事項 ト 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項	二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。 三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）、消費者安全法、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）及び個人情報保護の保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 （組織） 第七条 委員会は、委員十五人以内で組織する。 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。 3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 （委員等の任命） 第八条 委員及び臨時委員は、消費者が安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 （委員の任期等） 第九条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	2 委員は、再任されることができる。 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。 （委員長） 第十条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 （事務局） 第十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。 （政令への委任） 第十二条 第六条から前条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。 附 則 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	理 由 消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 消費者庁設置法案（内閣提出、第七十回国会閣法第一号）に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。 1 消費者庁の設置及び任務 消費者庁は、消費者庁長官を長として内閣府の外局として設置され、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を行うこと。 2 関係行政機関との協力 消費者庁長官は、消費者庁の所掌事務を遂
---	--	---	---

行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができること。

3 消費者政策委員会

(一) 消費者政策委員会(以下「委員会」という。)は、消費者庁に置かれ、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項について調査審議や意見具申を行うとともに、法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理することをつかさどること。

(二) 委員会は、委員十五人以上以内で組織すること。

(三) 委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に關して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命することとし、その任期は二年とすること。

四 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くこと。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並

びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に關する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置しようとするものであるが、消費者庁設置法の題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法」にすること、消費者政策委員会を内閣府本府に設置するものに改め、その名称については「消費者委員会」に改称すること、消費者庁の任務に關し、消費者の権利の尊重等消費者基本法の基本理念にのっとりて行うことを明記すること、消費者委員会が内閣総理大臣等に対して建議できること、関係行政機関の長に対して資料の提出等を要求することができると、委員の人数を十人以上とすること等の修正を行う必要があるものと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十一年四月十六日

消費者問題に關する特別委員長 船田 元

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

消費者庁〇設置法

(小字及び一は修正)

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置(第二条)

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等(第三條—第五條)

三條—第五條

第三章 審議会等(第六條—第十二條)

附則 第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、消費者庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、消費者委員会の設置及び組織等を定めるものとする。

(任務)

第三條 消費者庁は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に關する表示に關する事務を行うことを任務とする。

第四條 消費者庁は、前條の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

(所掌事務)

一 消費者の利益の擁護及び増進に關する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

二 消費者の利益の擁護及び増進に關する関係行政機関の事務の調整に關すること。

三 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に關する基本的な政策の企画

及び立案並びに推進に關すること。

四 消費者安全法(平成二十〇年法律第

四号)の規定による消費者安全の確保に關すること。

五 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による宅地建物取引業者の相手方等(同法第三十五条第一項第十四号イに規定するものに限る。)の利益の保護に關すること。

六 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の規定による旅行者の利益の保護に關すること。

七 割賦販売法(昭和三十六年法律第五百十九号)の規定による購入者等(同法第一条第一項に規定するものをいう。)の利益の保護に關すること。

八 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三章第二節の規定による重大製品事故に關する措置に關すること。

九 特定商取引に關する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の規定による購入者等(同法第一条に規定するものをいう。)の利益の保護に關すること。

十 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の規定による個人である資金需要者等(同法第二十四条の六の三第三項に規定するものをいう。)の利益の保護に關すること。

十一 特定商品等の預託等取引契約に關する法律(昭和六十一年法律第六十二号)の規定による預託者の利益の保護に關すること。

十二 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)の規定による特定電子メールの受信をする者の利益の保護に關すること。

十三 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に關する關係者相互間の情報及び意見の交換に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。

十四 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)第二条第三項又は第四項に規定する景品類又は表示(第六条第二項第一号ハにおいて「景品類等」という)の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に關すること。

十五 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十九条第一項(同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する表示に關すること。

十六 食品衛生法第二十条(同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃの取締りに關すること。

十七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に關する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の十三第一項から第三項までに規定する基準に關すること。

十八 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四号)第三条第一項に規定する表示の標準となるべき事項に關すること。

十九 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第二条第三項に規定する日本住宅性能表示基準に關すること(個人である住宅購入者等(同条第四項に規定するものをいう)の利益の保護に係るものに限る。)

二十 健康増進法(平成十四年法律第三号)第二十六条第一項に規定する特別用途表示、同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項に規定する表示に關すること。

二十一 物価に關する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

二十二 公益通報者(公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号)第二条第二項に規定するものをいう。第六条第二項第一号ホにおいて同じ。)の保護に關する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

二十三 個人情報保護の保護に關する法律(平成十五年法律第五十七号)第七条第一項に規定する個人情報保護の保護に關する基本方針の策定及び推進に關すること。

二十四 消費生活の動向に關する総合的な調査に關すること。

二十五 所掌事務に係る国際協力に關すること。

二十六 政令で定める文教研修施設において所

掌事務に關する研修を行うこと。

二十七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき消費者庁に属させられた事務

資料の提出要求等
(關係行政機關との協力)

第五条 長官は、消費者庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、關係行政機關の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第三章 消費者委員会
審議會等

(設置)

第六条 消費者庁に、消費者政策委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
○次に掲げる重要事項に關し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を
一 内閣総理大臣、關係各大臣又は長官の諮問に應じ、次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に關する基本的な政策に關する重要事項
ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に關する基本的な政策に關する重要事項

ハ 景品類等の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に關する重要事項
ニ 物価に關する基本的な政策に關する重要事項

ホ 公益通報者の保護に關する基本的な政策に關する重要事項

へ 個人情報の適正な取扱いの確保に關する重要事項

ト 消費生活の動向に關する総合的な調査に關する重要事項

○内閣総理大臣、關係各大臣又は長官の諮問に應じ、調査審議する

二 前号に規定する重要事項に關し、内閣総理大臣、關係各大臣又は長官に意見を述べる

三 消費者安全法第二十条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。

三 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)、消費者安全法(〇第二十号を除く。)、割賦販売法、特定商取引に關する法律、特定商品等の預託等取引契約に關する法律、食品安全基本法、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に關する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二十一号)及び個人情報保護の保護に關する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(職権の行使)
第七条 委員会の委員は、独立してその職権を行う。

(資料の提出要求等)
第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、關係行政機關の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)
第七条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため

必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第八条 (略)

第九条 (略)

第十条 (略)

(委員長)

第十一條 (略)

(政令への委任)

第十二條 (略)

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、消費者委員会の委員について、この法律の施行後二年以内の常勤化を図るものとする。

3 政府は、この法律、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第三号)及び消費者安全法(以下、消費者庁関連三法)というものの施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況、消費生活相談等に係る事務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の利益の擁護及び増進を図る観点から、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、消費生活センター(消費者安全法第十条第三項に規定する消費生活センターをいう。)の法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体の消費政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、適格消費者団体(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。)による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の適格消費者団体に對する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をばく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(別紙)

消費者庁設置法案に対する附帯決議

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 消費者庁がその任務を遂行するに当たっては、消費者基本法第二条に定める消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり行うことが明記された趣旨にかんがみ、消費者の権利尊重に万全を期すること。

二 消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。

三 消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、適宜適切に協力して職務に当たること。

四 消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢・性別等の構成について十分配慮すること。

五 初代の消費者委員会の委員の三人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めるものとする。

六 消費者委員会からの関係行政機関の長への報告徴求、資料の提出要求等に対しては、各行政機関は速やかに対応すること。

また、関係行政機関の長は、その有する民間事業者に係る情報に関しても、個人情報や企業秘密、適正手続の確保に配慮しつつ、消費者委員会からの求めに対し、積極的に対応すること。

七 内閣総理大臣、関係行政機関の長等は、消費者委員会からの建議又は勧告に対して、迅速かつ誠実に対応すること。

八 消費者委員会の独立性を担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、同委員会の補佐に万全を図ること。

九 消費者被害に関する幅広い情報が確実に消費者庁に収集されるよう、関係省庁や地方自治体との連携を密にする等、体制を整備すること。

十 消費者庁に収集された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースの活用など事故調査のための仕組みを整備すること。

十一 消費生活に関わる事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。

十二 消費者教育の推進に関しては、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、全国におけるなお一層の推進体制の強化をはかること。

十三 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報の集約及び分析の結果の公表に関しては、適時適切に、国会に対し報告しなければならないものとする。

十四 消費者行政に係る体制整備に当たっては、関係機関、特に独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターを始めとした商品検査機能を有する各機関の機能強化を図るとともに、消費者庁及び消費者委員会との連携強化のため必要な措置を講ずるものとする。

十五 各地の消費生活センターの相談員の聴取能力及び法律知識の水準向上を図るため、独立行政法人国民生活センターを中心とする教育・研修の充実を図ること。

十六 地方公共団体における消費者行政の推進に
関しては、今回の法改正の趣旨を周知徹底し、
全国あまねく消費生活相談を受けることがで
き、消費者の安全・安心を確保する体制が確立
するよう、万全を期すること。

十七 相談員の待遇改善に関しては、今般拡充さ
れた地方交付税措置を活用しつつ、地方消費者
行政活性化基金の運用に際しては、支援対象を
集中育成・強化期間において増大する業務に係
る人件費等に拡充するとともに、交付要綱等に
おいて処遇改善を図る地方公共団体への交付金
の配分を手厚くすることを定めることにより、
相談員の時給の引上げ、業務日数の増加による
実質的常勤化、超過勤務並びに社会保険及び労
働保険に関し法令に基づく適切な対応等を含
め、地方公共団体における処遇改善の取組を促
進すること。

十八 消費生活センターについて、指定管理者制
度や委託等を採用している地方公共団体におい
ても、その受託機関における相談員の処遇につ
いては、各種誘導措置が講じられることによ
り、地方公共団体が自ら行う場合における相談
員等と同様に処遇の改善が図られるよう万全を
期するよう要請すること。

十九 今後三年程度の集中育成・強化期間後の国
による支援の在り方や、消費生活センターの設
置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿につい
て、その工程表も含め消費者委員会で検討を行
うこと。

二十 消費者政策担当大臣が掌理する事務とし
て、内閣府設置法第四条第一項に、消費者の権

利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念
の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消
費生活を営むことができる社会の実現のための
基本的な政策に関する事項が明記された趣旨を
十分尊重し、消費者政策担当大臣は、内閣府設
置法第十二条の勧告権の適切な行使も含め、関
係行政機関の総合調整に万全を期すること。ま
た、内閣総理大臣は、消費者政策担当大臣の権
限行使が十分に果たされるよう行政各部を指揮
監督すること。

二十一 消費者安全法第二十條の趣旨にのつと
り、内閣総理大臣は、消費者委員会からの勧告
に対し、消費者の利益を増進するため、内閣一
体となつた取組が行われるよう、誠意をもって
対応すること。

二十二 消費者被害の情報収集啓発を行う消費者
団体に對し、関係する情報を提供するととも
に、活動のための施設や資金の確保等の環境整
備を図ること。

二十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定され
た見直しに関する検討に際しては、消費者委員
会の意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずる
ものとする。

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備
に関する法律案

右
国会に提出する。

平成二十年九月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整
備に関する法律

(国家行政組織法の一部改正)

第一条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百
二十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「九十八」を「九十七」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九
号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「消費生活及び」を削り、「に
関係する施策を中心とした国民生活の安定及び
向上」を「の促進」に改め、「機能の確保」の下に

「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を
営むことができる社会の実現に向けた施策の推
進を加える。

第四条第一項第十六号中「確保」の下に「その
他消費者の利益の擁護及び増進」を加え、「ため
の」を「上で必要な」に改め、同条第二項中「自
殺対策」を並びに自殺対策に改め、並びに消
費者の利益の擁護及び増進」を削り、同条第三
項第二十七号の二中「第二十一条第一項に規定
する基本的事項の策定、同法」及び「並びに食品
の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及
び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調
整」を削り、同項第三十五号中「こと」の下に

「(消費者庁の所掌に属するものを除く。)」を加
え、同項第三十六号及び第三十七号を削り、同
項第三十八号を同項第三十六号とし、同項第三
十八号の二を削り、同項第三十九号を同項第三

十七号とし、同項第四十号から第四十三号まで
を二号ずつ繰り上げ、同項第四十三号の二を同
項第四十二号とし、同項第四十四号を同項第四
十三号とし、同項第四十五号を同項第四十四号
とし、同項第四十六号を同項第四十五号とし、
同項第四十六号の二を同項第四十六号とし、同
項第四十六号の三を同項第四十六号の二とし、
同項第六十一号を同項第六十二号とし、同項第
六十号の次に次の一号を加える。

六十一 消費者庁設置法(平成二十年法律
第六十一号)第四条に規定する事務

第十一條の次に次の一号を加える。

第十一條の二 第四条第一項第十六号並びに第
三項第二十七号の二及び第六十一号に掲げる
事務については、第九条第一項の規定により
特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させる
ものとする。

第十五條第二項及び第十六條第二項中「及び
金融庁」を「金融庁及び消費者庁」に改める。

第三十七條第一項を削り、同条第二項中「前
項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第
一項とし、同条第三項中「第一項に定めるもの
のほか、」を削り、同項を同条第二項とする。

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 削除

第四十四條第二項第四号中「経済産業大臣」の
下に「(消費者庁の所掌に属する事務について
は、消費者庁長官とする。)」を加える。

第六十四條の表に次のように加える。

消費者庁

消費者庁設置法

第六十六条中「九十八」を「九十七」に改める。
第六十八条第一項中「第三十七条第二項」を「第三十七条第一項」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第三条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号、第三十八号及び第三十九号中「こと」の下に「消費者庁の所掌に属するものを除く。」を加える。

第十八条第一項中「分掌する」を「分掌し、並びに消費者庁設置法(平成二十年法律第

号)第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方厚生局は、前項に規定する地方厚生局に属させられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。

第十九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、地方厚生支局は、消費者庁設置法第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生支局に属させられた事務をつかさどる。

第十九条に次の一項を加える。

5 前条第二項の規定は、第二項に規定する地方厚生支局に属させられた事務について準用する。

(農林水産省設置法の一部改正)

第四条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「こと」の下に「(農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関するものを除く。)」を加える。

(経済産業省設置法の一部改正)

第五条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「家庭用品品質表示法昭和三十七年法律第四号」を削る。

第十二条第二項中「分掌する」を「分掌し、並びに消費者庁設置法(平成二十年法律第

号)第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 経済産業局は、第二項に規定する経済産業局に属させられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。

(食品衛生法の一部改正)
第六条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会」を「内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、添加物、器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者政策委員会」に改める。

第二十一条並びに第二十二條第一項及び第三項中「厚生労働大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第二十四条第四項中「厚生労働省令」を「厚生労働省令・内閣府令」に改め、「厚生労働大臣」

の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同条第五項中「(厚生労働省令)」を「(厚生労働省令・内閣府令)」に改める。

第二十八条第一項及び第四項中「厚生労働大臣」の下に「内閣総理大臣」を加える。

第三十条第一項中「(厚生労働大臣)」の下に「内閣総理大臣」を加え、同条第二項及び第三項中「により」の下に「その命じた」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、指針に従い、その命じた食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の表示又は広告に係る監視指導を行わせるものとする。

第五十四条中「第十八条第二項若しくは第二十条」を「若しくは第十八条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

内閣総理大臣又は都道府県知事は、営業者が第二十条の規定に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し虚偽の若しくは誇大な表示若しくは広告による食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

第六十二条第一項中「並びに一般に」を「及び一般に」に改める。

第六十三条中「(厚生労働大臣)」の下に「内閣総理大臣」を加える。

第六十四条第一項中「の規定により基準若しくは」を「に規定する基準若しくは」に改め、

「第十九条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)」の規定により基準を定めようとするとき、第二十二條第一項に規定する指針を定め、若しくは変更しようとするとき」を削り、「第五十条第一項の規定により」を「第五十条第一項に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項及び前項の規定は、内閣総理大臣が第十九条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。))に規定する表示についての基準を定めようとするとき、並びに厚生労働大臣及び内閣総理大臣が指針を定め、又は変更しようとするときについて準用する。

第六十五条中「(厚生労働大臣)」の下に「内閣総理大臣」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第六十五条の二 第六十四条第一項本文に規定する場合には、厚生労働大臣は、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

内閣総理大臣は、第十九条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。))に規定する表示についての基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

厚生労働大臣は、第十一条第一項(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。))又は第十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。))に規定する基準又は規格を定めたときその他必要があると認めるときは、内閣総理大

臣に対し、第十九条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する表示についての基準を定めることを求めることができる。

第六十五条の三 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、必要な情報交換を行うことその他の相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第六十八条中「厚生労働大臣」の下に「(第五十四条第二項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分に係るものにあつては、内閣総理大臣)を加える。

第六十九条第一項中、「以下同じ」を削り、同条第二項中「(第二十八条第一項の下に「(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)」を、(第三十条第二項の下に「(第五十一条に規定する営業(飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。))の許可に付随する監視指導に係る部分を除くものとし、第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。))」を、(第五十四条の下に「(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。))」を、(第五十九条第一項の下に「(第六十二条第一項において準用する場合を含む。))」を加える。

第七十条に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

第七十一条第一項第三号中「(第五十四条)を「第五十四条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。))」に、「厚生労働大臣又は」を「厚生労働大臣若しくは」に、「の命令」を「以下この号において同じ。))」の命令若しくは第五十四条第二項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。))の規定による内閣総理大臣若しくは都道府県知事の命令」に改める。

第七十三条第五号中、「以下同じ」及び「厚生労働大臣又は」を削り、「第五十六条の」を「第五十六条(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。))」に改める。

第七十五条第一号及び第二号中「(第二十八条第一項の下に「(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。))」を加える。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第七条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の十三第一項中「農林水産大臣」を「内閣総理大臣」に、「農林水産省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「農林水産大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第五項中「農林水産大臣」を「内閣総理大臣」に、「審議会」を「農林水産大臣に協議するとともに、消費者政策委員会」に改め、同条第六項中「(第十三条第四項)を「同条第一項から第四項までの規定中「農林水産大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同項に、「その」を「その」に改め、「しなれば」との下に、「同条第五項中「農林水産省令」とあるのは「内閣府令」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る農林物資の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

第十九条の十四第一項中「農林水産大臣は、」を削り、「ときは」の下に、「内閣総理大臣又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣。次項において同じ。))」を加え、同条第二項中「農林水産大臣は、」を削り、「ときは」の下に、「内閣総理大臣又は農林水産大臣は、」を加え、同条第三項中「農林水産大臣」を「内閣総理大臣」に、「前二項の」を「第一項又は第二項の規定による」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる大臣は、単独で前二項の規定による指示をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

- 一 内閣総理大臣 農林水産大臣
 - 二 農林水産大臣 内閣総理大臣
- 第十九条の十四に次の一項を加える。
- 5 農林水産大臣は、第一項又は第二項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

第二十條第二項中、「第十九條の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等」及び「品質に関する表示」を削り、同条第四項中「又は第二項を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣又は農林水産大臣(第十九条の十四第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣)は、この法律の施行に必要な限度において、第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に対し、品質に関する表示に關し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十條に次の一項を加える。

6 次の各号に掲げる大臣は、第三項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

官 報 (号 外)

一 内閣総理大臣 農林水産大臣 二 農林水産大臣 内閣総理大臣 第二十條の二第二項中「品質に関する表示」を削り、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「又は第二項に規定する」を「から第三項までの規定による」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。	十九條の十五及び十九條の十六」に改め、同条の次に次の二条を加える。 (内閣総理大臣又は農林水産大臣に対する申出) 第二十一條の二 何人も、農林物資の品質に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣府令・農林水産省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は農林水産大臣(当該農林物資の品質に関する表示が適正でないことが第十九條の十四第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法のみに係るものである場合にあつては、内閣総理大臣。次項において同じ。)に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。	第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。 第二十四條第八号中「第十九條の十四第三項」を「第十九條の十四第四項」に改める。 第二十七條第四号中「第二十条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同項若しくは第三項」を「同条第二項若しくは第三項」に改める。	個人である宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護に資する事項を定める場合 国土交通省令・内閣府令 口 イに規定する事項以外の事項を定める場合 国土交通省令 第三十五條第三項ただし書及び第七号中「相手方」の下に「の利益」を加える。 第三十七條の二第二項中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。 第四十一條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項ただし書中「相手方」の下に「の利益」を加え、同条第五項中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。 第四十一條の二第二項ただし書中「相手方」の下に「の利益」を加え、同条第六項中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。 第四十七條の二第三項中「であつて、」の下に「第三十五條第一項第十四号イに規定する」を、「相手方等」の下に「の利益」を加え、「国土交通省令で定めるもの」を「国土交通省令・内閣府令で定めるもの及びその他の宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護に欠けるものとして国土交通省令で定めるもの」に改める。 第五十六條第一項ただし書及び第六十一條中「買主」の下に「の利益」を加える。 第七十一條の次に次の一条を加える。 (内閣総理大臣との協議等) 第七十一條の二 国土交通大臣は、その免許を受けた宅地建物取引業者が第三十一條第一項、第三十二條から第三十四條まで、第三十四條の二第一項(第三十四條の三において準
6 農林水産大臣は、第三項の規定による立入検査について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。 第二十條の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 農林水産大臣は、前条第三項の規定によりその職員に立入検査を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、センターに、同項に規定する者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況又は農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 第二十條の三中「又は第二項に規定する」を「から第三項までの規定による」に改める。 第二十一條第一項第二号中「農林物資の品質に関する表示又は」を削り、同条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に、「及び第十九條の十三から第十九條の十六まで」を「第	2 内閣総理大臣又は農林水産大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第十九條の十三及び第十九條の十四に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。 (内閣総理大臣への資料提供等) 第二十一條の三 内閣総理大臣は、農林物資の品質に関する表示の適正化を図るため必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。 第二十三條の見出しを「権限の委任等」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「権限」の下に「及び前項の規定により消費者庁長官に委任された権限」を加え、同項を同条	第八條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。 第二十五條第二項中「相手方」の下に「の利益」を加える。 第三十三條の二ただし書中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。 第三十四條の二第一項第七号中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。 第三十五條第一項第五号、第六号、第十一号及び第十三号中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改め、同項第十四号中「相手方等」の下に「の利益」を加え、「国土交通省令」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める命令」に改め、同号に次のように加える。 イ 事業を営む場合以外の場合において宅地又は建物を買い、又は借りようとする	

用する場合を含む。次項において同じ。第三十五條(第三項を除き、同条第四項及び第五項にあつては、同条第一項及び第二項に係る部分に限る。次項において同じ。)、第三十五條の二から第四十五條まで、第四十七條又は第四十七條の二の規定に違反した場合当該宅地建物取引業者が、第三十五條第一項第十四号イに規定する宅地建物取引業者の相手方等と契約を締結する場合に限る。において、第六十五條第一項(第二号から第四号までを除く。若しくは第二項(第一号及び第一号の二を除く。又は第六十六條第一項(第一号から第八号までを除く。))の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

2 内閣総理大臣は、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者の第三十五條第一項第十四号イに規定する宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、前項に規定する処分(当該宅地建物取引業者が第三十一條第一項、第三十二條から第三十四條まで、第三十四條の二第二項、第三十五條から第四十五條まで、第四十七條又は第四十七條の二の規定に違反した場合(当該宅地建物取引業者が同号イに規定する宅地建物取引業者の相手方等と契約を締結する場合に限る。))におけるものに限る。))に関し、必要な意見を述べることを加える。

第七十二條第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第一項」の下に「及び第二項」を加える。

三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による意見を述べるため特に必要があると認めるときは、同項に規定する宅地建物取引業者に対して、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に事務所その他その業務を行う場所(に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係るのある物件を検査させることができる。第七十二條に次の一項を加える。

6 内閣総理大臣は、第二項の規定による報告を求め、又は立入検査をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならない。

第七十五條の二の次に次の一項を加える。

(内閣総理大臣への資料提供等)
第七十五條の三 内閣総理大臣は、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者の第三十五條第一項第十四号イに規定する宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 この法律に規定する内閣総理大臣の権限(政令で定めるものを除く。))は、消費者庁長官に委任する。

第八十三條第一項第五号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同項第六号中「第七十二條第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

える。

(旅行業法の一部改正)

第九條 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條の二第一項中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十二條の三「観光庁長官」の下に「及び消費者庁長官」を加える。

第十二條の四及び第十二條の五中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十二條の七中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に、「その他の国土交通省令」を「その他の国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十二條の八中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十八條の三に次の三項を加える。

2 観光庁長官は、旅行者等が第十二條の二第三項、第十二條の四第一項若しくは第二項、第十二條の五第一項、第十二條の七、第十二條の八又は第十三條第一項(第二号に掲げる行為のうち旅行者に対する行為に係る部分に限る。))の規定に違反した場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、消費者庁長官に協議しなければならない。

3 消費者庁長官は、旅行者の正当な利益の保護を図るため必要があると認めるときは、観光庁長官に対し、第一項の規定による命令(前項に規定する規定に違反した旅行者等に対するものに限る。))に関し、必要な意見を述べることを加える。

述べることを加える。

4 前二項の規定は、第二十四條の規定により、第一項に規定する観光庁長官の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合には、適用しない。

第十九條第三項中「前二項の場合に」を「前二項の規定による処分について、前条第二項から第四項までの規定は第一項の規定による処分について、それぞれに改める。

第二十三條の二第一項及び第二項中「第十八條の三」を「第十八條の三第一項」に改める。

第二十六條第一項中「国土交通省令で定める手続に従い」を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 消費者庁長官は、第十八條の三第三項(第十九條第三項において準用する場合を含む。))の規定による意見を述べるため特に必要があると認めるときは、その職員に第十八條の三第三項に規定する旅行者等の営業所若しくは事務所(に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。第二十六條第一項の次に次の一項を加える。

2 消費者庁長官は、第十八條の三第三項(第十九條第三項において準用する場合を含む。))の規定による意見を述べるため必要があると認めるときは、第十八條の三第三項に規定する旅行者等に、その業務に関し、報告をさせる。

せることができる。

第二十六条に次の二項を加える。

7 消費者庁長官は、第二項の規定による報告をさせ、又は第四項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、観光庁長官に協議しなければならない。

8 第一項及び第二項の規定による報告の手續並びに第五項の規定による証票の様式は、国土交通省令又は内閣府令で定める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(消費者庁長官への資料提供等)

第二十六条の二 消費者庁長官は、旅行者の正当な利益の保護を図るため必要があると認めるときは、観光庁長官に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

第三十一条第十六号中「第十八条の三」を「第十八条の三第一項」に改め、同条第十七号中「第二十六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第十八号中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項若しくは第四項」に改める。

(割賦販売法の一部改正)

第十条 割賦販売法(昭和三十六年法律第五百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項及び第五項中「及び第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の三、第四十一条及び第四十一条の二」に改める。

第三条から第四条の二までの規定、第四条の三第一項並びに第四条の四第一項第一号及び第三号中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改める。

第十五条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「購入者」の下に「の利益を加え、同項第四号中「行なおう」を「行おう」に改め、同項第五号中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改める。

第十八条の二第三項及び第十八条の五第四項中「法務省令、経済産業省令」を「法務省令・経済産業省令」に改める。

第十九条第三項中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改める。

第二十条の二第二項中「一」を「いずれかに」に改め、「購入者」の下に「の利益」を加え、同条に次の二項を加える。

3 経済産業大臣は、許可割賦販売業者の前払式割賦販売に係る業務の運営が第一項第三号に該当する場合において、同項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、許可割賦販売業者の前払式割賦販売に係る業務の運営が第一項第三号に該当する場合において、購入者の利益を保護するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、同項の規定による命令に関し、必要な意見を述べることができる。

第二十条の四第三項及び第二十二條の二第二項中「法務省令、経済産業省令」を「法務省令・経済産業省令」に改める。

第二十三条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 経済産業大臣は、許可割賦販売業者が前項

第四号の命令(当該許可割賦販売業者の前払式割賦販売に係る業務の運営が第二十条の二第二項第三号に該当する場合におけるものに限る。次項及び第四十条第二項において同じ。)に違反した場合において、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、許可割賦販売業者が第二項第四号の命令に違反した場合において、購入者の利益を保護するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、同項の規定による処分に関し、必要な意見を述べることができる。

第二十九条第三項中「法務省令、経済産業省令」を「法務省令・経済産業省令」に改める。

第二十九条の二、第二十九条の三、第二十九条の三の二第一項、第二十九条の三の三第一項、第一号及び第三号、第三十条、第三十条の二、第三十条の二の二第一項並びに第三十条の二の三第一項第一号及び第三号中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改める。

第三十五条の三の三中「及び第二十条の二第二項」を「並びに第二十条の二第二項及び第四項」に、「第二十七条第一項」を「同条第四項中「購入者」とあるのは購入者又は指定役務の提供を受ける者」と、第二十七条第一項」に改める。

第三十六条の見出し中「消費経済審議会」を「消費経済審議会及び消費者政策委員会」に改め、同条中「第二條第四項若しくは第五項、

第四条の四第一項」及び「第二十九条の三の三第一項、第三十条の二の三第一項、第三十条の四第四項第一号、第三十条の五第二項」を削り、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、第二條第四項若しくは第五項、第四条の四第一項、第二十九条の三の三第一項、第三十条の二の三第一項、第三十条の四第四項第一号又は第三十条の五第二項に規定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費経済審議会及び消費者政策委員会に諮問しなければならない。

第四十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、第二十条の二第四項又は第二十三条第四項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、その前払式割賦販売に係る業務の運営が第二十条の二第一項第三号に該当する許可割賦販売業者又は第二十三条第二項第四号の命令に違反した許可割賦販売業者に対し、その営業に関し報告をさせることができる。

第四十条に次の二項を加える。

4 内閣総理大臣は、第三十五条の三の三において準用する第二十条の二第四項又は第二十三条第四項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、その前払式特定取引に係る業務の運営が第三十五条の三の三において準用する第二十条の二第一

項第三号に該当する第三十五条の三の二の許可を受けた者又は第三十五条の三の三において準用する第二十三条第二項第四号の命令(当該第三十五条の三の二の許可を受けた者の前払式特定取引に係る業務の運営が第三十五条の三の三において準用する第二十条の二第一項第三号に該当する場合におけるものに限る。)に違反した第三十五条の三の二の許可を受けた者に対し、その営業に関し報告をさせることができる。

5 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による報告の徴収をしようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

第四十一条第三項中「第一項を」第一項及び第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前条第二項又は第四項に規定する場合において購入者又は指定役務の提供を受ける者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、許可割賦販売業者又は第三十五条の三の二の許可を受けた者の本店その他の営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 内閣総理大臣は、第二項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第四十一条の二 内閣総理大臣は、購入者又は指定役務の提供を受ける者の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

第四十六条第四号中「第三十六条を」第三十六條第一項に改め、同条に次の一号を加える。

五 第三十六条第二項の規定による消費経済審議会及び消費者政策委員会への諮問に関する事項については、経済産業大臣、内閣総理大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣

第四十八条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

第五十三条第四号中「第四十条を」第四十条第一項から第四項までに改め、同条第五号中「第四十一条第一項の下に」又は第二項を加える。

(家庭用品品質表示法の一部改正)

第四十一条 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「行なう」を「行う」に、「次条」を「次条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。第四条第一項において同じ。)」に、

「同条第一号」を「同条第一項第一号」に改める。第三条中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に、「定め、これを告示する」を「定める」に改め、同条に次の四項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により表示の標準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項が定められることにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図れると認めるときは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる。

5 前三項の規定は、第一項の規定により定めた表示の標準となるべき事項の変更について準用する。

第四条第一項中「経済産業大臣は、前条を」前条第三項に、「同条第一号」を「同条第一項第一号」に、「同条の」を「同条第三項の」に、「同条第二号」を「同条第一項第二号」に、「があるときは」を「(以下「違反業者」と総称する)があるときは、内閣総理大臣又は経済産業大臣(違反業者が販売業者(卸売業者を除く。))である場合にあっては、内閣総理大臣は」に、「当該製造業者、販売業者又は表示業者を」当該違反業者に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に、「前項を」第一項に、「製造業

者、販売業者又は表示業者」を「違反業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 経済産業大臣
二 経済産業大臣 内閣総理大臣
第四条に次の一項を加える。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による指示をした場合において、その指示に従わない違反業者があるときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定によりその旨を公表することを要請することができる。

第五条から第七条までの規定中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に、「経済産業省令」を「内閣府令」に改める。

第八条第一項中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に、「行なう」を「行う」に、「」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「経済産業省令」を「内閣府令」に改める。

第九条中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(命令の要請)

第九条の二 経済産業大臣は、第五条、第六条第一項又は第七条の規定による命令が行われることにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣

に対し、当該命令をすることを要請することができる。

第十条の見出し中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣又は経済産業大臣」に改め、同条第一項中「行なわれて」を「行われて」に、「経済産業大臣」を「内閣総理大臣又は経済産業大臣（当該家庭用品の品質に関する表示が販売業者、卸売業者を除く。）に係るものである場合にあっては、内閣総理大臣。次項において同じ。」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣又は経済産業大臣」に、「行ない」を「行い」に改める。

第十一条の見出し中「消費経済審議会」を「消費者政策委員会」に改め、同条中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に、「第三条」を「第三条第一項若しくは第五項」に改め、「定め」の下に「若しくは変更し」を加え、「消費経済審議会」を「消費者政策委員会」に改める。

第十八条中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十九条第一項中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣又は経済産業大臣」に改め、「販売業者」の下に「（卸売業者に限る。）」を加え、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、販売業者（卸売業者を除く。）から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫

に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十九条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 次の各号に掲げる大臣は、第一項又は第二項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 経済産業大臣
二 経済産業大臣 内閣総理大臣

第二十四条中「第十九条の二」を「第二十一条」に改め、同条を第二十八条とし、第二十三条を第二十七条とする。

第二十二條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第二号及び第三号中「第十九条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条を第二十六条とし、第二十一条を第二十五条とする。

第二十條を削る。

第十九条の三中「この法律」を「前条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限及びこの法律」に改め、同条を第二十四条とする。

第十九条の二中「前条第三項」を「前条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の二條を加える。

（内閣総理大臣への資料提供等）

第二十二條 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

（権限の委任）

第二十三條 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に行わせることができる。

第十九条の次に次の一條を加える。

（独立行政法人製品評価技術基盤機構による立入検査）

第二十條 経済産業大臣は、前条第一項の規定

によりその職員に立入検査を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構以下「機構」という。）に、同項の規定による立入検査を行わせることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 機構は、前項の指示に従つて第一項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項に規定する立入検査について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

5 第一項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関

係人に提示しなければならない。

（不当景品類及び不当表示防止法の一部改正）

第十二條 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）」の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつてを「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、」に改める。

第二条第二項中「行なう」を「行う」に、「公正取引委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「附随して」を「付随して」に、「公正取引委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいい、当該事業を行う者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項及び第十一条の規定の適用については、これを当該事業者とみなす。

2 この法律で「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。第二十条に

において同じ。の)の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一 二以上の事業者が社員(社員に準ずるものを含む。)である一般社団法人その他の社団

二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している一般財団法人その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

第三条中「公正取引委員会」を「内閣総理大臣」に、「防止する」を「防止し」、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保する」に改める。

第四条第一項中「各号に掲げる」を「各号のいずれかに該当する」に改め、同項第一号中「競争関係にある」を「同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している」に、「ことにより」を「表示であつて」に、「公正な競争」を「一般消費者による自主的かつ合理的な選択」に、「表示」を「も」の」に改め、同項第二号中「競争関係にある」を「同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している」に、「ため」を「表示であつて」に、「公正な競争」を「一般消費者による自主的かつ合理的な選択」に、「表示」を「も」の」に改め、同項第三号中「公正な競争」を「一般消費者による自主的かつ合理的な選択」に、「公正取引委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「公正取引委員会」を「内閣総理大臣は、事業者がし

た表示が」に、「該当する表示か」を「該当するかに」、「第六条第一項及び第二項」を「第六条」に改める。

第五条の見出し中「公聴会」を「公聴会等」に改め、同条第一項中「公正取引委員会」は、「第二条」を「内閣総理大臣は、第二条第三項若しくは第四項」に、「公正取引委員会規則」を「内閣府令」に、「ものとする」を「とともに、消費者政策委員会の意見を聴かなければならない」に改める。

第六条の見出しを「措置命令」に改め、同条第一項中「公正取引委員会」を「内閣総理大臣」に改め、「(以下「排除命令」という。))」を削り、「において」の下に、「次に掲げる者に対し」を加え、同項に次の各号を加える。

一 当該違反行為をした事業者

二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

第六条第二項及び第三項を削る。

第八条(見出しを含む。)中「公正取引委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第九条第三項中「第一項」を「第一項又は第二

項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「又は質問」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「報告をさせ」の下に、「若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第十条及び第十一条を削る。

第十一条の二第一号及び第二号中「競争関係にある」を「同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している」に改め、同条を第十条とする。

第十二条の見出しを「(協定又は規約)」に改め、同条第一項中「公正取引委員会規則」を「内閣府令」に改め、「について」の下に「内閣総理大臣及び」を、「防止し」の下に「一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の」を加え、同条第二項中「公正取引委員会」を「内閣総理大臣及び公正取引委員会」に改め、「(以下「公正競争規約」という。))」を削り、「各号に」を「各号のいずれにも」に、「前項の認定」を「同

項の認定」に改め、同項第一号中「防止し、」の下に「一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の」を加え、同項第四号中「公正競争規約」を「当該協定若しくは規約」に改め、同条第三項中「公正取引委員会」を「内閣総理大臣及び公正取引委員会」に、「(公正競争規約)」を「協定又は規約」に改め、「前項各号」の下に「のいずれか」を加え、同条第四項中「公正取引委員会は」を「内閣総理大臣及び公正取引委員会は」に、「公正取引委員会規則」を「内閣府令」に改め、同条第五項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の下に「(昭和二十二年法律第五十四号)」を加え、「(第八条の二第二項)」を「同法第八条の二第二項」に、「公正競争規約及びこれ」を「協定又は規約及びこれら」に改め、同条第六項を削り、同条を第十一条とし、同条の次に次の一項を加える。

(権限の委任)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

第十三条を次のように改める。

(内閣府令への委任)

第十三条 この法律に定めるもののほか、この

法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

第十四条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(協議)

第十四条 内閣総理大臣は、第十一条第一項及び第四項並びに前条に規定する内閣府令(同条に規定する内閣府令にあつては、第十一条第一項の協定又は規約について定めるものに限る。)を定めようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

第十五条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条を次のように改める。

第十五条 第六条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第十七条を削る。

第十六条中「第九条第一項」を「第九条第二項」に改め、「による報告」の下に「若しくは物件の提出」を、「虚偽の報告」の下に「若しくは虚偽の物件の提出」を加え、同条を第十七条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十六条 第九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して

答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第十八条第一項中「第十五条又は第十六条」を「次の各号に掲げる規定」に、「各本条の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十五条第一項 三億円以下の罰金刑

二 第十六条又は前条 各本条の罰金刑

第十八条第二項中「第十五条又は第十六条」を「次の各号に掲げる規定」に、「各本条の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十五条第一項 三億円以下の罰金刑

二 第十六条又は前条 各本条の罰金刑

第十八条第三項中「刑事訴訟法」の下に「昭和二十三年法律第百三十一号」を加える。

本則に次の二条を加える。

第十九条 第十五条第一項の違反があつた場合において、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人(当該法人で事業者団体に該当するものを除く。)の代表者に対して、同項の罰金刑を科する。

第二十条 第十五条第一項の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは

は管理人又はその構成事業者(事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。)に対して、それぞれ同項の罰金刑を科する。

2 前項の規定は、同項に規定する事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の団体である場合において、当該団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

(消費者基本法の一部改正)

第十三条 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「消費者基本計画の案を作成しようとするときは、国民生活審議会を「次に掲げる場合には、消費者政策委員会」に改め、同項に次の各号を加える。

一 消費者基本計画の案を作成しようとするとき。

二 前項第二号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

第二十八条第三項を次のように改める。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十一条の二の規定により置かれた特命担当大臣

二 内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣(前号の特命担当大臣を除く。)のうち

ちから、内閣総理大臣が指定する者

第二十九条の見出しを「(消費者政策委員会)」に改め、同条中「内閣府設置法第三十八条」を「消費者庁設置法(平成二十年法律第号)」

第六条に、「(国民生活審議会)」を「消費者政策委員会」に改める。

(消費生活用製品安全法の一部改正)

第十四条 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中 第一節 情報の収集及び提供(第三十三条―第三十七条)を

「第一節 情報の収集及び提供の責務(第三十三―第三十五条) 第二節 重大製品事故の報告等(第三十五―第三十七条) 第三節 危害の発生及び拡大を防止するため(第三十七―第三十九条)」に改める。

第三條に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の基準を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十一条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第十六条第二項中「第三十六条第二項、第四十一条第四項」を「第三十六条第四項、第四十一条第五項から第七項まで」に改める。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 情報の収集及び提供の責務 第三十三條(見出しを含む。)中「主務大臣」を

「内閣総理大臣及び主務大臣」に改める。

第三十五条の見出し及び同条第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「主務省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「ときは」の下に「直ちに」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告を受けたときは、直ちに、当該報告の内容について、主務大臣に通知するものとする。

第三十六条の見出し中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣及び主務大臣は、第一項の規定による公表につき、消費生活用製品の安全性に関する調査を行う必要があると認めるときは、共同して、これを行うものとする。

第三十七条中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

3 主務大臣は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の規定による命令

令をすることを要請することができる。

第三章中第二節を第三節とする。

第三十五条の前に次の節名を付する。

第二節 重大製品事故の報告等
第四十条に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その業務の状況に関し報告をさせることができる。

第四十一条第八項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項又は第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項又は第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 主務大臣は、第七項の規定により機構に立入検査を行わせた場合において、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第四十一条第五項中「前項」を「第五項又は前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、機構に、第三項の規定による立入検査を行わせることを要請することができる。

7 主務大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、機構の業務の遂行に支障が

ないと認めるときは、機構に、第三項の規定による立入検査を行わせるものとする。

第四十一条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第四十二条第一項中「同条第四項」を「同条第五項若しくは第七項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定に基づく主務大臣」を「前二項の規定に基づく内閣総理大臣又は主務大臣」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前条第三項の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる消費生活用製品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

第四十三条中「第四十一条第四項」を「第四十一条第五項若しくは第七項」に改める。

第五十二条の見出し中「主務大臣」を「内閣総理大臣等」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「前章第二節の規定による重大製品事故に関する

措置に関する事項については内閣総理大臣に、その他の事項については主務大臣」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「内閣総理大臣又は主務大臣」に、「行ない」を「行い」に改める。

第五十四条第一項第一号中「第三号」を「第三条第一項」に改め、同項第三号中「前章第一節」を「第三十三号」に、「及び提供」を「前章第二節の規定による重大製品事故の報告等」に改め、同項第五号中「第四十条」を「第四十条第一項及び第二項」に改める。

第五十五条中「この法律」を「次条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限及びこの法律」に改める。

第五十六条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

第五十八条第五号中「第三十七条」を「第三十七条第一項」に改める。

第五十九条第八号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第九号中「第四十二条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の一部改正）

第十五条 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「とともに、」の下に「消費者庁長官及び」を加える。

(国民生活安定緊急措置法の一部改正)

第十六条 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出し中「国民生活審議会」を「消費者政策委員会」に改め、同条第一項中「国民生活審議会(以下「審議会」という。)」を「消費者政策委員会」に改め、同条第二項中「審議会」を「消費者政策委員会」に改める。

(特定商取引に関する法律の一部改正)

第十七条 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第六十六条及び第六十七条を除く。)中「経済産業省令」を「主務省令」に、「経済産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第六十四条の見出し中「消費経済審議会」を「消費者政策委員会及び消費経済審議会」に改め、同条中「消費経済審議会」を「政令で定めるところにより、消費者政策委員会及び消費経済審議会」に改める。

第六十六条第四項中「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に係るものについては、経済産業大臣」を削り、同条第六項中「第一項から第三項までの規定中「主務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と」を削り、「通信販売電子メール広告受託事業者」を、「通信販売電子メール広告受託事業者」に改め、同条第七項及び第八項

中「読み替えて」を削る。

第六十七条第一項第一号から第三号までの規定中「については」の下に、「内閣総理大臣を加え、同項第五号中「消費経済審議会」を「消費者政策委員会及び消費経済審議会」に改め、「については」の下に、「内閣総理大臣」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「については」の下に、「内閣総理大臣」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に関する事項、訪問販売協会及び通信販売協会に関する事項並びに第六十四条第二項の規定による消費者政策委員会及び消費経済審議会への諮問に関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣第六十七条第二項中「前項第四号に定める主務大臣の」を「内閣総理大臣及び経済産業大臣が共同で」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第六十一条第一項に規定する主務省令については、第一項第五号に定める主務大臣の発する命令とする。

第六十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

第六十九条に次の一項を加える。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七条第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(貸金業法の一部改正)

第十八条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の六の十一」を「第二十四条の六の十二」に改める。

第二十四条の六の三に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、その登録を受けた貸金業者が第十二条の三第四項、第十二条の六、第十二条の七又は第十三条から第二十二条までの規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。次項及び次条第三項において同じ。)に違反した場合(その違反行為に係る資金需要者等に個人事業を営む場合におけるものを除く。次項、第二十四条の六の十一第二項及び第四十四条の二第三項において同じ。)が含まれる場合に限る。)において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、消費者庁長官に協議しなければならない。

3 消費者庁長官は、個人である資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の規定による命令(内閣総理大臣の登録を受けた貸金業者が第十二条の三第四項、第十二条の六、第十二条の七又は第十三条から第二十二条までの規定に違反した場合に限る。)に関し、必要な意見を述べることができる。

第二十四条の六の四に次の一項を加える。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による処分(内閣総理大臣の登録を受けた貸金業者が第十二条の三第四項、第十二条の六、第十二条の七又は第十三条から第二十二条までの規定に違反した場合に限る。)について準用する。

第二章第三節中第二十四条の六の十一を第二十四条の六の十二とする。

第二十四条の六の十の見出しを削り、同条の前に見出しとして「報告徴収及び立入検査」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二十四条の六の十一 消費者庁長官は、第二十四条の六の三第三項(第二十四条の六の四第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による意見を述べ、るため必要があると認める場合には、第二十四条の六の三第三項に規定する貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 消費者庁長官は、前項に規定する場合において、個人である資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、同項の貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

4 消費者庁長官は、第一項の規定による命令又は第二項の規定による立入検査をしようとする

するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第四十四条の二の見出し中「財務大臣」を「財務大臣等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 消費者庁長官は、個人である資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

第四十四条の三第三項中「第二十四条の六の四」を「第二十四条の六の四第一項若しくは第二項」に改める。

第四十八条第一項第八号の二中「第二十四条の六の三」を「第二十四条の六の三第一項」に改め、同項第八号の四中「又は第二項」を「若しくは第二項」に改め、「含む。」の下に「又は第二十四条の六の十一第一項」を加え、同項第八号の五中「又は第四項」を「若しくは第四項」に改め、「含む。」の下に「又は第二十四条の六の十一第二項」を加え、同項第八号の六中「第二十四条の六の十一第三項」を「第二十四条の六の十二第三項」に改める。

(特定商品等の預託等取引契約に関する法律の一部改正)

第十九条 特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第十三条を除く。)中「経済産業省令」を「内閣府令」に、「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(消費者政策委員会への諮問)

第十一条の二 内閣総理大臣は、第二条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者政策委員会に諮問しなければならない。

第十三条を次のように改める。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第十三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(権限の委任)

第十三条の二 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正)

第二十条 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第四条」を「第四条」に改める。

第二条に次の一項を加える。

4 この法律において「住宅購入者等」とは、住宅の購入若しくは住宅の建設工事の注文をし、若しくはしようとする者又は購入され、若しくは建設された住宅に居住をし、若しくはしようとする者をいう。

第三条第一項中「国土交通大臣」の下に「及び

内閣総理大臣」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「及び評価方法基準」を削り、「定めなければ」を「定め、又は変更しなければ」に改め、同条第三項中「国土交通大臣」を「国土交通大臣又は内閣総理大臣は、日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとする場合において、」に、「定めるべき」を「当該」に、「評価方法基準」を「その変更」に改め、同条第四項中「国土交通大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、「第一項の規定により」及び「評価方法基準」を削り、「定めよう」を「定め、又は変更しよう」に改め、「あらかじめ」の下に「国土交通大臣にあっては」を、「議決を」の下に「内閣総理大臣にあっては消費者政策委員会の議決を、それぞ

れを加え、同条第五項中「国土交通大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、「第一項の規定により」及び「評価方法基準」を削り、「定め」を「定め、又は変更した」に改め、同条第六項を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

(評価方法基準)

第三条の二 国土交通大臣は、日本住宅性能表示基準を定める場合には、併せて、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき住宅の性能に関する評価(評価のための検査を含む。以下「評価方法基準」という。)を定めるものとする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、評価方法基準について準用する。この場合において、同条第三項中「国土交通大臣又は内閣総理大臣」とあり、並びに同条第四項及び第五

項中「国土交通大臣及び内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣と、同条第四項中「国土交通大臣にあっては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあっては消費者政策委員会の議決を、それぞれ」とあるのは「社会資本整備審議会の議決を」と読み替えるものとする。

3 内閣総理大臣は、個人である住宅購入者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、評価方法基準の策定又は変更に関し、必要な意見を述べることができる。

第五条第一項及び第二項中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第九十八条の次に次の一条を加える。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第九十八条の二 内閣総理大臣は、住宅の性能に関する表示に関し、個人である住宅購入者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

第九十九条に次の一項を加える。

2 この法律に規定する内閣総理大臣の権限(政令で定めるものを除く。)は、消費者庁長官に委任する。

(独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正)

第二十一条 独立行政法人国立健康・栄養研究所法(平成十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

(主務大臣等)

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、厚生労働大臣

二 第十一条第二項第二号及び第三号に掲げる業務に関する事項については、厚生労働大臣及び内閣総理大臣

三 第十一条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、厚生労働大臣

2 研究所に係る通則法における主務省は、厚生労働省とする。

3 研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(消費者契約法の一部改正)

第二十二條 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八條」を「第四十八條・第四十八條の二」に改める。

第十二條の二第一項中「第十一条の二」を「第十条」に改める。

第十五條中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十三條第五項中「並びに」を「及び」に改め、「及び公正取引委員会」を削る。

第三十八條中「次の各号に掲げる者を〔警察庁長官〕に、それぞれ当該各号に定める」を「第十三條第五項第三号、第四号又は第六号ハに該

当する」に改め、同条各号を削る。

第四十三條第二項第二号中「第十一条の二」を「第十条」に改める。

第四章中第四十八條の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第四十八條の二 内閣総理大臣は、前章の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部改正)

第二十三條 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改める。

第七條中「総務大臣」を「総務大臣及び内閣総理大臣(架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信に係る場合にあっては、総務大臣)」に改める。

第八條の見出し中「総務大臣」を「総務大臣又は内閣総理大臣」に改め、同条第一項中「総務大臣」を「総務大臣又は内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「総務大臣」を「総務大臣又は内閣総理大臣」に、「前二項」を「第一項」に、「申出があつた」を「申出を受けた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定による申出を受けたとき(当該申出が総務大臣及び内閣総理大臣に対するものであるときを除く。)

く。は、速やかに、その旨をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 総務大臣 内閣総理大臣
二 内閣総理大臣 総務大臣
第八條に次の一項を加える。

5 総務大臣は、第三項の規定による申出を受けたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

第十四條第一項中「総務大臣」を「総務大臣及び内閣総理大臣」に改め、同項第一号中「第八條第一項」の下に「の規定による総務大臣若しくは内閣総理大臣に対する申出」を加え、「第二項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「総務大臣」を「総務大臣又は内閣総理大臣」に、「第八條第三項」を「第八條第四項又は第五項」に改める。

第十六條第一項中「総務大臣」を「総務大臣及び内閣総理大臣」に、「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改める。

第十八條中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改める。

第十九條中「総務大臣」を「総務大臣及び内閣総理大臣」に改める。

第二十條第一項中「総務大臣」を「総務大臣及び内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改める。

第二十一條中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に、「総務大臣」を「総務大臣及び内閣総理大臣」に改める。

第二十二條第二項第三号及び第四号中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改める。

第二十三條から第二十五條までの規定中「総務大臣」を「総務大臣及び内閣総理大臣」に改める。

第二十六條中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改める。

第二十七條中「総務大臣」を「総務大臣及び内閣総理大臣」に改める。

第二十八條第一項中「総務大臣」を「総務大臣又は内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「総務大臣」を「総務大臣及び内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

5 次の各号に掲げる大臣は、第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 総務大臣 内閣総理大臣
二 内閣総理大臣 総務大臣

第三十一條の見出しを「(権限の委任等)」に改め、同条中「総務大臣の」を「総務大臣の権限及び前項の規定により消費者庁長官に委任された」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

(健康増進法の一部改正)

第二十四條 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項及び第二項中「厚生労働省

令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項及び第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第五項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 内閣総理大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

第二十六条に次の一項を加える。

7 内閣総理大臣は、第一項又は前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

第二十六条の二中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六条の四第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十六条の五第二項中「前二条」を「前三条」に改める。

第二十六条の七中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六条の八第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六条の九中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六条の十第二項第三号及び第四号中

「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十六条の十二及び第二十六条の十三中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六条の十四中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十六条の十五第二項、第二十六条の十六、第二十六条の十七第一項、第二十六条の十八並びに第二十七条第一項及び第五項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十八条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第一号中「第二十六条第五項」を「第二十六条第六項」に改める。

第二十九条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「第五項まで」を「第七項まで」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「第二十六条第五項」を「第二十六条第六項」に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。

(食事摂取基準)

第三十条の二 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進するため、国民健康・栄養調査その他の健康の保持増進に関する調査及び研究の成果を分析し、その分析の結果を踏まえ、食事による栄養摂取量の基準(以下この条において「食事摂取基準」という。)を定めるものとする。

2 食事摂取基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい熱量に関する事項

二 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい次に掲げる栄養素の量に関する事項

イ 国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令で定める栄養素

ロ 国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令で定める栄養素

3 厚生労働大臣は、食事摂取基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三十一条第一項を次のように改める。

内閣総理大臣は、販売に供する食品(特別用途食品を除く。)につき、栄養表示(栄養成分(前条第二項第二号イ又はロの厚生労働省令で定める栄養素を含むものに限る。次項第一号において同じ。))又は熱量に関する表示をいう。以下同じ。))に関する基準(以下「栄養表示基準」という。)を定めるものとする。

第三十一条第二項第二号中「栄養成分のうち、国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令」を「前条第二項第二号イの厚生労働省令で定める栄養素を含む栄養成分であつてその正確な情報を国民に伝達することが特に必要であるものとして内閣府令」に改め、「栄養表示食品の下に(本邦において販売に供する食品であつて、栄養表示がされたもの(第

二十九条第一項の承認を受けた食品を除く。))をいう。次号及び次条において同じ。))を加え、同項第三号中「栄養成分のうち、国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令」を「前条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める栄養素を含む栄養成分であつてその正確な情報を国民に伝達することが特に必要であるものとして内閣府令」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「定めた」を「定め、又は変更した」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、栄養表示基準を定め、若しくは変更しようとするとき、又は前項第二号若しくは第三号の内閣府令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(栄養表示基準の遵守義務)

第三十一条の二 販売に供する食品(特別用途食品を除く。)につき、栄養表示をしようとする者及び栄養表示食品を輸入する者は、栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。ただし、販売に供する食品(特別用途食品を除く。)の容器包装及びこれに添付する文書以外のものに栄養表示をする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

第三十二条第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十二条の二中「厚生労働省令」を「内閣府

令」に、「以下」を「次条第三項において」に改め、同条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

第三十二条の三第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「前条」を「前条第一項」に改め、「保持増進」の下に「及び国民に対する正確な情報の伝達」を加え、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十三条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十五条に次の三項を加える。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

4 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

5 地方厚生局長又は地方厚生支局長は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

（食品安全基本法の一部改正）

第二十五条 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「食品安全委員会」の下に「及び消費者政策委員会」を加える。

第二十三条第一項第八号を削る。

（個人情報保護に関する法律の一部改正）

第二十六条 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「国民生活審議会」を「消費者政策委員会」に改める。

（貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七条 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち貸金業法第二十四条の六の改正規定の次に次のように加える。

第二十四条の六の三第二項中、「第十二条の七」を「から第十二条の八まで」に、「第四十四条の二第三項」を「第四十四条第三項」に改め、同条第三項中、「第十二条の七」を「から第十二条の八まで」に改める。

第四条のうち貸金業法第二十四条の六の四第一項第一号の改正規定中「を」を「を」を加え、同条第三項中「第十二条の七」を「から第十二条の八まで」に改める。

（消費者契約法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条 消費者契約法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、消費者契約法第十二条の二第一項の改正規定中「第十一条の二」を「第十条」に改め、同法第十五条第二項の改正規定を次のよ

うに改める。

第十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、第十三条第一項の認定をしようとするときは、同条第三項第二号に規定する事由の有無について、経済産業大臣の意見を聴くものとする。

第二条のうち消費者契約法第二十三条第五項の改正規定を次のように改める。

第二十三条第五項中「及び内閣総理大臣」を「並びに内閣総理大臣及び経済産業大臣」に改め、「他の適格消費者団体」の下に「及び経済産業大臣」を加える。

第二条のうち消費者契約法第三十八条第一号の改正規定を次のように改める。

第三十八条中「警察庁長官」を「次の各号に掲げる者」に、「第十三条第五項第三号、第四号又は第六号ハに該当する」を「それぞれ当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 経済産業大臣 第十三条第三項第二号に掲げる要件に適合しない事由又は第三

十四号第一項第四号に掲げる事由
二 警察庁長官 第十三条第五項第三号、

第四号又は第六号ハに該当する事由
（特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十九条 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「経済産業省令」を「主務省令」に、「経済産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第二条のうち、特定商取引に関する法律第六十七条の改正規定中「同項第四号」を「同項第五号」に、「同条第二項中「前項第四号」を「第一項第四号」に改め」を、「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「権限」の下に「消費者庁の所掌に係るものに限り、」を加え」に改め、同法第六十九条の改正規定中「第六十九条」を「第六十九条第二項中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に改める。

第三条のうち、割賦販売法第二条第三項第一号の改正規定中「第三十条の五の二」の下に「第三十条の五の三」を、「準用する場合を含む。」の下に、「第三十四条の二」を加え、「及び第三十五条の十六」を、「第三十五条の十六、第四十一条及び第四十一条の二」に改め、同条第五項及び第四項の改正規定中「及び第三十五条の三の二」を、「第三十五条の三の三」に、「及び第三十五条の三の六十二」を、「第三十五条の三の六十二」に改め、同法第三十条の二から第三十条の三の三までの改正規定中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に、「経済産業大臣」を「経済産業大臣及び内閣総理大臣」に改め、同法第三十条の五の次に二条を加える改正規定中第三十条の五の二及び第三十条の五の三を次のように改める。

（業務の運営に関する措置）
第三十条の五の二 包括信用購入あっせん業

者は、利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益の保護を図るため、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、その包括信用購入あつせんの業務に関して取得した利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に関する情報の適正な取扱い、その包括信用購入あつせんの業務を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行及びその利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

(改善命令)

第三十条の五の三 経済産業大臣は、包括信用購入あつせん業者が前条、第三十五条の三の五十六から第三十五条の三の五十八まで又は第三十五条の三の五十九第一項の規定に違反していると認めるときは、その必要の限度において、当該包括信用購入あつせん業者に対し、包括信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、包括信用購入あつせん業者が前条の規定に違反している場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、包括信用購入あつせん業者が前条の規定に違反している場合において、利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

供を受ける者の利益を保護するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、第一項の規定による命令に関し、必要な意見を述べることができる。

第三条のうち、割賦販売法第三十四条の二第二項に一号を加える改正規定のうち同項第一号中「第三十条の五の三」を「第三十条の五の三第一項」に改める。

第三条のうち割賦販売法第三十四条の二第三項の改正規定を次のように改める。

第三十四条の二第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 経済産業大臣は、登録包括信用購入あつせん業者が前項第一号の命令(当該登録包括信用購入あつせん業者が第三十条の五の二の規定に違反している場合におけるものに限る。次項及び第四十条第四項において同じ。)に違反した場合において、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、登録包括信用購入あつせん業者が第二項第一号の命令に違反した場合において、利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、同項の規定による処分に関し、

必要な意見を述べることができる。

第三条のうち割賦販売法第三章に三節を加える改正規定のうち、第三十五条の三の二から第三十五条の三の五まで及び第三十五条の三の八から第三十五条の三の十一までの規定中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改め、第三十五条の三の十三から第三十五条の三の十六までの規定中「経済産業省令」を「主務省令」に改め、第三十五条の三の二十中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改め、第三十五条の三の二十一を次のように改める。

(改善命令)

第三十五条の三の二十一 経済産業大臣は、個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の五、第三十五条の三の七本文、第三十五条の三の十第四項、第三十五条の三の十六第六項、前条、第三十五条の三の五十六から第三十五条の三の五十八まで又は第三十五条の三の五十九第一項の規定に違反していると認めるときは、その必要の限度において、当該個別信用購入あつせん業者に対し、個別信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の五、第三十五条の三の七本文又は前条の規定に違反している場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の五、第三十五条の三の七本文又は前条の規定に違反している場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、第一項の規定による命令に関し、必要な意見を述べることができる。

第三条のうち割賦販売法第三章に三節を加える改正規定のうち、第三十五条の三の二十二第二項中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改め、第三十五条の三の三十二を次のように改める。

(登録の取消し等)

第三十五条の三の三十二 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第三十五条の三の二十六第一項第四号から第八号までのいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三十五条の三の二十三の登録(第三十五条の三の二十七第一項の登録の更新を含む。)を受けたとき。

三 第三十五条の三の三十の規定に違反したとき。

2 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以

内の期間を定めて、個別信用購入あつせんに係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十五条の三の二十一第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。

二 第三十五条の三の二十六第一項第二号の規定に該当することとなつたとき。

三 第三十五条の三の二十八第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

3 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が前項第一号の命令(当該登録個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の五、第三十五条の三の七本文又は第三十五条の三の二十の規定に違反している場合におけるものに限る。次項及び第四十条第四項において同じ。)に違反した場合において、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が第二項第一号の命令に違反した場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、同項の規定による処分に関し、必要な意見を述べることができる。

5 経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る

者に通知しなければならない。

第三条のうち、割賦販売法第三章に三節を加える改正規定のうち第三十五条の三の六十第四項第一号中「経済産業省令」を「主務省令」に改める。

第三条のうち割賦販売法第三十六条の改正規定中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改め、「第二条第四項若しくは第五項、第四条の四第一項」を「第二条第五項若しくは第六項」に、「第二十九条の三の三第一項、第三十条の二の三第一項、第三十条の四第四項第一号」を「第三十条の四第四項」に及び、「第三十五条の三の十九第四項」を削り、「又は第四十条第六項」を「若しくは第四十条第九項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第三十六条第二項中「第二条第四項若しくは第五項、第四条の四第一項、第二十九条の三の三第一項、第三十条の二の三第一項、第三十条の四第四項第一号又は第三十条の五第二項」を「第二条第五項若しくは第六項、第三十条の四第四項、第三十条の五第二項又は第三十五条の三の十九第四項」に改める。

第四十条第一項及び第二項中「営業」を「業務」に改め、同条第五項中「第二項又は前項の規定による報告の徴収をしようとするとき」を「第二項若しくは第六項の規定による報告の徴収をしようとするとき又は第四項の規定による報告若しくは帳簿、書類その他の物件

の提出を命じようとするとき」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第四項中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に、「営業」を「業務」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の六項を加える。

7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者に対し、クレジットカード番号等の安全管理の状況に関し報告をさせることができる。

8 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者に対し、その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に関し報告をさせることができる。

9 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、個別信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係役務提供事業者その他の個別信用購入あつせん業者と密接な関係を有する者として政令で定める者(次条第五項において「密接関係者」という。)に対し、当該個別信用購入あつせん業

者の第三十五条の三の五及び第三十五条の三の七本文の規定の遵守の状況に関し参考となるべき報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を命ずることができる。

10 経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定信用情報機関に対し、その業務又は財産に関し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる。

11 経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、加入包括信用購入あつせん業者、加入個別信用購入あつせん業者その他の指定信用情報機関を利用する者又は第三十五条の三の四十二各項の規定による委託を受けた者に対し、当該指定信用情報機関の業務又は財産に関し参考となるべき報告をさせることができる。

12 経済産業大臣は、認定業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、認定割賦販売協会に対し、その業務又は財産に関し報告をさせることができる。

第四十条第三項中「登録割賦購入あつせん業者」を削り、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に、「営業」を「業務」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要

な限度において、政令で定めるところにより、包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者に対し、その業務に関する報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる。

4 内閣総理大臣は、第三十条の五の三第三項若しくは第三十四条の二第四項又は第三十五条の三の二十一第三項若しくは第三十五条の三の三十二第四項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、第三十条の五の二の規定に違反し若しくは第三十四条の二第二項第一号の命令に違反した包括信用購入あつせん業者又は第三十五条の三の五、第三十五条の三の七本文若しくは第三十五条の三の二十の規定に違反し若しくは第三十五条の三の三十二第二項第一号の命令に違反した個別信用購入あつせん業者に対し、その業務に関する報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる。

第三条のうち割賦販売法第四十一条の改正規定を次のように改める。

第四十一条第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関」に、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に、「又は指定受託機関」を「指定受託機関又は認定割賦販売協会」に、「本店その他の営業所」を「営業所又は事務所」に、

「帳簿書類その他の物件を検査させる」を「帳簿、書類その他の物件の検査をさせる」に改め、同条第二項中「又は第四項」を「第四項又は第六項」に、「購入者又は指定役務の提供を受ける者」を「利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者若しくは指定役務の提供を受ける者に改め、許可割賦販売業者の下に、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者」を加え、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に、「本店その他の営業所」を「営業所又は事務所」に、「帳簿書類その他の物件を検査させる」を「帳簿、書類その他の物件の検査をさせる」に改め、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(クレジットカード番号等の安全管理の状況に係るものに限る。)をさせることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせん

に係る業務の委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に係るものに限る。)をさせることができる。

5 経済産業大臣は、この法律の施行のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、密接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(個別信用購入あつせん業者の第三十五条の三の五及び第三十五条の三の七本文の規定の遵守の状況に係るものに限る。)をさせることができる。

6 経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、加入包括信用購入あつせん業者、加入個別信用購入あつせん業者その他の指定信用情報機関を利用する者又は第三十五条の三の四十二各項の規定による委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(当該指定信用情報機関の業務又は財産に係るものに限る。)をさせることができる。

第三条のうち割賦販売法第四十一条の改正規定の次に次のように加える。

第四十一条の二中「購入者又は指定役務の提供を受ける者」を「利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者若しくは指定役務の提供を受ける者」に改める。

第三条のうち割賦販売法第五十一条の次に五条を加える改正規定のうち、第五十一条の六第一号中「第三十条の五の三」を「第三十条の五の三第一項」に改め、同条第二号中「第三十五条の三の二十一」を「第三十五条の三の二十一第一項」に改める。

第三条のうち割賦販売法第五十三条の改正規定中「第四十一条第一項」の下に「から第五項まで」を加え「又は第二項」を「から第六項まで」に改め、「第四十条」を「第四十条第一項、第三項から第五項まで、第八項若しくは第九項」を「から第四項まで」を「第二項、第五項から第八項まで、第十一項若しくは第十二項」に、「第四十条第二項又は第七項」を「第四十条第三項、第四項又は第十項」に、「第四十条第六項」を「第四十条第九項」に改める。

第四条のうち、割賦販売法第三十条の二に一項を加える改正規定中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改め、同法第三十条の五の三の改正規定中「第三十条の五の三」を「第三十条の五の三第一項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第三十条の五の三第二項及び第三項中「包括信用購入あつせん業者が」の下に「第三十条の二第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十条の二の二本文又は」を加える。

第三十四条の二第三項中「当該登録包括信用購入あつせん業者が」の下に「第三十条の二第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十条の二の二本文又は」を加える。

第四条のうち、割賦販売法第三十五条の三の三に一項を加える改正規定中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改め、同法第三十五条の三の二十一の改正規定の次に次のように加える。

第三十五条の三の三十二第三項中「当該登録個別信用購入あつせん業者が」の下に「第三十五条の三の三第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十五条の三の四本文、」を加える。

第四十条第四項中「により、」の下に「第三十条の二第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十条の二の二本文若しくは」を、「包括信用購入あつせん業者又は」の下に「第三十五条の三の三第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十五条の三の四本文、」を加える。

附則第四条第十一項中「第六十七条第一項第五号」を「第六十七条第一項第六号」に改め、「のために」の下に「政令で定めるところにより、消費者政策委員会及び」を加え、同条第十二項中「経済産業大臣」を「新特定商取引法第六十七条第一項第四号に定める主務大臣に改め、」のために「の下に、政令で定めるところにより、消費者政策委員会及び」を加える。

附則第五条第二十九項中「主務大臣」の下に「又は新割賦販売法第四十六条第五号に定める主務大臣を加え、」第三十五条の三の十九第四項、を削り、「又は第四十条第六項」を「若しくは第四十条第九項」に改め、「政令」の下に「又は新割賦販売法第三十五条の三の十九第四項に規定する政令」を、「消費経済審議会に」の下に

「又は政令で定めるところにより、消費経済審議会及び消費者政策委員会に」を加える。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁設置法(平成二十年法律第 号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日
二 附則第十三条の規定 この法律の公布の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律(平成二十年法律第 号)の公布の日
三 附則第十四条の規定 この法律の公布の日

又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十年法律第 号)の公布の日

いづれか遅い日
(内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)が国家公務員法等の一部を改正する法律

(平成十九年法律第百八号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日後である場合には、第二

条のうち内閣府設置法第六十八条第一項の改正規定中「第六十八条第一項」とあるのは、「第六

十七条第一項」とする。

(貸金業法の一部改正に伴う調整規定)

第三条 施行日が貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第十八条

のうち貸金業法第四十八条第一項の改正規定中

「第四十八条第一項第八号の二」とあるのは「第四十八条第八号の二」と、「同項第八号の四」とあるのは「同条第八号の四」と、「同項第八号の五」とあるのは「同条第八号の五」と、「同項第八号の六」とあるのは「同条第八号の六」とする。

2 前項に規定する場合において、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律第三条のうち貸金業法目次の改正規定中「第二十四条の六の十一」とあるのは、「第二十四条の六の十二」とする。

(処分等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた

免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律

による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定

によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律

の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければなら

ない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、こ

れを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令としての効力を有するものとする。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第十二條の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法(以下この条において「旧景品表示法」という。)第五條第一項又は第十二條第一項若しくは第四項の規定により発せられた公正取引委員会規則は、第十二條の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法(以下この条において「新景品表示法」という。)第五

條第一項又は第十一條第一項若しくは第四項の規定により発せられた内閣府設置法第七條第三項の内閣府令としての効力を有するものとする。

2 施行日前に公正取引委員会がした旧景品表示法第三條の規定による制限又は禁止は、施行日に内閣総理大臣がした新景品表示法第三條の規定による制限又は禁止とみなす。

3 新景品表示法第六條の規定は、施行日前にされた旧景品表示法第三條の規定による制限若し

くは禁止又は旧景品表示法第四条第一項の規定に違反する行為についても適用があるものとする。ただし、施行日前に旧景品表示法第六条第一項の規定による命令がされた場合における当該命令及び当該命令に係る違反行為に関する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定の適用並びに当該命令についての不服の申立てについては、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧景品表示法第十二条第一項の規定により認定を受けている協定又は規約は、施行日に新景品表示法第十一条第一項の規定により内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けた協定又は規約とみなす。

5 施行日前に旧景品表示法第十二条第一項又は第三項の規定により公正取引委員会がした処分についての不服の申立てについては、なお従前の例による。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この法律の施行前に第二十条の規定による改正前の住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項の規定により交付された住宅性能評価書は、第二十条の規定による改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項の規定により交付された住宅性能評価書とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正）

第十条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「並びに同法第二十条の二第一項及び第二項」を「及び同法第二十条の二第一項から第三項まで」に改める。

（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正）

第十一条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第六号中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

（独立行政法人国立印刷局法の一部改正）

第十二条 独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「第四条第三項第三十九号」を「第四条第三項第三十七号」に改める。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十三条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条のうち内閣府設置法第三十七条第三項の表情報公開・個人情報保護審査会の項を削る改正規定中「第三十七条第三項」を「第三十七条第二項」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十四条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条のうち内閣府設置法第三十七条第三項の表独立行政法人評価委員会の項を削る改正規定中「第三十七条第三項」を「第三十七条第二項」に改める。

第六十四条のうち独立行政法人国立健康・栄養研究所法第十四条の改正規定を次のように改める。

第十四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

理 由

消費者庁設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第七十回国会閣法第二号）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、消費者庁設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うものとする。

2 食品衛生法その他の関係法律について、内閣総理大臣及び消費者庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行うものとする。

3 この法律は、消費者庁設置法の施行の日から施行するものとするほか、この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、消費者庁設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備するものであるが、消費者庁設置法の題名を変更することに伴い、題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」とすること、消費者行政担当大臣による消費者行政に関する総合調整機能の発揮を明確にするため、内閣府設置法第四条第一項のいわゆる内閣補助事務の表現を変更すること、題名変更及び消費者政策委員会を

「消費者委員会」に名称変更すること等に伴い、所要の規定の整備を行うこと等の修正を行う必要があるものと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十一年四月十六日
消費者問題に関する特別委員長 船田 元

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

（小字及び―は修正）

消費者庁○設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

（内閣府設置法の一部改正）

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号中「ための」を「上に必要なに改め、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号の次に次の一号を加える。

十七 消費者基本法（昭和四十二年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

第四条第一項第十六号中「確保」の下に「その他消費者の利益の擁護及び増進」を加え、「ための」を「上に必要なに改め、同条第二項中「自殺対策」を「並びに自殺対策」に改め、「並びに消費者の利益の擁護及び増進」を削り、同条第三項第二十七号の二中「第二十一条第一項に規定

する基本的事項の策定、同法」及び「並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整」を削り、同項第三十五号中「こと」の下に「（消費者庁の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第三十六号及び第三十七号を削り、同項第三十八号を同項第三十六号とし、同項第三十八号の二を削り、同項第三十九号を同項第三十七号とし、同項第四十号から第四十三号までを二号ずつ繰り上げ、同項第四十三号の二を同項第四十二号とし、同項第四十四号を同項第四十三号とし、同項第四十五号を同項第四十四号とし、同項第四十六号を同項第四十五号とし、同項第四十六号の二を同項第四十六号とし、同項第四十六号の三を同項第四十六号の二とし、同項第六十一号を同項第六十二号とし、同項第六十号の次に次の一号を加える。

六十一 消費者庁○設置法（平成二十〇〇年法律第六十一号）第四条○に規定する事務

第十一号の次に次の一号を加える。

第三十一号の二 第四条第一項第十六号○並びに第三十七号

第三項第二十七号の二及び第六十一号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第三十七号第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項に定めるもののほか」を削り、○同項を同条第二項とする。

消費者委員会
第六十四条の表に次のように加える。

消費者庁

（厚生労働省設置法の一部改正）

第三条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号、第三十八号及び第三十九号中「こと」の下に「消費者庁の所掌に属するものを除く。」を加える。

第十八条第一項中「分掌する」を「分掌し、並びに消費者庁○設置法（平成二十〇〇年法律第六十一号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属せられた事務をつかさどるに改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方厚生局は、前項に規定する地方厚生局に属せられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。

第十九条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、地方厚生支局は、消費者庁○設置法第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生支局に属せられた事務をつかさどる。

（経済産業省設置法の一部改正）
第五条 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

消費者庁及び消費者委員会設置法

消費者庁○設置法

第十二条第二項中「分掌する」を「分掌し、並びに消費者庁○設置法（平成二十〇〇年法律第六十一号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属せられた事務をつかさどるに改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 経済産業局は、第二項に規定する経済産業局に属せられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。

（食品衛生法の一部改正）
第六条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会」を「内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、添加物、器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者政策委員会」に改める。

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正）
第七条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十三第一項中「農林水産大臣」を

「内閣総理大臣」に、「農林水産省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「農林水産大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第五項中「農林水産大臣」を「内閣総理大臣」に、「審議会」を「農林水産大臣に協議するとともに、消費者政策委員会」に改め、同条第六項中「第十三条第四項」を「同条第一項から第四項までの規定中「農林水産大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同項に、「その」を「その」に改め、「しなければ」との下に、「同条第五項中「農林水産省令」とあるのは「内閣府令」と」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。 6 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る農林物資の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。 (割賦販売法の一部改正) 第十条 割賦販売法(昭和三十六年法律第五百五十九号)の一部を次のように改正する。 第三十六条の見出し中「消費経済審議会」を「消費経済審議会及び消費者政策委員会」に改め、同条中「第二条第四項若しくは第五項、第四条の四第一項及び「第二十九條の三の三第一項、第三十條の二の三第一項、第三十條の四第四項第一号、第三十條の五第二項」を削り、同条に次の一項を加える。 2 主務大臣は、第二条第四項若しくは第五項、第四条の四第一項、第二十九條の三の三	
第一項、第三十條の二の三第一項、第三十條の四第四項第一号又は第三十條の五第二項に規定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費経済審議会及び消費者政策委員会に諮問しなければならない。 第四十六條第四号中「第三十六條を「第三十六條第一項」に改め、同条に次の一号を加える。 五 第三十六條第二項の規定による消費経済審議会及び消費者政策委員会への諮問に関する事項については、経済産業大臣、内閣総理大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣 (家庭用品品質表示法の一部改正) 第十一条 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四号)の一部を次のように改正する。 第十一条の見出し中「消費経済審議会」を「消費者政策委員会」に改め、同条中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に、「第三条」を「第三条第一項若しくは第五項」に改め、「定め」の下に「若しくは変更し」を加え、「消費経済審議会」を「消費者政策委員会」に改める。 (不当景品類及び不当表示防止法の一部改正) 第十二条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。 第五條の見出し中「公聴会」を「公聴会等」に改め、同条第一項中「公正取引委員会は、第二条	を「内閣総理大臣は、第二条第三項若しくは第四項に、「公正取引委員会規則」を「内閣府令」に、「ものとする」を「とともに、消費者政策委員会の意見を聴かなければならない」に改める。 (消費者基本法の一部改正) 第十三条 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。 第二十七條第三項中「消費者基本計画の案を作成しようとするときは、国民生活審議会」を「次に掲げる場合には、消費者政策委員会」に改め、同項に次の各号を加える。 一 消費者基本計画の案を作成しようとするとき。 二 前項第二号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行うおとるとき。 第二十九條の見出しを「消費者政策委員会」に改め、同条中「内閣府設置法第三十八條」を「消費者庁設置法(平成二十二年法律第〇一〇号)第六條」に、「国民生活審議会」を「消費者政策委員会」に改める。 (国民生活安定緊急措置法の一部改正) 第十六條 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。 第二十七條の見出し中「国民生活審議会」を「消費者政策委員会」に改め、同条第一項中「国民生活審議会(以下「審議会」という。）」を「消費者政策委員会」に改め、同条第二項中「審議会」を「消費者政策委員会」に改める。
(特定商取引に関する法律の一部改正) 第十七條 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。 第六十四條の見出し中「消費経済審議会」を「消費者政策委員会及び消費経済審議会」に改め、同条中「消費経済審議会」を「政令で定めるところにより、消費者政策委員会及び消費経済審議会」に改める。 第六十七條第一項第一号から第三号までの規定中「については」の下に、「内閣総理大臣」を加え、同項第五号中「消費経済審議会」を「消費者政策委員会及び消費経済審議会」に改め、「については」の下に、「内閣総理大臣」を加え、同項を同項第六号とし、同項第四号中「については」の下に、「内閣総理大臣」を加え、同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。 四 通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に関する事項、訪問販売協会及び通信販売協会に関する事項並びに第六十四條第二項の規定による消費者政策委員会及び消費経済審議会への諮問に関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣(特定商品等の預託等取引契約に関する法律の一部改正) 第十九條 特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。	第十九條 特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

(消費者政策委員会への諮問)

第十一条の二 内閣総理大臣は、第二条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者政策委員会に諮問しなければならない。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正)

第二十條 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「国土交通大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「及び評価方法基準」を削り、「定めなければ」を「定め、又は変更しなければ」に改め、同条第三項中「国土交通大臣は」を「国土交通大臣又は内閣総理大臣は、日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとする場合において」、「定めるべき」を「当該」、「評価方法基準」を「その変更」に改め、同条第四項中「国土交通大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、「第一項の規定により」及び「及び評価方法基準」を削り、「定めよう」を「定め、又は変更しよう」に改め、「あらかじめ」の下に「国土交通大臣にあってはを」、「議決を」の下に「内閣総理大臣にあっては消費者政策委員会の議決を、それぞれ」を加え、同条第五項中「国土交通大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、「第一項の規定

により」及び「及び評価方法基準」を削り、「定め」を「定め、又は変更した」に改め、同条第六項を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

(評価方法基準)

第三条の二 国土交通大臣は、日本住宅性能表示基準を定める場合には、併せて、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき住宅の性能に関する評価(評価のための検査を含む。以下「評価方法基準」といふ。)の方法の基準(以下「評価方法基準」といふ。)を定めるものとする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、評価方法基準について準用する。この場合において、同条第三項中「国土交通大臣又は内閣総理大臣」とあり、並びに同条第四項及び第五項中「国土交通大臣及び内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第四項中「国土交通大臣にあっては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあっては消費者政策委員会の議決を、それぞれ」とあるのは「社会資本整備審議会の議決を」と読み替えるものとする。

3 内閣総理大臣は、個人である住宅購入者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、評価方法基準の策定又は変更に関し、必要な意見を述べることができる。

(食品安全基本法の一部改正)

第二十五條 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「食品安全委員会」の下に「及び消費者政策委員会」を加える。

(個人情報保護に関する法律の一部改正)

第二十六條 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「国民生活審議会」を「消費者政策委員会」に改める。

(特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九條 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第十一項中「第六十七條第一項第五号」を「第六十七條第一項第六号」に改め、「のために」の下に「政令で定めるところにより、消費者政策委員会及び」を加え、同条第十二項中「経済産業大臣」を「新特定商取引法第六十七條第一項第四号に定める主務大臣」に改め、「のために」の下に「政令で定めるところにより、消費者政策委員会及び」を加える。

附則第五條第二十九項中「主務大臣」の下に「又は新割賦販売法第四十六條第五号に定める主務大臣」を加え、「第三十五條の三の十九第四項、」を削り、「又は第四十條第六項」を「若しくは第四十條第九項」に改め、「政令」の下に「又は新割賦販売法第三十五條の三の十九第四項に規定する政令」を、「消費経済審議会」の下に「又は政令で定めるところにより、消費経済審議会及び消費者政策委員会」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁^{○及び消費者委員会}設置法(平成二十一年法律第十号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九條の規定 この法律の公布の日
- 二 附則第十三條の規定 この法律の公布の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十年法律第十号)の公布の日のいずれか遅い日
- 三 附則第十四條の規定 この法律の公布の日又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十年法律第十号)の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第十六條の規定 この法律の公布の日又は米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第十号)の公布の日のいずれか遅い日

五 附則第十七條の規定 この法律の公布の日又は公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第十号)の公布の日のいずれか遅い日

六 附則第十八條の規定 この法律の公布の日又は国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十号)の公布の日のいずれか遅い日

七 附則第十九條の規定 この法律の公布の日又は食育基本法(平成十七年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項第一号中「第四條第一項第十七号」を「第四條第一項第十八号」に改める。

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十三條 (略)

(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十四条 (略)

(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の一部改正)

第十六条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第六条 見出しを含む「消費者庁設置法」を消費者庁及び消費者委員会設置法に改める。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第十七条 公文書等の管理に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」を「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 国家公務員法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条中「消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」を「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に改める。

(別紙)

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 消費者庁がその任務を遂行するに当たっては、消費者基本法第二条に定める消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念のつとめを行うことが明記された趣旨にかんがみ、消費者の権利尊重に万全を期すること。
- 二 消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、

消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。

三 消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、適宜適切に協力して職務に当たること。

四 消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢・性別等の構成について十分配慮すること。

五 初代の消費者委員会の委員の三人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めるものとする。

六 消費者委員会からの関係行政機関の長への報告徴求、資料の提出要求等に対しては、各行政機関は速やかに対応すること。

また、関係行政機関の長は、その有する民間事業者に係る情報に関しても、個人情報や企業秘密、適正手続の確保に配慮しつつ、消費者委員会からの求めに対し、積極的に対応すること。

七 内閣総理大臣、関係行政機関の長等は、消費者委員会からの建議又は勧告に対して、迅速かつ誠実に対応すること。

八 消費者委員会の独立性を担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間か

らの登用を行うとともに、同委員会の補佐に万全を図ること。

九 消費者被害に関する幅広い情報が確実に消費者庁に収集されるよう、関係省庁や地方自治体との連携を密にする等、体制を整備すること。

十 消費者庁に収集された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースの活用など事故調査のための仕組みを整備すること。

十一 消費生活に関わる事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。

十二 消費者教育の推進に関しては、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、学校教育及び社会教育における施策を始めたしああらゆる機会を活用しながら、全国におけるなお一層の推進体制の強化をはかること。

十三 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報の集約及び分析の結果の公表に関しては、適時適切に、国会に対し報告しなければならないものとする。

十四 消費者行政に係る体制整備に当たっては、関係機関、特に独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターを始めとした商品検査機能を有する各機関の機能強化を図るとともに、消費者庁及び消費者委員会との連携強化のため必要な措置を講ずるも

のとする。

十五 各地の消費生活センターの相談員の聴取能力及び法律知識の水準向上を図るため、独立行政法人国民生活センターを中心とする教育・研修の充実を図ること。

十六 地方公共団体における消費者行政の推進に関しては、今回の法改正の趣旨を周知徹底し、全国あまねく消費生活相談を受けることができ、消費者の安全・安心を確保する体制が確立するよう、万全を期すること。

十七 相談員の待遇改善に関しては、今般拡充された地方交付税措置を活用しつつ、地方消費者行政活性化基金の運用に際しては、支援対象を集中育成・強化期間において増大する業務に係る人件費等に拡充するとともに、交付要綱等において処遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を厚くすることを定めることにより、相談員の時給の引上げ、業務日数の増加による実質的常勤化、超過勤務並びに社会保険及び労働保険に関し法令に基づく適切な対応等を含め、地方公共団体における処遇改善の取組を促進すること。

十八 消費生活センターについて、指定管理者制度や委託等を採用している地方公共団体においても、その受託機関における相談員の処遇については、各種誘導措置が講じられることにより、地方公共団体が自ら行う場合における相談員等と同様に処遇の改善が図られるよう万全を期するよう要請すること。

十九 今後三年程度の集中育成・強化期間後の国

による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、その工程表も含め消費者委員会で検討を行うこと。

二十 消費者政策担当大臣が掌理する事務として、内閣府設置法第四条第一項に、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項が明記された趣旨を十分尊重し、消費者政策担当大臣は、内閣府設置法第十二条の勧告権の適切な行使も含め、関係行政機関の総合調整に万全を期すること。また、内閣総理大臣は、消費者政策担当大臣の権限行使が十分に果たされるよう行政各部を指揮監督すること。

二十一 消費者安全法第二十條の趣旨にのっとり、内閣総理大臣は、消費者委員会からの勧告に対し、消費者の利益を増進するため、内閣一体となった取組が行われるよう、誠意をもって対応すること。

二十二 消費者被害の情報収集啓発を行う消費者団体に對し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の環境整備を図ること。

二十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会の意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

消費者安全法案

右
国会に提出する。

平成二十年九月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

消費者安全法

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 基本方針(第六条—第七条)

第三章 消費生活相談等

第一節 消費生活相談等の事務の実施(第八条—第九条)

第二節 消費生活センターの設置等(第十条—第十一条)

第四章 消費者事故等に関する情報の集約等(第十二条—第十四条)

第五章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置(第十五条—第二十二条)

第六章 雑則(第二十三条—第二十六条)

第七章 罰則(第二十七条—第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費

者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「消費者」とは、個人(商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。)をいう。

2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者(個人にあつては、当該事業を行う場合におけるものに限る。)をいう。

3 この法律において「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいう。

4 この法律において「消費安全性」とは、商品等(事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。)又は役務(事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。)の特性、それらの通常予見される使用(飲食を含む。)又は利用(以下「使用等」という。)の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であつて、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの(その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。)

二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であつて、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であつて政令で定めるものが事業者により行われた事態

この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの

二 前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

(基本理念)

第三条 消費者安全の確保に関する施策の推進

は、専門的知見に基づき必要とされる措置の迅速かつ効率的な実施により、消費者事故等の発生及び消費者事故等による被害の拡大を防止することを旨として、行われなければならない。 2 消費者安全の確保に関する施策の推進は、事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ、消費者の需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適切に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、行われなければならない。 3 消費者安全の確保に関する施策の推進は、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるように行われなければならない。 (国及び地方公共団体の責務) 第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念(以下この条において「基本理念」という。)のっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。	4 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念ののっとり、施策効果(当該施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が消費者の消費生活、社会経済及び行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。第六条第二項第四号において同じ。)の把握及びこれを基礎とする評価を行った上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 5 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念ののっとり、独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)、第十条第三項に規定する消費生活センター、都道府県警察、消防機関(消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条各号に掲げる機関をいう。)、保健所、病院、消費者団体その他の関係者の間の緊密な連携を図られるよう配慮しなければならない。	営む上で自らが自主的かつ合理的に行動することが重要であることにかんがみ、事業者が供給し、及び提供する商品及び製品並びに役務の品質又は性能、事業者と締結すべき契約の内容その他の消費生活にかかわる事項に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するよう努めなければならない。 第二章 基本方針 (基本方針の策定) 第六条 内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 消費者安全の確保の意義に関する事項 二 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項 三 他の法律(これに基づく命令を含む。以下同じ。)の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項 四 消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項 五 前各号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に関する重要事項 3 基本方針は、消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。 4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとする	ときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、及び消費者政策委員会の意見を聴かなければならない。 5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。 (都道府県知事による提案) 第七条 都道府県知事は、消費者安全の確保に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項各号に掲げる事務の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針の変更についての提案(以下この条において「変更提案」という。)をすることができ、この場合においては、当該変更提案に係る基本方針の変更の案を添えなければならない。 2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者政策委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更(変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。)をする必要があると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならない。 3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者政策委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。
3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念ののっとり、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。	6 国及び地方公共団体は、啓発活動、広報活動その他の活動を通じて、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。 (事業者等の努力) 第五条 事業者及びその団体は、消費者安全の確保に自ら努めるとともに、国及び地方公共団体を実施する消費者安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。 2 消費者は、安心して安全で豊かな消費生活を		

第三章 消費生活相談等

第一節 消費生活相談等の事務の実施
(都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施)

第八条 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に關し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助を行うこと。

二 消費者安全の確保に關し、主として次に掲げる事務を行うこと。

イ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに應ずること。

ロ 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんのうち、その実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。

ハ 消費者事故等の状況及び動向を把握するために必要な調査又は分析であつて、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。

三 市町村との間で消費者事故等の発生に關する情報を交換すること。

四 前三号に掲げる事務に附帶する事務を行うこと。

一 消費者安全の確保に關し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に應ずること。

二 消費者安全の確保に關し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんを行うこと。

三 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。

四 都道府県との間で消費者事故等の発生に關する情報を交換すること。

五 前各号に掲げる事務に附帶する事務を行うこと。

(国及び国民生活センターの援助)

第九条 国及び国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、前条第一項各号及び第二項各号に掲げる事務の実施に關し、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

第二節 消費生活センターの設置等

(消費生活センターの設置)

第十条 都道府県は、第八条第一項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該當する施設又は機関を設置しなければならない。

一 第八条第一項第二号イの相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号イ及びロに掲げる事務に従事させるものであること。

二 第八条第一項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。

三 その他第八条第一項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村は、必要に應じ、第八条第二項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該當

する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。

一 第八条第二項第一号の相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号及び同項第二号に掲げる事務に従事させるものであること。

二 第八条第二項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。

三 その他第八条第二項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は前項の施設又は機関(以下「消費生活センター」という。)を設置したときは、遅滞なく、その名称及び住所その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

(消費生活センターの事務に従事する人材の確保等)

第十一条 都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターに配置された相談員(前条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の適切な処遇、研修の実施、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、相談員その他の消費生活センターの事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

第四章 消費者事故等に関する情報の集約等

(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村

長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等、重大事故等を除くが、発生した旨の情報を得た場合であつて、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該當するときは、適用しない。

一 次のイからニまでに掲げる者であつて、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの

イ 行政機関の長 内閣総理大臣

ロ 都道府県知事 行政機関の長

ハ 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事

二 国民生活センターの長 行政機関の長 二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者(前号に該当する者を除く。) 三 前二号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者(前二号に該当する者を除く。) 4 第一項又は第二項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)を利用して同一の情報を閲覧することができるときは、当該通知をしたものとみなす。 (消費者事故等に関する情報の集約及び分析等) 第十三条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ正確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。 2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者政策委員会に報告するものとする。 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により取りまとめた結果の概要を公表しなければならない。 (関係行政機関の協力等) 第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他の協力を求めることができる。 2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関し必要な報告を求めることができる。 第五章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置 (消費者への注意喚起) 第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。 2 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をし	た場合においては、独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第百二十三号)第四十四条第一項の規定によるほか、国民生活センターに対し、前項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に関し必要な措置をとることを求めることができる。 3 独立行政法人国民生活センター法第四十四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。 (他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求) 第十六条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。 2 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。 (事業者に対する勧告及び命令) 第十七条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合(当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生(以下「重大消費者被害の発生又は拡大」という。))の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。)又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 3 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の命令の必要がなくなったと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。 4 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしようとするとき又は前項の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、あらかじめ、消費者政策委員会の意見を聴かなければならない。 5 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令を	平成二十一年四月十七日 衆議院会議録第二十四号 消費者安全法案及び同報告書
---	---	--

官 報 (号 外)

したとき又は第三項の規定による命令の変更若しくは取消しをしたときは、その旨を公表しなければならぬ。

(譲渡等の禁止又は制限)

第十八条 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合(重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、六月以内の期間を定めて、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。)を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限することができる。

2 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の禁止又は制限の必要がなくなったと認めるときは、同項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による禁止若しくは制限をしようとするとき又は前項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除をしようとするときは、あらかじめ、消費者政策委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による禁止若しくは制限又は第

二項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除は、内閣府令で定めるところにより、官報に告示して行ふ。

(回収等の命令)

第十九条 内閣総理大臣は、事業者が前条第一項の規定による禁止又は制限に違反した場合においては、当該事業者に対し、禁止又は制限に違反して譲渡し、又は引き渡した商品又は製品の回収を図ることその他当該商品等による重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(消費者政策委員会の意見)

第二十条 消費者政策委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な意見を述べることができる。

(都道府県知事による要請)

第二十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に関し必要な措置の実施を要請することができる。この場合においては、当該要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請(以下この条において「措置要請」という。)を受けた場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に同項の書面を回付しなければならない。

3 前項の規定による回付を受けた大臣は、内閣

総理大臣に対し、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施することとするときはその旨を、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施する必要があると認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を、遅滞なく、当該措置要請をした都道府県知事に通知しなければならない。

(報告、立入調査等)

第二十二条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2 前項の規定により立入調査、質問又は集取する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(権限の委任)

第二十三条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による権限その他この法律の規定による権限

(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2 前項の規定により消費者庁長官に委任された前条第一項の規定による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行ふことができる。

(事務の区分)

第二十四条 前条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(内閣府令への委任)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

第二十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十八条第一項の規定による禁止又は制限に違反した者

二 第十九条の規定による命令に違反した者

第二十八条 第十七条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

消費者安全法(平成二十年法律第 号)

第二十三条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

理 由

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 第二十七条及び第二十八条 一億円以下の罰金刑
二 前条 同条の罰金刑
附 則
(施行期日)

1 この法律は、消費者庁設置法(平成二十年法律第 号)の施行の日から施行する。
(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(地方自治法の一部改正)
3 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

消費者安全法案(内閣提出、第百七十回国会閣法第三号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置等を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 基本方針

内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針を定めなければならないものとする。

2 都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置
都道府県及び市町村は、消費生活相談、苦情処理のあつせんを行うとともに、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供等の事務を行うものとする。また、当該事務を行うための消費生活センターの設置については、都道府県に対して義務付け、市町村に対しては努力義務とする。

3 消費者事故等に関する情報の集約等
行政機関、都道府県、市町村及び独立行政法人国民生活センターは、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に通知しなければならないものとし、被害拡大等のおそれがある消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合も通知するものとする。また、内閣総理大臣は、この通知により得た情報等を集約・分析し、取りまとめた結果の概要を公表するものとする。

4 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置
(一) 内閣総理大臣は、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

(二) 内閣総理大臣は、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置の速やかな実施を、関係各大臣に対し、求めることができるものとする。

(三) 内閣総理大臣は、重大事故等が発生した場合(二)に係る措置がある場合を除く。)、事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができるとし、事業者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合は、当該措置をとるべきことを命ずることができるとすること。また、急迫した危険がある場合(二)に係る措置がある場合を除く。)、六月以内の期間を定めて、商品等の譲渡等を禁止又は制限することができるものとし、事業者が当該禁止又は制限に違反した場合においては、商品又は製品の回収等を命ずることができるものとする。

5 所要の罰則を設けるものとする。
6 この法律は、消費者庁設置法の施行の日から施行するものとする。
二 議案の修正議決理由
本法案は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置等を講ずるものであるが、国及び地方

公共団体の責務に関し、「消費生活に関する教育活動」を加えること、内閣総理大臣が消費者事故等に関する情報を集約及び分析した場合における公表の対象を、「結果の概要」から「結果」とし、併せて、その結果を国会に対して報告する旨の規定を置くこと、内閣総理大臣による関係者に対する資料の提供等の求めは、法律によつて認められた要求権限であることを、その見出し及び本文において明らかにすること、消費者委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の防止に関して、必要な勧告をすることともに、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる旨を規定すること等の修正を行う必要があるものと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 右報告する。 平成二十一年四月十六日 消費者問題に関する特別委員長 船田 元 衆議院議長 河野 洋平殿 〔別紙〕 (小字及び―は修正) 第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念(以下この条において「基本理念」という。)のつとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 2 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に	関する施策の推進に当たっては、基本理念のつとり、消費生活について専門的な知識及び経験を有する者の能力を活用するよう努めなければならない。 3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念のつとり、○消費者事故等に関する情報の開示、必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。 4 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念のつとり、施策効果(当該施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が消費者の消費生活、社会経済及び行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。第六条第二項第四号において同じ。)の把握及びこれを基礎とする評価を行った上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 5 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念のつとり、独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)、第十条第三項に規定する消費生活センター、都道府県警察、消防機関(消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条各号に掲げる機関をいう。)、保健所、病院、消費者団体その他の関係者の間の緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。	6 国及び地方公共団体は、啓発活動、広報活動○消費生活に関する教育活動、その他の活動を通じて、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。 第二章 基本方針 (基本方針の策定) 第六条 内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 消費者安全の確保の意義に関する事項 二 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項 三 他の法律(これに基づく命令を含む。以下同じ。)の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項 四 消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項 五 前各号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に関する重要事項 3 基本方針は、消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。 4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずると	ともに、関係行政機関の長に協議し、及び消費者政策委員会の意見を聴かなければならない。 5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。 (都道府県知事による提案) 第七条 都道府県知事は、消費者安全の確保に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項各号に掲げる事務の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針の変更についての提案(以下この条において「変更提案」という。)をすることができ、この場合においては、当該変更提案に係る基本方針の変更の案を添えなければならない。 2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者政策委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更(変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。)をする必要があると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならない。 3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者政策委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。 (消費者事故等に関する情報の集約及び分析等) 第十三条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二
---	--	---	---

項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ正確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者政策委員会に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により取りまとめた結果の概要を公表しなければならない。

4 内閣総理大臣は、国会に対し、第一項の規定により取りまとめた結果を報告しなければならない。

(関係行政機関の協力等)

第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者に對し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他の協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に對し、消費者事故等に関し必要な報告を求めることができる。

(事業者に対する勧告及び命令)

第十七条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合(当該重大事故等による被害の拡大又は

当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生(以下「重大消費者被害の発生又は拡大」という。))の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となつた部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。))又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に對し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に對し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至つたことその他の事由により前項の命令の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしようとするとき又は前項の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、あらかじめ、消費者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしたとき又は第三項の規定による命令の変更若しくは取消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

(譲渡等の禁止又は制限)

第十八条 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合(重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。))において、重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、六月以内の期間を定めて、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となつた部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。))を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限することができる。

2 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至つたことその他の事由により前項の禁止又は制限の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による禁止若しくは制限をしようとするとき又は前項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の

解除をしようとするときは、あらかじめ、消費者政策委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による禁止若しくは制限又は第二項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除は、内閣府令で定めるところにより、官報に告示して行う。

(消費者政策委員会の意見)

第二十条 消費者政策委員会は、○消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、消費者被害の発生又は拡大の防止に關し必要な意見を述べるることができる。

2 消費者政策委員会は、前項の規定により勧告をしたときは、内閣総理大臣に對し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、消費者庁○設置法(平成二十年法律第 号)の施行の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後二年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に對する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

2 3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、○前項に定める事項のほか、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

3 4 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

消費者安全法(平成二十〇年法律第 号)

第二十三条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

〔別紙〕

消費者安全法案に対する附帯決議

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 消費者庁がその任務を遂行するに当たっては、消費者基本法第二条に定める消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり行うことが明記された趣旨にかんがみ、消費者の権利尊重に万全を期すること。

二 消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。

三 消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、適宜適切に協力して職務に当たること。

四 消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢・性別等の構成について十分配慮すること。

五 初代の消費者委員会の委員の三人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるように人選を行うように努めるものとする。

六 消費者委員会からの関係行政機関の長への報告徴求、資料の提出要求等に対しては、各行政機関は速やかに対応すること。

また、関係行政機関の長は、その有する民間事業者に係る情報に関しても、個人情報や企業秘密、適正手続の確保に配慮しつつ、消費者委員会からの求めに対し、積極的に対応すること。

七 内閣総理大臣、関係行政機関の長等は、消費者委員会からの建議又は勧告に対して、迅速かつ誠実に対応すること。

八 消費者委員会の独立性を担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、同委員会の補佐に万全を図ること。

九 消費者被害に関する幅広い情報が確実に消費者庁に収集されるよう、関係省庁や地方自治体との連携を密にする等、体制を整備すること。

十 消費者庁に収集された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースの活用など事故調査のための仕組みを整備すること。

十一 消費生活に関わる事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者

庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。

十二 消費者教育の推進に関しては、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、全国におけるなお一層の推進体制の強化をはかること。

十三 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報の集約及び分析の結果の公表に関しては、適時適切に、国会に対し報告しなければならないものとする。

十四 消費者行政に係る体制整備に当たっては、関係機関、特に独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターを始めとした商品検査機能を有する各機関の機能強化を図るとともに、消費者庁及び消費者委員会との連携強化のため必要な措置を講ずるものとする。

十五 各地の消費生活センターの相談員の聴取能力及び法律知識の水準向上を図るため、独立行政法人国民生活センターを中心とする教育・研修の充実を図ること。

十六 地方公共団体における消費者行政の推進に関しては、今回の法改正の趣旨を周知徹底し、全国あまねく消費生活相談を受けることができ、消費者の安全・安心を確保する体制が確立するよう、万全を期すること。

十七 相談員の待遇改善に関しては、今般拡充された地方交付税措置を活用しつつ、地方消費者行政活性化基金の運用に際しては、支援対象を集中育成・強化期間において増大する業務に係る人件費等に拡充するとともに、交付要綱等において処遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を厚くすることを定めることにより、相談員の時給の引上げ、業務日数の増加による実質的常勤化、超過勤務並びに社会保険及び労働保険に関し法令に基づく適切な対応等を含め、地方公共団体における処遇改善の取組を促進すること。

十八 消費生活センターについて、指定管理者制度や委託等を採用している地方公共団体においても、その受託機関における相談員の処遇については、各種誘導措置が講じられることにより、地方公共団体が自ら行う場合における相談員等と同様に処遇の改善が図られるよう万全を期するよう要請すること。

十九 今後三年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、その工程表も含め消費者委員会で検討を行うこと。

二十 消費者政策担当大臣が掌理する事務として、内閣府設置法第四条第一項に、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項が明記された趣旨を

十分尊重し、消費者政策担当大臣は、内閣府設置法第十二条の勧告権の適切な行使も含め、関係行政機関の総合調整に万全を期すること。また、内閣総理大臣は、消費者政策担当大臣の権限行使が十分に果たされるよう行政各部を指揮監督すること。

二十一 消費者安全法第二十條の趣旨にのっとり、内閣総理大臣は、消費者委員会からの勧告に対し、消費者の利益を増進するため、内閣一体となった取組が行われるよう、誠意をもって対応すること。

二十二 消費者被害の情報収集啓発を行う消費者団体に対し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の環境整備を図ること。

二十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会の意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

消防法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

消防法の一部を改正する法律

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「因る被害を軽減し」を「よる被害を軽減する」

減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い」に改める。

第二条第九項中「医療機関をいう」の下に「第七章の二において同じ」を加える。

第三十五条の五を次のように改める。

第三十五条の五 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者(第二条第九項に規定する傷病者をいう。以下この章において同じ。)の搬送(以下この章において「傷病者の搬送」という。)及び医療機関による当該傷病者の受入れ(以下この章において「傷病者の受入れ」という。)の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準(以下この章において「実施基準」という。)を定めなければならない。

実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 傷病者の心身等の状況(以下この項において「傷病者の状況」という。)に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準

二 前号に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称

三 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準

四 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医

療機関を選定するための基準

五 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準

六 前二号に掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

七 前各号に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項

実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画との調和が保たれるように定めなければならない。

都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、第三十五条の八第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。

都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

前三項の規定は、実施基準の変更について準用する。

第三十五条の十を第三十五条の十三とし、第七章の二中第三十五条の九を第三十五条の十二とする。

第三十五条の八第一項中「において、」の下に「同条中」を加え、同条第二項中「第三十五条の六第二項を」第三十五条の九第二項に改め、同条を第三十五条の十一とする。

第三十五条の七第一項中「第二条第九項に規定する」を削り、同条を第三十五条の十とする。

第三十五条の六第一項中「行なつて」を「行つて」に、「きいて」を「聴いて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なつて」を「行つて」に、「行なわれて」を「行われて」に、「きいて」を「聴いて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第三十五条の九とする。

第三十五条の五の次に次の三条を加える。

第三十五条の六 総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第三十五条の七 消防機関は、傷病者の搬送に当たつては、実施基準を遵守しなければならない。

医療機関は、傷病者の受入れに当たつては、実施基準を尊重するよう努めるものとする。

第三十五条の八 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織するものとする。

協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 消防機関の職員

二 医療機関の管理者又はその指定する医師
三 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
四 都道府県の職員

五 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者

協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べることができる。

第三十六条の三第一項中「第三十五条の七第一項」を「第三十五条の十第一項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(消防組織法の一部改正)

第二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「軽減する」の下に「ほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行う」を加える。

第二十九条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する事項

理由

傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関

する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準(以下「実施基準」という。)を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会の設置等を行うものとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都道府県は実施基準を定め、その内容を公表しなければならないものとする。

2 消防機関は傷病者の搬送に当たっては実施基準を遵守しなければならないものとし、医療機関は傷病者の受入れに当たっては実施基準を尊重するよう努めるものとする。

3 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に係る連絡調整を行うため、消防機関、医療機関等で構成される協議会を組織するものとする。

4 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、都道府県が傷病者の搬送及び受

入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会の設置等を行うものとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十一年四月十七日

総務委員長 赤松 正雄

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、大都市圏を中心に救急搬送が広域に行われている現状にかんがみ、都道府県が策定する実施基準が都道府県の区域を越えた広域的な連携に十分配慮した実効的なものとなるよう、必要に応じ、情報の提供、助言その他の援助を通じて、都道府県間の調整を図ること。

二、受入医療機関選定困難事案や救急搬送長時間化事案が発生する根本には、救急医療に携わる医師等の不足と財政措置の不十分さという問題があることを銘記し、早急に、その改善に取り組むこと。

三、救急搬送体制が必ずしも救急出場件数の増加に対応したものとなっていないことを踏まえ、救急業務に係る財政措置の充実に努めること。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十一年一月三十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「別に法律で定める月(次条第二項、附則第十四条第二項第一号及び第十六条第二項において「特定月」という。)の前月」を「平成二十一年三月」に改める。

附則第十条第一項各号列記以外の部分中「特定月」を「別に法律で定める月(以下「特定月」という。))」に、「特定月以後」を「平成二十一年四月以後」に改め、同項第二号及び第三号中「特定月」を「平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び特定月」に改め、同項第四号中「前月以前の期間」の下に「平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。」を加え、「及び」を「並びに平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び」に改め、同項第五号中「前月以前の期間」の下に「平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。」を加え、同項第六号及び第七号中「特定

定年度の前年度まで(平成二十二年度以前の年度を除く。)の各年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、当該各年度について附則第十四条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国庫の負担とするよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、特定月の前月までの期間(平成二十三年三月以前の期間を除く。)に係る保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算においては、当該期間に係る保険料免除期間の月数について、平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間に係る保険料免除期間の月数の算定と同様に取り扱われるよう、臨時の法制上の措置を講ずるものとする。

附則第三十二条の次に次の二条を加える。
(平成二十一年度及び平成二十二年度の厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置の特例)

第三十二条の二 国庫は、平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額のほか、第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額と前条第六項の規定

により読み替えられた第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額については、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律第三条第一項の規定により財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担割合の引上げのための措置)

第三十二条の三 特定年度の前年度が平成二十三年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで(平成二十二年度以前の年度を除く。)の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国庫の負担とするよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

附則第五十六条第二項中「から特定年度の前年度まで」を「及び平成二十一年度」に改め、同条に次の二項を加える。

3 平成二十一年度から特定年度の前年度までの各年度における特別会計に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百十三条第一項	附則第十四条第一項	附則第十三条第七項及び第十四条第一項
第百十三条第二項	厚生年金保険法	平成十六年国民年金等改正法附則第三十二条第六項において読み替えて適用する厚生年金保険法
第百十四条第一項第一号	附則第三十四条第二項	附則第三十四条第二項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第七項及び第十四条第一項
第百十四条第一項第三号	において	及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第七項において
第百二十条第二項第一号	附則第十四条第一項	附則第十三条第七項及び第十四条第一項
第百二十条第二項第二号	における	における平成十六年国民年金等改正法附則第三十二条第六項において読み替えて適用する

4 平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度における特別会計に関する法律の規定の適用については、前項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百十三条第一項	並びに昭和六十年国民年金等改正法	、昭和六十年国民年金等改正法
	を除外。	を除外。並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条の二前段
第百十三条第二項	第八十条第一項	第八十条第一項及び平成十六年国民年金等改正法附則第三十二条の二前段
及び		並びに

第百十四条第一項(各号列記以外の部分に限る。)	合計額
第百二十条第二項第一号	並びに昭和六十年国民年金等改正法を(除く。)
第百二十条第二項第二号	及び昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九条等改正法附則第三十二条の二前段

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項中「をいう」の下に。附則第八条の三において同じ」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(平成二十一年度及び平成二十二年度の基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例)

第八条の二 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院(機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てられるため、当該各年

度について、前条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号 法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)に定める額のほか、政令で定めるところにより、法第九十九条第三項第二号に定める額と前条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号に定める額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額のうち国の負担に係るものについては、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律(平成二十一年法律第 号)第三条第一項の規定により財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。

(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)

第八条の三 特定年度の前年度が平成二十三年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで(平成二十二年以前年度の各年度を除く。)の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てられるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の負担とするよう、国の負担に係るものについては臨時の法制上及び財政上の措置を講じ、これらの独立行政法人の負担に係るものについては臨時の法制上の措置を講ずるものとする。

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第六項中「をいう」の下に。附則第二条の三において同じ」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(平成二十一年度及び平成二十二年度の基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置の特例)

第二条の二 国は、平成二十一年度及び平成二

十二年度の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てられるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項に規定する金額と前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額との差額に相当する金額を補助する。この場合において、当該金額については、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律(平成二十一年法律第 号)第三条第一項の規定により財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。

(基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措置)

第二条の三 国は、特定年度の前年度が平成二十三年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで(平成二十二年以前年度の各年度を除く。)の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てられるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を補助するよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項中「をいう」の下に、附則第八条の三において同じを加え、同条の次の二条を加える。

(平成二十一年度及び平成二十二年度の基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例)

第八条の二 地方公共団体は、平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号に定める額のほか、第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号に定める額と前条第六項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号に定める額との差額に相当する額を負担する。

(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)

第八条の三 特定年度の前年度が平成二十三年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで(平成二十二年以前)の年度を除く。の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てため、当該各年

度について前条の規定の例により算定して得た差額に相当する額を地方公共団体の負担とするよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日の日ずれが遅い日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、国民年金法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定を踏まえつつ、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策について機能強化及び効率化を図ることの重要性にかんがみ、その一環として、公的年金制度について、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項に関する検討を進め、当該事項がそれぞれ制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にその具体化を図るものとする。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第九十四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十三条の改正規定の次に次のように加える。

附則第三十二条の二及び第三十二条の三中国民年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第九十八条の次に次の一条を加える。
(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十八条の二 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項及び第八条の二中「第九十九条第三項第二号」を「第九十九条第四項第二号」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に改める。

附則第一百一条の次に次の一条を加える。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百一条の二 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項及び第八条の二中「第一百十三条第三項第二号」を「第一百十三条第四項第二号」に改める。

理 由

基礎年金に係る国庫負担割合について、平成二十一年度及び平成二十二年において財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計への特例的な繰入金を活用した財源の確保により二分の一

とするともに、所得税法等の一部を改正する法律の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定した財源の確保を図った上で二分の一への引上げを恒久化する等のため、国民年金法等の一部を改正する法律その他の関係法律について所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十六年に成立した国民年金法等の一部を改正する法律において、基礎年金の国庫負担割合を平成二十一年度までに二分の一に引き上げることとされたことに基づき、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国庫は、平成二十一年度及び平成二十二年について、現行の基礎年金の国庫負担割合に基づく負担額のほか、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入金を活用し、当該額と国庫負担割合二分の一に基づく負担額との差額を負担すること。

2 老齢基礎年金の額の計算に関しては、平成二十一年度及び平成二十二年の保険料全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の二分の一と算定する等の措置を講ずること。

3 基礎年金の国庫負担割合二分の一を恒久化する年度については、税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保を図った上で、別

の法律で定めること。

4 政府は、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項に関する検討を進め、当該事項がそれぞれ制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にその具体化を図るものとする。

5 施行期日

この法律は、一部を除き、平成二十一年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

平成十六年に成立した国民年金法等の一部を改正する法律において、基礎年金の国庫負担割合を平成二十一年度までに二分の一に引き上げることとされたことに基づき、所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認めるが、施行期日について修正を行うことの必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成二十一年度において、約二兆三千億円である。

平成二十一年四月十七日

厚生労働委員長 田村 憲久

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日平成二十一年四月一日から

施行する。ただし、附則第三条の規定は、この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日の日ずれか遅い日から施行する。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十一年四月十七日

提出者

厚生労働委員長 田村 憲久

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(厚生年金保険法の一部改正)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項中「つき年十四・六パーセントの割合で」を削り、「保険料完納」を「保険料完納に」、「日数によつて」を「期間の日数に」応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて「に」、「但し、左の各号の一」を「ただし、次の各号のいずれか」に改め、同条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項中「年十四・六

パーセント(当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)とあるのは、「年十四・六パーセント」とする。

第四百四十一条第一項中「徴収金」との下に「同項中「第四十条の二、第八十五条の二及び第八十五条の三」とあるのは「第三十六条において準用する第四十条の二」とを加える。

第六百六十四条第二項中「連合会」を「連合会」と、同条第六項中「第四十条の二、第八十五条の二及び第八十五条の三」とあるのは「第六百六十四条第一項において準用する第四十条の二及び第六百六十一条第一項」に改める。

附則第十七条の十三の次に次の一条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第十七条の十四 第八十七条第一項(第四百四十一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、第八十七条第一項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。

以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があると

きは、これを切り捨てる。)とする。

(国民年金法の一部改正)

第二条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項中「つき年十四・六パーセントの割合で」を削り、「日数によつて」を「期間の日数に」応じ、年十四・六パーセント(当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて「に改める。

第三百三十四条の二第一項中「第八十八条」の下に「及び第九十七条第一項」を加える。

第三百三十七条の二十一第二項中「準用する前条第一項」との下に「年十四・六パーセント(当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)とあるのは「年十四・六パーセント」とを加える。

附則第九条の二の四の次に次の一条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第九条の二の五 第九十七条第一項(第三百三十四条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、第九十七条第一項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号

の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附則第九条の三第四項中「前条を」第九條の二の四に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条の九第四項中「つき年十四・六パーセントの割合で」を削り、「日数によつて」を「期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納付期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「前三項を」前四項に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項を」第四項に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特

割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四百四十四条の十三第三項中「つき年十四・六パーセントの割合で」を削り、「日数によつて」を「期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納付期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて」に改める。

附則第三十四条の次に次の一項を加える。

（延滞金の割合の特例）

第三十四条の二 第四百四十四条の十三第三項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特

例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第五条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「つき年十四・六パーセントの割合で」を削り、「日数によつて」を「期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて」に改める。

附則第三十五項を附則第三十六項とし、附則第三十四項の次に次の一項を加える。

（延滞金の割合の特例）

35 第三十条第三項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（石炭鉱業年金基金法の一部改正）

第六条 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律

第三百三十五号の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「及び第八十九條を」第八十九條及び附則第十七條の十四に改め、「第八十六條第二項」との下に「同法附則第十七條の十四中「第八十七條第一項（第四百四十一條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）とあるのは、第二十二條において準用する厚生年金保険法第八十七條第一項」と、「第八十七條第一項」とあるのは「同項の」とを加える。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第七條 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第五十七條第四項中「及び第八十九條を」第八十九條及び附則第十七條の十四に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「存続組合」との下に「同法附則第十七條の十四中「第八十七條第一項（第四百四十一條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第五十七條第四項において準用する第八十七條第一項」と、「第八十七條第一項」とあるのは「同項の」とを加える。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第八条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「つき年十四・六パーセントの割合で」を削り、「日数によつて」を「期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納付期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて」に改める。

附則第三条の次に次の一条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第三条の二 第五十六条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(健康保険法の一部改正)

第九条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第百八十一条第一項中「つき年十四・六パー

セントの割合で」を削り、「徴収金完納」を「徴収金完納」に、「日数によつて」を「期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて」に改める。

附則第十条を附則第十一条とし、附則第九条を附則第十条とし、附則第八条の次に次の一条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第九条 第百八十一条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(船員保険法の一部改正)

第十条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第百三十三条第一項中「つき年十四・六パーセントの割合で」を削り、「徴収金完納」を「徴収金完納」に、「日数によつて」を「期間の日数に

応じ、年十四・六パーセント(当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて」に改める。

附則第十条を附則第十一条とし、附則第九条の次に次の一条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第十条 第百三十三条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第十一条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「つき年十四・六パーセントの割合で」を削り、「日数により」を「期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から二月を経過する日までの期間につ

いては、年七・三パーセント)の割合を乗じて」に改める。

附則に次の一条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第十二条 第二十七条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十二条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「並びに第四十一条から第四十三条まで」を、「第四十一条から第四十三条まで並びに附則第十二条に改め、同項の表に次のように加える。

附則第十二条	第二十七条第一項
	整備法第十九条第三項において準用する第二十七条第一項

(石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正)
第十三条 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「及び第四十五条の二を」、「第四十五条の二及び附則第十二条」に改め、同項の表に次のように加える。

附則第十二条	第二十七条第一項
	石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用する第二十七条第一項

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日の日ずれか遅い日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項(第四百十一条第一項において準用する場合を含む。)及び附則第十七条の十四(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。))第二条第八項、第五条第八項若しくは第八条第八項又は児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二條第一項の規定に基づきこれらの規定の

例によることとされる場合を含む。)、国民年金法第九十七条第一項(第百三十四条の二第一項において準用する場合を含む。)及び附則第九条の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第百四十四条の十三第三項及び附則第三十四条の二、私立学校教職員共済法第三十条第三項及び附則第三十五項、石炭鉱業年金基金法第十二条第一項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(以下「平成十三年統合法」という。))附則第五十七條第四項において準用する厚生年金保険法第八十七條第一項及び附則第十七條の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六條第一項及び附則第三條の二、健康保険法第百八十一條第一項及び附則第

九条、船員保険法第百三十三條第一項及び附則第十条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。))第二十七條第一項及び附則第十二條、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。))第十九條第三項において準用する徴収法第二十七條第一項及び附則第十二條並びに石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。))第三十八條第一項において準用する徴収法第二十七條第一項及び附則第十二條の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び厚生年金基金の掛金(厚生年金保険法第百四十條第一項の規定による徴収金を含む。)、厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料、厚生年金特例法第四条第一項に規定する未納掛金に相当する額及び厚生年金特例法第八條第二項に規定する特例掛金、児童手当法第二十條第一項の拠出金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十條の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金、地方公務員等共済組合法第百四十四條の三第一項に規定する団体が納付すべき掛金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定による掛金、石炭鉱業年金基金の掛金、平成十三年統合法附則第五十七條第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徴収法第十條第二項に

規定する労働保険料、整備法第十九條第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七條第一項に規定する一般拠出金(以下「保険料等」という。))に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

(児童扶養手当法の一部改正)

第三条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第九十七條第一項中「年十四・六パーセント(当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)」とあるのは、「年十四・六パーセント」と読み替えるものとする。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第四条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第百二十二條第六項中「並びに第百七十九條」を「第百七十九條並びに附則第十七條の十四」に改める。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正)

第五条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項に後段として次のように加える。

第六条 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第三項中「健康保險法附則第十條」を「健康保險法附則第十一條」に、「船員保險法附則第十條」を「船員保險法附則第十一條」に改める。

第七條 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十四条の二を削る。

附則第三十項」を加える。

第八條 この法律及び日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、社会保険の保険料等の納付が困難となつてゐる事業主等の経済的負担の軽減に資するため、社会保険の保険料等に係る延滞金の割合を納期限又は納付期限から一定期間軽減する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
 本案施行による減収見込額は、年金特別会計業務勘定及び労働保険特別会計徴収勘定において、合計で平年度約四十億円である。

右の議案を提出する。

提出者

厚生労働委員長 田村 憲久

(趣旨)

第一条 この法律は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業における被保険者等に關する年金記録の管理の不備に起因した様々な問題の重大性及びこれらの問題に緊急に対処する必要性にかんがみ、かつ、公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するため、年金記録の訂正がなされた上で厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による保険給付（以下に相当する給付を含む。以下同じ。）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による給付（これに相当する給付を含む。以下同じ。）（以下この条において「年金給付等」という。）を受ける權利に係る裁定（裁定の訂正を含む。以下同じ。）が行われた場合において適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払うこととされた日より大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額となるようにするための加算金の支給に關し必要な事項を定めるものとする。

(保険給付遅延特別加算金の支給)

第二条 社会保険庁長官は、厚生年金保険法による保険給付を受ける権利を有する者又は当該権利を有していた者（同法第三十七条の規定により未支給の保険給付の支給を請求する権利を有する者を含む。）について、同法第二十八条の規定により記録した事項の訂正がなされた上でこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後

に当該保険給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第一百一号。以下「時効特例法」という。）第一条（時効特例法附則第二条において準用する場合を含む。）の規定により支払うものとされる保険給付）又はこれに相当する保険給付として政令で定めるものに限る。以下同じ。）の全額を基礎として、当該保険給付を受ける権利を取得した日に当該訂正がなされた後の厚生年金保険法第二十八条の規定により記録した事項に従った裁定が行われたならば支払われることとされた日から当該保険給付を支払うこととする日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額（以下「保険給付遅延特別加算金」という。）を、当該保険給付を支払うこととされる者に対し支給する。

(給付遅延特別加算金の支給)

第三条 社会保険庁長官は、国民年金法による給付を受ける権利を有する者又は当該権利を有していた者（同法第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求する権利を有する者を含む。）について、同法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で施行日以後に当該給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合において、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとする給付（時効特例法第二条（時効特例法附

則第二条において準用する場合を含む。）の規定により支払うものとされる給付又はこれに相当する給付として政令で定めるものに限る。以下同じ。）の全額を基礎として、当該給付を受ける権利を取得した日に当該訂正がなされた後の同法第十四条の規定により記録した事項に従った裁定が行われたならば支払われることとされた日から当該給付を支払うこととする日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額（以下「給付遅延特別加算金」という。）を、当該給付を支払うこととされる者に對し支給する。 （受給権の保護等） 第四条 保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。 2 前項の規定にかかわらず、保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、それぞれ当該保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の計算の基礎となる厚生年金保険法による保険給付又は国民年金法による給付の受給権とみなして、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十二号の規定を適用する。 （公課の禁止） 第五条 租税その他の公課は、保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。 （不正利得の徴収） 第六条 偽りその他の不正の手段により保険給付遅	延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を受けた者があるときは、社会保険庁長官は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金のうち、保険給付遅延特別加算金に係るものは厚生年金保険法の規定の例により、給付遅延特別加算金に係るものは国民年金法の規定の例により徴収する。 （費用） 第七条 保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金（以下この条において「加算金」という。）の支給に要する費用は、それぞれ厚生年金保険事業に要する費用及び国民年金事業に要する費用に含まれるものとする。この場合において、加算金をそれぞれ当該加算金の計算の基礎となる厚生年金保険法による保険給付及び国民年金法による給付とみなして、厚生年金保険法及び国民年金法の国庫の負担に関する規定並びに同法第九十四条の二第一項に規定する基礎年金拠出金に関する規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）を適用する。 2 加算金の支給の事務の執行に要する費用は、それぞれ厚生年金保険法による厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用及び国民年金法による国民年金事業の事務の執行に要する費用とみなして、厚生年金保険法第八十条第二項及び国民年金法第八十五条第二項の規定を適用する。 （不服申立て） 第八条 保険給付遅延特別加算金（厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時	金に係るものを除く。）の支給若しくは給付遅延特別加算金（国民年金法附則第九条の三の二第二項の規定による脱退一時金に係るものを除く。以下この項において同じ。）の支給に関する処分又は第六条第一項の規定による徴収金（給付遅延特別加算金に係るものに限る。）の賦課若しくは徴収の処分若しくは同条第二項の規定によりその例によるものとされる国民年金法第九十六条の規定による処分（給付遅延特別加算金に係るものに限る。）に係るものに限る。）に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができ 2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができ 第九条 厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金に係る保険給付遅延特別加算金の支給若しくは国民年金法附則第九条の三の二第一項の規定による脱退一時金に係る給付遅延特別加算金の支給に関する処分又は第六条第一項の規定による徴収金（前条第一項に規定する給付遅延特別加算金に係るものを除く。）の賦課若しくは徴収の処分若しくは第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条の規定による処分若しくは国民年金法第九十六条の規定による処分（前条第一項に規定する給付遅延特別加算金に係るものを除く。）に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができ	（行政不服審査法の適用関係） 第十条 前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。 （不服申立てと訴訟との関係） 第十一条 第八条第一項又は第九条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。 （時効） 第十二条 第六条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて、消滅する。 2 第六条第一項の規定による徴収金の納入の告知又は同条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第一項若しくは国民年金法第九十六条第一項の規定による督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。 （命令への委任） 第十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。 附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
--	--	--	--

(保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給に関する経過措置)

第二条 第二条から第十二条までの規定は、施行日前に第二条の裁定又は第三条の裁定が行われた場合について準用する。この場合において、第二条中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、施行日前に当該保険給付を支払われた者に対する保険給付遅延特別加算金の支給は、当該者の請求により行う」と、第三条中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、施行日前に当該給付を支払われた者に対する給付遅延特別加算金の支給は、当該者の請求により行う」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 前項において読み替えて準用する第二条ただし書又は同項において読み替えて準用する第三条ただし書の場合において、同項において読み替えて準用する第二条ただし書に規定する者又は同項において読み替えて準用する第三条ただし書に規定する者(以下「既支払者」という。)(この法律の公布の日以後に当該保険給付又は当該給付を支払われた者に限る。)であつて、施行日において当該保険給付に係る厚生年金保険法による保険給付を受ける権利に基づき同法による国民年金法による給付を受ける権利に基づき同法による給付を受けているものは、施行日において、同項において読み替えて準用する第二条ただし書の請求又は同項において読み替えて準用する第三条ただし書の請求をしたものとみなす。

3 既支払者が施行日前に死亡した場合又は既支払者であつて第一項において読み替えて準用する第二条ただし書の請求若しくは同項において読み替えて準用する第三条ただし書の請求をしていないもの(前項の規定によりこれらの請求をしたものとみなされるものを除く。)が施行日以後に死亡した場合においては、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、当該保険給付に係る保険給付遅延特別加算金又は当該給付に係る給付遅延特別加算金の支給の請求を行うことができる。

4 前項の場合において、死亡した者が遺族厚生年金の受給権者である妻であつたときは、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の子であつて、その者の死亡によつて遺族厚生年金の支給の停止が解除されたものは、同項に規定する子とみなす。

5 第三項の場合において、死亡した者が遺族基礎年金の受給権者であつたときは、その者の死亡の当時当該遺族基礎年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつていた国民年金の被保険者又は被保険者であつた者の子は、同項に規定する子とみなす。

6 第三項の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

7 第三項の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

8 第一項において読み替えて準用する第二条ただし書の請求及び同項において読み替えて準用する第三条ただし書の請求並びに第三項の請求は、施行日から五年以内に行わなければならない。

第三条 既支払者が前条第一項において読み替えて準用する第二条ただし書の請求若しくは同項において読み替えて準用する第三条ただし書の請求(前条第二項の規定によりこれらの請求をしたものとみなされる場合を含む。)をした後に死亡した場合又は前条第三項の規定により保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の請求をした者が当該請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金でその支払を受けなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給の請求を行うことができる。

2 前条第四項から第八項までの規定は、前項の場合について準用する。

(年金給付の支給に係る業務に係る体制の整備)

第四条 国は、適正な年金記録に基づく年金給付の支給に係る業務が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該業務に従事する人材の確保その他必要な体制の整備を図るものとする。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第五条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「並びに」を「」に改め、「第百三十八条において準用する場合を含む。以下同じ。」の下に「並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。)

第八条(年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第三条各号列記以外の部分中「又は」を「」に改め、「第百一条」の下に「又は年金給付遅延加算金支給法第八条」を加え、同条第三号中「による給付」の下に「並びに年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金(厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。)」及び給付遅延特別加算金(国民年金法附則第九条の三の二第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。次号及び次条第一項において同じ。)」を加え、同条第四号中「徴収又は」を「徴収若しくは」に改め、

「による処分」の下に「又は年金給付遅延加算金支給法第六條第一項(年金給付遅延加算金支給法附則第二條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)(の規定による徴収金給付遅延特別加算金に係るものに限る。)(の賦課、徴収若しくは年金給付遅延加算金支給法第六條第二項(年金給付遅延加算金支給法附則第二條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)(の規定によりその例によるものとされる同法第九十六條の規定による処分)を加える。

第四條第一項中「徴収金」の下に「若しくは年金給付遅延加算金支給法第六條第一項の規定による徴収金(給付遅延特別加算金に係るものに限る。)(を加え、(但し)を「ただし」に改める。

第九條第一項中「国民年金基金」の下に「年金給付遅延加算金支給法の規定により保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の事務を行う社会保険庁長官」を加える。

第十九條中「及び」を「」に改め、「第百一條」の下に「及び年金給付遅延加算金支給法第八條」を、「第三十三條第二項」の下に「及び年金給付遅延加算金支給法第九條(年金給付遅延加算金支給法附則第二條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)(を、「審査請求」の下に「(年金給付遅延加算金支給法第九條の規定による厚生年金保険法附則第二十九條第一項の規定による脱退一時金に係る保険給付遅延特別加算金に係るもの及び国民年金法附則第九條の三の二第一項の規定による脱退一時金に係る給付遅延特別加算金に係るものを除く。第三十二條第二項において同じ。)(を加える。

第三十二條第一項中「又は」を「」に改め、「第百一條第一項」の下に「又は年金給付遅延加算金支給法第八條第一項を加え、同條第二項中「又は」を「」に改め、「第三十三條第二項」の下に「又は年金給付遅延加算金支給法第九條」を加え、同條第五項中「場合」の下に「並びに年金給付遅延加算金支給法第六條第二項の規定によりその例によるものとされる場合」を、「第九十六條第四項」の下に「(年金給付遅延加算金支給法第六條第二項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。)(を加える。

附則第十四條中「及び石炭鉱業年金基金法第三十三條第二項」とあるのは、「及び附則第二十九條並びに国民年金法附則第九條の三の二第五項を、石炭鉱業年金基金法第三十三條第二項及び」とあるのは「及び附則第二十九條第五項、石炭鉱業年金基金法第三十三條第二項、国民年金法附則第九條の三の二第五項並びに」と、「審査請求(年金給付遅延加算金支給法第九條の規定による厚生年金保険法附則第二十九條第一項の規定による脱退一時金に係る保険給付遅延特別加算金に係るもの及び国民年金法附則第九條の三の二第一項の規定による脱退一時金に係る給付遅延特別加算金に係るものを除く。第三十二條第二項において同じ。)(とあるのは「審査請求に、又は石炭鉱業年金基金法第三十三條第二項」とあるのは、「若しくは附則第二十九條第五項、石炭鉱業年金基金法第三十三條第二項又は」を、「石炭鉱業年金基金法第三十三條第二項」とあるのは、「若しくは附則第二十九條第五

項、石炭鉱業年金基金法第三十三條第二項、」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)
第六條 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第百八條中「国民年金事業」の下に「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第 号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。)(による給付遅延特別加算金の支給を含む。)(を、「負担」の下に「及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給」を加える。

第百十一條第一項第二号イ中「基礎年金給付費」の下に「(年金給付遅延加算金支給法による給付遅延特別加算金(国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金に係るものに限る。)(の支給に要する費用を含む。次項第二号において同じ。)(を加え、同條第二項第二号イ中「給付費」の下に「(年金給付遅延加算金支給法による老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金に係るものを除く。)(の支給に要する費用を含む。)(を加え、同條第三項第二号イ中「保険給付費」の下に「(年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。)(を加える。

第百十三條第一項中「附則第十四條第二項」の下に「及び年金給付遅延加算金支給法第七條第一項を、「除く。)(の下に「(年金給付遅延加算金支給法第七條第一項において適用する場合を含む。)(を加える。

第百十四條第一項第一号中「第八十五條第一項第一号」の下に「(年金給付遅延加算金支給法第七條第一項において適用する場合を含む。)(を加え、同條第二号中「附則第十四條第二項」の下に「及び年金給付遅延加算金支給法第七條第二項において適用する場合を含む。)(を加え、同條第五項中「第八十五條第二項」及び「第八十條第二項」の下に「(年金給付遅延加算金支給法第七條第二項において適用する場合を含む。)(を加える。

を含む。第百二十條第二項第一号において同じ。)(を加え、同條第二項中「第八十條第一項」及び「附則第七十九條」の下に「(年金給付遅延加算金支給法第七條第一項において適用する場合を含む。第百二十條第二項第二号において同じ。)(を加え、同條第五項中「第八十五條第二項」及び「第八十條第二項」の下に「(年金給付遅延加算金支給法第七條第二項において適用する場合を含む。)(を加える。

第百十四條第一項第一号中「第八十五條第一項第一号」の下に「(年金給付遅延加算金支給法第七條第一項において適用する場合を含む。)(を加え、同條第二号中「附則第十四條第二項」の下に「及び年金給付遅延加算金支給法第七條第一項」を加え、同條第四号中「第九號を除く。)(の下に「(年金給付遅延加算金支給法第七條第一項において適用する場合を含む。)(を加え、同條第三項中「みなされる費用」の下に「(当該費用に係る年金給付遅延加算金支給法による給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。第百二十條第二項第五号において同じ。)(を加え、同條第四項中「費用」の下に「(当該費用に係る年金給付遅延加算金支給法による給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。第百二十條第二項第六号において同じ。)(を加える。

第百二十條第一項各号列記以外の部分中「第二項」の下に「(年金給付遅延加算金支給法第七條第一項において適用する場合を含む。以下この項において同じ。)(を加え、同條第二項第一号中「附則第十四條第二項」の下に「及び年金給付遅延加算金支給法第七條第一項」を加える。

(関係法律の整理)

第七条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業における被保険者等に関する年金記録の管理の不備に起因した様々な問題の重大性及びこれらの問題に緊急に対処する必要性にかんがみ、かつ、公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するため、年金記録の訂正がなされた上で年金給付等を受ける権利に係る裁定が行われた場合において適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払うこととされた日より大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額となるようにするための加算金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、年金特別会計基礎年金勘定、国民年金勘定及び厚生年金勘定において、合計で初年度約五百四十五億円の支出増が見込まれる。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 四六〇円 四四〇円